令和3年度からの障がい者支援計画実施状況

第1章　共に支えあって暮らすために

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）	取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）	取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）
1－（1）啓発・広報の推進								
（ア）啓発の充実								
障がいのある人等が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取組が効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図っていくための啓発に取り組みます。	「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰	福祉局障がい福祉課	市内中高等学校での夏休みの課題として定着を図り、ひとにやさしいまちづくりへの意識高揚に寄与する。					
			インターネットTVを活用し、次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。受賞作品を選考のうえ、作品集を作成、配布した。 また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。 作品応募数　144点 応募学校数　5校	理解啓発の一環としても必要な事業であることから、早期周知等により応募数の増加を図る。	次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。受賞作品を選考のうえ、作品集を作成、配布した。 また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。 作品応募数　80点 応募学校数　4校	理解啓発の一環としても必要な事業であることから、早期周知等により応募数の増加を図る。		
			感染症拡大の影響により、作品応募数、応募学校数ともに減少した。更なる拡充が必要。		作品応募数、応募学校数ともに減少している。更なる拡充が必要。			
	大阪ふれあいキャンペーンによる障がいに関する啓発の取組み	福祉局障がい福祉課	アンケート集計結果、前年度より認知度が上がっているか。					
			12月3日～9日の障がい者週間に合わせ、啓発物を各市町村、各団体、小学校等へ配布した。 ・配布物 「ふれあいおりがみ」「ふれあいすごろく」「ふれあいクリアファイル」など 新たな啓発方法として、大阪ふれあいキャンペーンSNSアカウントへの投稿により認知度の向上に努めた。	障がいへの理解啓発のため、啓発の手法の見直しも含め、引き続き取組みを進める。	12月3日～9日の障がい者週間に合わせ、啓発物を各市町村、各団体、小学校等へ配布した。 ・配布物 「ふれあいおりがみ」「ふれあいすごろく」「ふれあいクリアファイル」など 引き続き、大阪ふれあいキャンペーンSNSアカウントへの投稿により認知度の向上に努めた。	障がいへの理解啓発のため、啓発の手法の見直しも含め、引き続き取組みを進める。		
			障がいの理解啓発について、行政及び関係団体が参加する実行委員会において更なる効果的な手法も含め検討が必要。		障がいの理解啓発について、行政及び関係団体が参加する実行委員会において更なる効果的な手法も含め検討が必要。			
	障がい者週間にかかる啓発の取組み	福祉局障がい福祉課	啓発活動を展開し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。					
			障がいや障がい者への理解・啓発として、街宣車による街頭キャラバンを実施する。	障がいへの理解啓発のため、各区での取組みも含め、引き続き実施していく。	障がいや障がい者への理解・啓発として、街宣車による街頭キャラバンを実施する。	障がいへの理解啓発のため、各区での取組みも含め、引き続き実施していく。		
			障がいの理解は一定進んでいると考えるものの、市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要である。		障がいの理解は一定進んでいると考えるものの、市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要である。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
「障がい者週間」（12月３日～９日）を中心とした啓発活動においても、広く市民の参加を求め関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。	心の輪を広げる体験作文・啓発ポスター	福祉局障がい福祉課	前年度実績の同数以上					
			（応募数）　作文77編、ポスター6点 （前年度実績：作文18編、ポスター14点） ※インターネットTVを活用し周知 （表彰式）　12月4日	夏休みの課題等として取り組む学校数増を目指し、継続して周知を行う。	（応募数）　作文42編、ポスター16点 （前年度実績：作文77編、ポスター6点） ※SNS、インターネットTVを活用し周知 （表彰式）　12月３日	夏休みの課題等として取り組む学校数増を目指し、継続して周知を行う。		
			新型コロナウイルス感染症による学校の休校等による影響により、応募件数が大幅に減少した前年度に比べ、作文の応募数は増加したものの、ポスターの応募数は減少している。昨年同様であるが、取組む学校が限定されている傾向にあるため、新規で取組を実施する学校を増やす必要がある。		新型コロナウイルス感染症による学校の休校等による影響により、応募件数が大幅に減少した令和2年度に比べ、作文・ポスターともに応募数は増加しているが、前年度に比べ、作文の応募数は減少している。新規で取り組んでもらえる学校もあったが、従前と同様、課題として取り組む学校が限定されている傾向にあるため、新規で取組を実施する学校を増やす必要がある。			
	障がい者支援施設製品の展示・販売	福祉局障がい福祉課	授産製品の認知度を高め、販売力や商品力の向上を図る。					
			○販売会 場所：大阪市役所1階ロビー 日程：令和3年12月6～8日及び令和4年3月22～23日	障がい者雇用促進の観点から、障がい者福祉施設での授産製品の販売促進に取組む。	○販売会 場所：大阪市役所1階ロビー 日程：令和4年9月27～29日及び令和4年12月6～8日	障がい者雇用促進の観点から、障がい者福祉施設での授産製品の販売促進に取組む。		
			年3回（9月・12月・3月）の販売会実施を見込んでいたが、感染症拡大の影響を受け、9月の販売会は中止した。更なる拡充が必要。		障がい者福祉施設製品の認知度を高め、さらなる工賃向上を図る必要がある。			
	リハビリテーションセンター市民啓発事業	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課	公開講座等を通じた啓発事業を行い、障がい者とその家族の福祉の向上に寄与することを目的とする。					
			障がいのある方への理解を深め、障がい者福祉の向上を図ることを目的に公開講座を動画配信にて実施。 視聴回数：439回（令和4年2月10日～令和4年7月14日時点）	より多くの市民の方が参加し、障がいへの理解を深めらるよう、開催方法の検討を行い、公開講座を実施する必要がある。	障がいのある方への理解を深め、障がい者福祉の向上を図ることを目的に公開講座を動画配信にて実施。 視聴回数：817回（令和5年3月1日～令和5年12月26日時点）	より多くの市民の方が参加し、障がいへの理解を深めらるよう、開催方法の検討を行い、公開講座を実施する必要がある。		
			より多くの市民の方が視聴できるよう、広報の検討が必要である。		より多くの市民の方が視聴できるよう、広報の検討が必要である。			
障がいを理由とする差別の現状や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえて、市民や事業者、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人等など、地域のさまざまな活動主体に対し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組みます。		福祉局障がい福祉課	「あいサポート運動」の周知及びあいサポート研修において、「障害者差別解消法」を含めた障がいの理解啓発を実施					
			あいサポーター数　1,039　人（延べ5,112人） 研修実施回数　　35回（延べ159回） 市内の284事業者に対し取組依頼を行った。	引き続き「あいサポート運動」の周知を行い、あいサポート研修を実施し、「障害者差別解消法」も含めた障がいの理解啓発に努める。	・あいサポーター数　1,279　人（延べ6,391人） ・研修実施回数　　33回（延べ192回） ・「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」と併せて、周知用のクリアファイルを作成し、市内の小学3年生を対象に配布した（286校、19,681枚）。 ・市内の109事業者に対し取組依頼を行った。	引き続き「あいサポート運動」の周知を行うとともに、あいサポート研修を実施し、「障害者差別解消法」も含めた障がいの理解啓発に努める。		
			新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前年度に比べ、研修回数の増加に伴い、あいサポーター数も増加した。		引き続き、市民等に対し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組む必要がある。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。	精神保健市民講座	健康局こころの健康センター	精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催					
			こころの健康センター及び各区において、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行った。(95回開催)	本市HPなどを利用した啓発活動の実施	こころの健康センター及び各区において、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行った。(164回開催)	本市HPなどを利用した啓発活動の実施		
			安定した講座参加者数の確保		安定した講座参加者数の確保			
	こころの健康講座(思春期・依存症に関する講座含む)	健康局こころの健康センター	精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催					
			こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、こころの健康の保持・増進を図る。(15回開催、参加者:延499人)	本市HPなどを利用した啓発活動の実施	こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、こころの健康の保持・増進を図る。(12回開催、参加者:延304人)	本市HPなどを利用した啓発活動の実施		
			こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、こころの健康の保持・増進を図る。		こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、こころの健康の保持・増進を図る。			
広く市民に難病に対する理解を得るため、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置するとともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル展示を実施するなど啓発に努めます。	難病及び小児慢性特定疾病啓発事業	健康局保健所管理課	パネル展示等の啓発を実施					
			障がい者週間の行事として、福祉局障がい者施策部障がい福祉課が実施するパネル展示に参加。 展示期間　12月3日～9日 パネル枚数　8枚	引き続き、パネル展示を実施するなど啓発に努める。	障がい者週間の行事として、福祉局障がい者施策部障がい福祉課が実施するパネル展示に参加。 展示期間　12月3日～9日 パネル枚数　8枚	引き続き、パネル展示を実施するなど啓発に努める。		
			引き続き市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。		引き続き市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。			
HIV陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、HIV感染症に関する理解の促進に努めます。		健康局保管所感染症対策課	令和3年度目標:HIV研修を受けた福祉関係者数　252人					
			・HIVに関する情報をホームページで常時掲載 ・検査場におけるポスター掲示、各種リーフレットの配付 ・世界エイズデー等イベントにおいて啓発 ・福祉関係者への研修(年2回:75人) ・医療機関向け講習会の実施(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は実施なし)	健康教育・研修等の継続 拠点病院との連携強化	・HIVに関する情報をホームページで常時掲載 ・検査場におけるポスター掲示、各種リーフレットの配付 ・世界エイズデー等イベントにおいて啓発 ・福祉関係者向け啓発リーフレットの作成 ・福祉関係者への研修(年8回:226人)、研修受講後アンケートでHIV陽性者の受け入れを肯定した福祉関係者の割合(78.1%) ・医療機関向け講習会の実施(208人)	健康教育・研修等の継続 拠点病院との連携強化		
			市内全体の福祉関係者へ意識の均てん化がはかれるよう継続した啓発の取り組みが必要であると考える。		市内全体の福祉関係者へ意識の均てん化がはかれるよう継続した啓発の取り組みが必要である。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」（4月２日）、「発達障がい啓発週間」（4月２日～８日）を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、様々な機会をとらえ発達障がいについての情報提供や理解促進に努めます。	「世界自閉症啓発デー」・「発達障がい啓発週間」普及啓発活動	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課	発達障がいに対する正しい理解と支援について普及啓発活動を実施					
			・「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」に合わせて、市HP及び広報誌による広報のほか、ポスター掲示やリーフレット配付を実施。 ・「世界自閉症啓発デー」に一般社団法人大阪自閉スペクトラム症協会、大阪府と連携し、大阪城天守閣等のブルーライトアップを実施。 ・3月1日から31日までの期間、市役所1階市民ロビーの大型モニターに「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」啓発映像を放映。 ・セレッソ大阪、オリックス・バファローズ、サントリーサンバーズ・大阪エヴェッサの各スポーツチームの協力により、会場でのポスター掲示や大型スクリーンを使った啓発メッセージの放映等の啓発活動を実施。	市HP及び広報誌による広報並びにポスター掲示やリーフレットの配布、「世界自閉症啓発デー」に大阪城天守閣等のライトアップを引き続き実施していく。	・「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」に合わせて、市HP及び広報誌による広報のほか、ポスター掲示やリーフレット配布を実施。 ・「世界自閉症啓発デー」に一般社団法人大阪自閉スペクトラム症協会、大阪府と連携し、大阪城天守閣等のブルーライトアップを実施。 ・3月1日から31日までの期間、区役所等に設置する小型デジタルサイネージにて「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」啓発映像を放映。 ・セレッソ大阪、オリックス・バファローズ、サントリーサンバーズ・大阪エヴェッサ、クボタスピアーズ、NTTドコモレッドハリケーンズの各スポーツチームの協力により、会場でのポスター掲示や大型スクリーンを使った啓発メッセージの放映等の啓発活動を実施。	市HP及び広報誌による広報並びにポスター掲示やリーフレットの配布、「世界自閉症啓発デー」に大阪城天守閣等のライトアップを引き続き実施していく。		
			啓発活動に終わりがなく、継続して行うことが必要であり、求められている。		啓発活動に終わりがなく、継続して行うことが必要であり、求められている。			
	発達障がい者支援センターにおける啓発講座、親支援講座	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課	発達障がいに対する正しい理解と支援について普及啓発活動を実施					
			地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発講座、親支援講座を実施。 啓発講座　　24回　延べ919人 親支援講座　140回　延べ1,337人	今後も引き続き、発達障がいについての啓発講座等を実施する	地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発講座、親支援講座を実施。 啓発講座　　33回　延べ1,079人 親支援講座　138回　延べ1,634人	今後も引き続き、発達障がいについての啓発講座等を実施する		
			新型コロナウイルス感染拡大防止による回数減が昨年度から継続したが、継続した取り組みが必要である。		回数及び参加人数は増加しているものの発達障がいの理解啓発のため、継続した取り組みが必要である。			
外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの方に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク」の普及を大阪府と連携して進めます。	ヘルプマークの普及	福祉局 障がい福祉課	大阪府と連携し普及啓発に取り組む					
			ヘルプマーク配布数　8,643　個 ※福祉のあらまし及び本市ホームページにヘルプマークについてのページを掲載するとともに、障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールでヘルプマークを掲示することでの啓発。	大阪府と連携し、普及啓発に取り組むとともに、イベントや研修の場を活用し啓発を行う。	ヘルプマーク配布数　10,649　個 ・「福祉のあらまし」及び本市ホームページに、ヘルプマークに関するページを掲載 ・「あいサポート運動ハンドブック」にヘルプマークに関する内容を掲載し、あいサポート研修にて説明 ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールにてヘルプマークに関する案内パネルを掲示	大阪府と連携し、普及啓発に取り組むとともに、イベントや研修の場を活用し啓発を行う。		
			ヘルプマークが普及していくよう引き続き啓発を行う必要がある		ヘルプマークが普及していくよう、引き続き啓発を行う必要がある。			
市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポーター」を養成するとともに、「あいサポート企業（団体）」の認定を行うなど、障がいのある人が困っている様子を見かけたら、必要な声掛けや、配慮を行う「あいサポート運動 」の取組を進めます。	あいサポート運動の実施	福祉局 障がい福祉課	令和5年度末3万人（大阪市人口の約1%以上）					
			あいサポーター数　1,039　人（延べ5,112人） 研修実施回数　　35回（延べ159回） 市内の284事業者に対し取組依頼を行った。	再度企業や団体等への周知を行い、あいサポート企業・団体へ研修を実施し、あいサポーター数増に努める。	・あいサポーター数　1,279　人（延べ6,391人） ・研修実施回数　　33回（延べ192回） ・「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」と併せて、周知用のクリアファイルを作成し、市内の小学3年生を対象に配布した（286校、19,681枚）。 ・市内の109事業者に対し取組依頼を行った。	引き続き、市民や企業・団体等への周知方法を検討するとともに、あいサポーター及びあいサポート企業・団体の増加に努める。		
			新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前年度に比べ、研修回数の増加に伴い、あいサポーター数も増加した。		市内の企業等に対して取組依頼を行っているが、「あいサポート企業・団体」の認定につながらない。前年度に比べ、あいサポーター数は増加しているが、継続的な取組が必要である。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。	障がいのある人に関わる各種マークの周知	福祉局 障がい福祉課	ホームページへの掲載の継続、冊子掲載数前年度以上					
			・ホームページへの掲載 ・冊子での啓発　3冊（計画、計画概要版、福祉のあらまし） ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールで各種マークを掲示することでの啓発。	現在掲載している冊子以外の新規掲載に向け取り組む。	・本市ホームページへの掲載 ・冊子（計画、計画概要版、福祉のあらまし、あいサポート運動ハンドブック）に掲載 ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールにて各種マークのパネルを掲示	現在掲載している冊子以外の新規掲載等、周知方法を検討し、更なる普及に向け取り組む。		
			引き続き、広報紙等の媒体を利用し、広く周知を行う必要がある。		引き続き、広報紙等の媒体を利用し、広く周知を行う必要がある。			
啓発事業の推進にあたっては、市民団体や市民、地域団体（地域活動協議会等）と協働して、取組を進めます。	人権啓発	市民局	各啓発事業の利用者アンケートにおける「役に立った」評価：80％以上					
			・地域密着型市民啓発事業 　各研修受講者へのアンケートにおける「役に立つ」評価：93.0％ ・市民啓発広報事業 　映像ソフト利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価：98.3％ 　人権啓発情報誌の読者アンケートにおける「役に立った」評価：96.4％ ・障がいのある人にかかる人権啓発教材作成事業 　教材を用いた授業を試行実施した小学校の教員から「役に立った」という評価 ・企業啓発推進事業 　各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」評価：94.6％	各事業を継続	・地域密着型市民啓発事業 　各研修受講者へのアンケートにおける「役に立つ」評価：91.4％ ・市民啓発広報事業 　映像ソフト利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価：94.1％ 　人権啓発情報誌の読者アンケートにおける「役に立った」評価：94.0％ ・LGBT などの性的少数者に関する人権課題に理解を深める広報用動画を作成し、啓発事業の参加者から「役に立った」という評価：90.7％ ・企業啓発推進事業 　各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」評価：89.3％	各事業を継続		
			啓発の有用性について目標を達成		啓発の有用性について目標を達成			
補助犬の受入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。	補助犬受け入れについての普及啓発	福祉局 障がい福祉課	補助犬の受入れについて普及啓発に取り組む。					
			・補助犬マークのホームページ福祉のあらましへの掲載 ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールで各種マークを掲示することでの啓発 ・身体障がい者補助犬に関する苦情相談窓口の設置	引き続き普及啓発に取り組む。	・本市ホームページや「福祉のあらまし」「あいサポート運動ハンドブック」に、補助犬に関する案内を掲載 ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールにて、補助犬に関する案内パネルを掲示 ・身体障がい者補助犬に関する苦情相談窓口の設置	引き続き普及啓発に取り組む。		
			引き続き、補助犬について広く普及啓発を行う必要がある。		引き続き、補助犬について広く普及啓発を行う必要がある。			
障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。	車いす体験講習会	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター管理課	障がいのある方への理解を深め、「人への思いやり、やさしさ」に気づいてもらうことを目的とする。					
			市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 実施件数：133　参加人数：8,338名	今後も、障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気付いてもらうための啓発活動を積極的に展開していく。	市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 実施件数：166　参加人数：10,350名	今後も、障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気付いてもらうための啓発活動を積極的に展開していく。		
			応募多数により、受講希望全てに応えられない。		応募多数により、受講希望全てに応えられない。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（イ）広報の充実								
テレビ・ラジオや広報紙・誌等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。	広報紙等の活用	福祉局障がい福祉課	12月の障がい者週間へ向け、さまざまな啓発に取組む					
			・区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載した。 ・障がい者週間期間中、市役所庁舎内において、障がいに関するマークの啓発等を行った。	啓発の充実のため、引き続き取組みを行っていく。	・区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載した。 ・障がい者週間期間中、市役所庁舎内において、障がいに関するマークの啓発等を行った。	啓発の充実のため、引き続き取組みを行っていく。		
			継続的に、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行っていく必要がある。		継続的に、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行っていく必要がある。			
様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・SNS等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。	大阪市ホームページの運用・管理	政策企画室広報担当	大阪市ウェブアクセシビリティ方針に基づき、障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい大阪市ホームページを運用する。					
			ウェブアクセシビリティに関するJIS規格（JIS X 8341-3:2016）に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。	取組内容を継続して実施する。	ウェブアクセシビリティに関するJIS規格（JIS X 8341-3:2016）に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。	取組内容を継続して実施する。		
			JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠		JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠			
1－（2）人権教育・福祉教育の充実								
各学校園において、障がいのあるこどもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りのこどもとのより良い関係づくりを進めます。		教育委員会事務局	すべての学校において、「いじめ防止対策推進法」及び「大阪市いじめ対策基本方針」、各校の「いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ対応が行われることをめざすとともに、「いじめについて考える日」などいじめの未然防止に係る取組の推進を図る。					
			・「いじめ防止対策推進法」及び「大阪市いじめ対策基本方針」、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対応を行った。 ・5月の大型連休明け最初の月曜日（5月10日）を「いじめについて考える日」とし、すべての学校において、いじめの未然防止に係る取組を進めた。 ・すべての学校で学期に1回以上のいじめアンケートを行い、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めた。	・全教職員に対して「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底に向けたeラーニング研修を実施し、いじめ対応に係る基本認識の徹底を図る。 ・スクールロイヤーによる研修を実施することにより、いじめに対する適切な対応について理解を深める。 ・「いじめについて考える日」の先進的な取組を大阪市HP等にて公開する。	・「いじめ防止対策推進法」及び「大阪市いじめ対策基本方針」、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対応を行った。 ・5月の大型連休明け最初の月曜日（5月9日）を「いじめについて考える日」とし、すべての学校において、いじめの未然防止に係る取組を進めた。 ・すべての学校で学期に1回以上のいじめアンケートを行い、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めた。	・全教職員に対して「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底に向けたeラーニング研修を実施し、いじめ対応に係る基本認識の徹底を図る。 ・スクールロイヤーによる研修を実施することにより、いじめに対する適切な対応について理解を深める。 ・「いじめについて考える日」の先進的な取組を大阪市HP等にて公開する。		
			・組織的な対応やいじめの解消についての理解を深め、「いじめ防止対策推進法」や、「大阪市いじめ対策基本方針」に基づいたいじめ対応を行うこと。 ・「いじめについて考える日」の取組の充実。		・組織的な対応やいじめの解消についての理解を深め、「いじめ防止対策推進法」や、「大阪市いじめ対策基本方針」に基づいたいじめ対応を行うこと。 ・「いじめについて考える日」の取組の充実。			
障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努めます。	インクルーシブ教育システムの充実と推進	教育委員会事務局	「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れたインクルーシブ教育システムの構築					
			・特別支援教育サポーター 小・中学校 618名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ 小・中学校 19名配置 ・巡回指導体制の強化 アドバイザー4領域配置 ・特別支援教育に関する研修の実施 161回	ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進	・特別支援教育サポーター 小・中学校 618名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ 小・中学校 15名配置 ・巡回指導体制の教科 アドバイザー4領域配置 ・特別支援教育に関する研修の実施 170回	ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進		
			・障がいのある幼児児童生徒の増加・障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上		・障がいのある幼児児童生徒の障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。	小中学生地域福祉学習事業（福祉人材養成確保推進事業）	福祉局 地域福祉課	令和3年度における福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合（教員へのアンケートによる）が80%					
			・小学生向け福祉教材「ふくし読本」を小学3年生に約21,000冊、指導用副教材を教員に約650冊を配付し、授業等で活用 ・全287校に教員向けアンケート調査を実施し、245校より有効な回答があった。福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合は95.1%。 引き続き次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう取組みが必要である。	次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう、効果検証をしながら、引き続き福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取組みを実施する。	・小学生向け福祉教材「ふくし読本」を小学3年生に約21,000冊、指導用副教材を教員に約650冊を配付し、授業等で活用 ・全282校に教員向けアンケート調査を実施し、229校より有効な回答があった。福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合は97.4%。 引き続き次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう取組みが必要である。	次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう、効果検証をしながら、引き続き福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取組みを実施する。		

2－（1）わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

（ア）多様な情報提供

	障がいのある方のための「福祉のあらまし」点字版・音声版	福祉局 障がい福祉課	点字版と音声版を隔年で作成し、障がいの状況や特性に応じた情報提供を行う					
			録音版（テープ5セット、デイジー50枚） ※点字版と録音版は隔年で作成。 R2は、点字版　300部作成 予定どおり作成	引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。	点字版300部作成 ※点字版と録音版は隔年で作成。 R3は、録音版（テープ5セット、デイジー50枚）作成 予定どおり作成	引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。		
	″はーとふる″ガイド（わかりやすい福祉サービス一覧）	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課	判定や相談等に来られた対象者に対し障害福祉サービスの情報提供を行う					
			知的障がい者向け冊子の作成 作成部数　2,700部 解り易い説明となるよう留意し、また漢字にはルビをふるなど配慮を心掛けている。	今後も継続して作成を行っていく。	知的障がい者向け冊子の作成 作成部数　2,700部 解り易い説明となるよう留意し、また漢字にはルビをふるなど配慮を心掛けている。	今後も継続して作成を行っていく。		
	消防局ホームページまたは消防署において、FAX通報用の用紙を配布し、FAXにて119番通報	消防局	消防局HP、各消防署の行事等により引き続き広報する。					
			通報件数　22件 （内訳　火災0件、救急3件、救助0件、救護0件、その他（誤報、問い合わせ）19件） 特になし	ホームページ等において、広報を継続	通報件数 15件 （内訳　火災0件、救急2件、救助0件、救護0件、その他（誤報、問い合わせ）13件） 特になし	ホームページ等において、広報を継続		

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。	インターネットによる119番通報受信体制を広報し、聴言障がい者の119番通報手段について情報提供する。	消防局	携帯電話、スマートフォンのインターネット接続機能を利用し、簡単に素早く119番通報できるシステムであることを、消防局HP、各消防署の行事等により広報する。					
				受信件数　43件 （内訳　火災0件、救急18件、救助1件、救護1件 その他（誤接、問い合わせ等）23件）	ホームページ等において、広報を継続	受信件数　30件 （内訳　火災0件、救急13件、救助2件、救護0件 その他（誤接、問い合わせ等）15件）	ホームページ等において、広報を継続		
				特になし		特になし			
		選挙公報 点字版・音声版の提供	行政委員会事務局選挙課	希望する市内の選挙人約700名へ提供する。					
				【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査】 計画のとおり希望者へ提供。約650名。 【市議会議員東淀川区選挙区補欠選挙】 計画のとおり希望者へ提供。約60名。	参議院議員通常選挙・市議会議員東成区及び城東区選挙区補欠選挙において提供する。	【参議院議員通常選挙】 計画のとおり希望者へ提供。627名。 【市議会議員城東区選挙区補欠選挙】 計画のとおり希望者へ提供。42名。 ※市議会議員東成区選挙区補欠選挙は無投票。	統一地方選挙においても同様に提供する。		
				特になし。		特になし。			
		投票案内状の送付（点字シール貼付）	行政委員会事務局選挙課	希望する市内の選挙人約700名の投票案内状に点字シールを貼り付け、送付する。					
				【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査・市議会議員東淀川区選挙区補欠選挙】 計画のとおり希望者へ提供。約650名。	参議院議員通常選挙・市議会議員東成区及び城東区選挙区補欠選挙において提供する。	【参議院議員通常選挙・市議会議員東成区及び城東区選挙区補欠選挙】 計画のとおり希望者へ提供。653名。	統一地方選挙においても同様に提供する。		
				特になし。		特になし。			
		点字投票用紙の交付	行政委員会事務局選挙課	全投票所において、点字投票を希望する選挙人へ点字投票用紙を交付する。					
				【衆議院議員総選挙】 計画のとおり実施。点字投票272票(選挙区・比例代表)。 【最高裁判所裁判官国民審査】 計画のとおり実施。点字投票248票。 【市議会議員東淀川区選挙区補欠選挙】 計画のとおり実施。点字投票26票。	参議院議員通常選挙・市議会議員東成区及び城東区選挙区補欠選挙において提供する。	【参議院議員通常選挙】 計画のとおり交付。点字投票256票(選挙区・比例代表)。 【大阪市議会議員城東区選挙区補欠選挙】 計画のとおり交付。点字投票16票。 ※市議会議員東成区選挙区補欠選挙は無投票。	統一地方選挙においても同様に提供する。		
				特になし。		特になし。			
		障がいのある方のための「福祉のあらまし」点字版・音声版（再掲）	福祉局障がい福祉課	点字版と音声版を隔年で作成し、障がいの状況や特性に応じた情報提供を行う					
				録音版（テープ5セット、デイジー50枚） ※点字版と録音版は隔年で作成。 　R2は、点字版　300部作成	引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。	点字版300部作成 ※点字版と録音版は隔年で作成。 　R3は、録音版（テープ5セット、デイジー50枚）作成	引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。		
				予定どおり作成		予定どおり作成			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	障がいがあることにより情報を入手することが困難な人について、対象者の状況及びニーズ並びに障がいの特性に応じて、音声読み上げソフト、音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なICTを活用し、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。また、ルビやイラストなどを用いたわかりやすい表現手法の活用など、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。	区広報紙 点字版、音声版	政策企画室広報担当	区広報紙の点字版を毎月発行し希望者へ配付するとともに、音声版をホームページに毎月掲載する。					
				【実績】 点字版：約230部／月平均 音声版：ホームページに毎月掲載	取組内容を継続して実施する。	【実績】 点字版：約 225部／月平均 音声版：ホームページに毎月掲載	取組内容を継続して実施する。		
				当初予定通り実施できた。		当初予定通り実施できた。			
		区広報紙 点字版、音声版	各区広報担当	広報紙の点字版を毎月発行し希望者へ配付するとともに、音声版をホームページに毎月掲載する					
				【点字版】 各区で毎月発行 （業務委託もしくは区職員による作成） 【音声版】 各区ホームページに毎月掲載 （中央区）行政オンラインシステムによる申込受付を開始	障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。	【点字版】 外部に業務委託して作成　17区 区役所職員により作成　7区 【音声版】 各区ホームページに読み上げ原稿を掲載 音訳ボランティア等によるCD作成・送付　13区	障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。		
				点字版・音声版の広報紙を必要としている人へ本取組について周知する必要がある。 外部委託している区では、点字版を作成する事業者が少ない。		点字版・音声版の広報紙を必要としている人へ本取組について周知する必要がある。 外部委託している区について、点字版を作成する事業者が少ない。			
		生活ガイドブック「くらしの便利帳」 点字版・音声版	政策企画室広報担当	隔年で発行する「くらしの便利帳」の点字版・音声版を作成。					
				点字版：153組 デイジー版：140枚	市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回（令和6年3月発行予定）も引き続き実施する。	（隔年発行）	市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回（令和6年3月発行予定）も引き続き実施する。		
				当初予定通り実施できた。		―			
		市会本会議傍聴者に対する手話通訳の実施（新規）	市会事務局	市会本会議を傍聴する聴覚・言語機能に障がいのある方（希望者）に対し手話通訳者の手配を行う。					
				傍聴予定日の5日前（土・日・祝日を除く）までに郵送、ファクシミリ及び電子申請により申請を受け付け、手話通訳者の手配を行う。 申請件数　0件	取組内容を継続して実施する。	傍聴予定日の5日前（土・日・祝日を除く）までに郵送、ファクシミリ及び電子申請により申請を受け付け、手話通訳者の手配を行う。 申請件数　0件	取組内容を継続して実施する。		
				申請件数は0件であったが、申請があった場合、スムーズに対応できる準備をしておく必要がある。		申請件数は0件であったが、申請があった場合、スムーズに対応できる準備をしておく必要がある。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
	「大阪市会だより」点字版 音声版(新規)	市会事務局	市会だよりの点字版を作成し希望者へ郵送するとともに、音声版をホームページに掲載する。					
			【点字版】各号ごとに13部作成(年5回、希望者へ郵送及び市会図書室へ配架、予備) 【音声版】市会ホームページに掲載	現在の取組内容を継続して実施する。	【点字版】各号ごとに13部作成(年5回、希望者へ郵送及び市会図書室へ配架、予備) 【音声版】市会ホームページに掲載	現在の取組内容を継続して実施する。		
			予定どおり実施		予定どおり実施			
	市税の納税通知書等への点字表示	財政局税務部課税課	視覚障がいのある方(希望者)に納税通知書等の点字表示を行う。					
			・納税通知書送付時の封筒に、あて名や送付文書名の点字表示を実施。 ・納税通知書及び同封物には、その主な内容の点字文書を添付 【個人市・府民税】 25件 【固定資産税・都市計画税】 40件	課税額を適切に通知するため、今後も継続して実施する。	・納税通知書送付時の封筒に、あて名や送付文書名の点字表示を実施。 ・納税通知書及び同封物には、その主な内容の点字文書を添付 【個人市・府民税】 22件 【固定資産税・都市計画税】 40件	課税額を適切に通知するため、今後も継続して実施する。		
			希望者に送付することができた。		希望者に送付することができた。			
	窓口案内での手話通訳及び手続支援の実施	福祉局障がい福祉課	聴覚障がいのある方の環境整備の推進を図る。					
			阿倍野区では毎週火曜日に手話通訳が可能な職員による窓口案内を実施し、区役所内の手続きの支援を行った。 上記取組に加え、各区において遠隔手話通訳や手話通訳派遣を実施した。	引き続き、取組を周知していく。	阿倍野区の取組に加え、平野区において毎週水曜日に手話通訳が可能な職員による窓口案内を実施し、区役所内の手続きの支援を行った。 上記2区の取組に加え、遠隔手話通訳や手話通訳派遣を実施した。	引き続き、取組を周知していく。		
			手話通訳が必要な方に対して周知する必要がある。		手話通訳が必要な方に対して周知する必要がある。			
タブレットやノートパソコン、電子黒板などのICTを活用した授業づくりを進めていく中で、障がいのあるこどもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。	ICTを活用した授業づくり	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	マルチメディアデイジー教科書の活用における大阪市として一括申請する他、活用実践報告などの活用研修を実施し、読みの困難な児童生徒への指導・支援の充実を図る					
			・児童生徒用タブレット端末におけるマルチメディアデイジー教科書の活用 利用校数 114校 利用者数 763名 ・「特別支援教育ICT活用研修」年2回実施	マルチメディアデイジー教科書活用等、環境の整備につとめる	・児童生徒用タブレット端末におけるマルチメディアデイジー教科書の活用 利用校数 116校 利用者数 695名 ・「特別支援教育ICT活用研修」年2回実施	マルチメディアデイジー教科書活用等、環境の整備につとめる		
			・ICT活用について、教員への一層の普及・促進 ・授業での活用の検証		・ICT活用について、教員への一層の普及・促進 ・活用事例の収集			
国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき、取り組むべき事項や課題ごとに、関係者間で連携して取り組む体制づくりの検討を進めます。	取り組むべき事項・課題ごとの連携した体制づくり	福祉局障がい福祉課	視覚障がい者等の環境整備の推進を図る。					
			幅広いコミュニケーション手段の確保を図るために、パソコン講習会を実施(参加者15名) IT機器の音声読み上げ機能活用訓練等にかかる相談及び指導	取り組むべいき体制づくりについて検討を進めていく。	幅広いコミュニケーション手段の確保を図るために、パソコン講習会を実施(参加者56名) IT機器の音声読み上げ機能活用訓練等にかかる相談及び指導	取り組むべき体制づくりについて検討を進めていく。		
			様々なニーズに対応できる体制づくり		様々なニーズに対応できる体制づくり			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
(イ)コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実								
コミュニケーション・情報収集の保障は地域で生活するうえで重要であり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいのある人が障がいの特性に応じた適切な情報の取得やコミュニケーションのための手段の選択が行える環境の整備に努めます。	タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービス	福祉局障がい福祉課	ICTを活用するなど区役所等窓口の充実を図る。					
			区窓口において、手話を必要とする方への対応として、タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを全24区で導入した。(利用実績79件)	引き続き、事業を継続し、更なる周知に努めていく。	区窓口において、手話を必要とする方への対応として、タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを全24区で導入した。(利用実績50件)	引き続き、事業を継続し、更なる周知に努めていく。		
			利用の拡大に向け、市民や職員への周知が必要		利用の拡大に向け、引き続き市民や職員への周知が必要			
	視覚障がい者情報提供事業 (早川福祉会館)	福祉局障がい福祉課	視覚障がい者等の福祉の向上及び社会参加の促進を図る。					
			○点字、録音図書(単位:タイトル) (所蔵状況) デイジー 5,563、テープ 5,826、点字 2,287、テキストデイジー 40 (製作) デイジー 67、テープ 67、点字 144、テキストデイジー 16 (貸出) デイジー 41,601、テープ 1,049、点字 2,129 (サピエダウンロード数) デイジー 40,967、点字 7,074、テキストデイジー 2,109 ○音訳講習会(初級)修了者 24人 ○点訳講習会(初級)修了者 26人	利用者ニーズの把握に努め、引き続き実施する。	○点字、録音図書(単位:タイトル) (所蔵状況) デイジー 5,724、テープ 5,829、点字 2,489、テキストデイジー 58 (製作) デイジー 88、テープ 3、点字 141、テキストデイジー 18 (貸出) デイジー 39,802、テープ 549、点字 1,855 (サピエダウンロード数) デイジー 45,318、点字 5,428、テキストデイジー 1,674 ○音訳講習会(初級)修了者 17人 ○点訳講習会(初級)修了者 21人	利用者ニーズの把握に努め、引き続き実施する。		
			音声メディア等の多様化に伴う利用者のニーズに応じた情報提供が必要。		音声メディア等の多様化に伴う利用者のニーズに応じた情報提供が必要。			
	点字プリンターの設置等	各区広報担当	点字を利用される方への情報発信の充実を図る					
			市民局におけるリース契約終了後、区役所で再リース、買取をして設置している(17区) 設置していない区においては点字ラベラー等を活用している	障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。	市民局におけるリース契約終了後、区役所において設置している。(購入9区、リース契約4区) 設置していない区では、点字対応ラベルライター等を使用している	障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。		
			区役所において、必要性等を精査しながら、調達(リース等)の継続を行う必要がある。 点字ラベラーにおいては作成に時間がかかる(特に長文作成)		区役所において、必要性等を精査しながら、設置(リース等)の継続を行う必要がある。 点字テプラにおいては作成に時間がかかる(特に長文作成)			
	耳マーク表示板・コミュニケーションボードの設置	行政委員会事務局選挙課	全投票所に耳マーク表示板・コミュニケーションボードを設置する。					
			【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査・市議会議員東淀川区選挙区補欠選挙】 計画のとおり全投票所に耳マーク表示板・コミュニケーションボードを設置。	参議院議員通常選挙・市議会議員東成区及び城東区選挙区補欠選挙において提供する。	【参議院議員通常選挙・市議会議員城東区選挙区補欠選挙】 計画のとおり全投票所に耳マーク表示板・コミュニケーションボードを設置。 ※市議会議員東成区選挙区補欠選挙は無投票。	統一地方選挙においても全投票所に設置する。		
			特になし。		特になし。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
	手話通訳者の配置	行政委員会事務局選挙課	投票所又は選挙執行本部に手話通訳者を配置する。(全区で実施)					
			【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査・市議会議員東淀川区選挙区補欠選挙】 計画のとおり鶴見区選挙執行本部に配置。	参議院議員通常選挙・市議会議員東成区及び城東区選挙区補欠選挙において提供する。	【参議院議員通常選挙・市議会議員城東区選挙区補欠選挙】 計画のとおり投票所又は選挙執行本部に手話通訳者を配置。(全区) ※市議会議員東成区選挙区補欠選挙は無投票。	統一地方選挙においても全投票所に設置する。		
			特になし。		特になし。			
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書、コミュニケーションボード、電話リレーサービス、NET119などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「大阪市手話に関する施策の推進方針」の趣旨を踏まえて、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及、手話による情報取得、手話による意思疎通の支援、手話を必要とする人への相談支援に関する施策を推進するとともに、これらが大阪市の施策全体に広がるよう、各所属がしっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。 また、大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。	点訳奉仕員養成事業	福祉局障がい福祉課	前年度実績の同数以上					
			意思疎通を図ることが困難な視覚障がい者等に対し、点訳による意思疎通を行うための点訳奉仕員を養成する。(受講者17名)	点訳奉仕員の確保に向けて、引き続き事業を継続し、募集の周知に努める。	意思疎通を図ることが困難な視覚障がい者等に対し、点訳による意思疎通を行うための点訳奉仕員を養成する。(受講者9名)	点訳奉仕員の確保に向けて、引き続き事業を継続し、募集の周知に努める。		
			ここ数年、一定数の受講者の確保はできているが、効果的な募集方法を検討する。		引き続き効果的な募集方法を検討する。			
	手話奉仕員養成研修	福祉局障がい福祉課	前年度実績の同数以上					
			日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。(受講者538名)	引き続き全区で実施できるよう運営し、修了者率の向上に向けて課題を整理する。	日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。(受講者680名)	引き続き全区で実施できるよう運営し、修了者率の向上に向けて課題を整理する。		
			手話言語条例の制定で手話への関心が高まっていると考えられるため、一定数の受講者の確保はできている。修了者率の向上(修了者349名、65%)が課題。		手話言語条例の制定で手話への関心が高まっていると考えられるため、一定数の受講者の確保はできている。修了者率の向上(修了者467名、69%)が課題。			
	手話通訳者養成研修	福祉局障がい福祉課	前年度実績の同数以上					
			聴覚に障がいのある方に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための手話通訳者を養成する。(受講者47名)	手話通訳者派遣事業の基盤となる手話通訳者育成に向けた取組みであり、引き続き事業を継続し、募集の周知に努める。	聴覚に障がいのある方に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための手話通訳者を養成する。(受講者61名)	手話通訳者派遣事業の基盤となる手話通訳者育成に向けた取組みであり、引き続き事業を継続し、募集の周知に努める。		
			新型コロナウイルス感染症の影響により受講者が減少したが、引き続き受講者増に向けた取組みが必要である。		引き続き受講者増に向けた取組みが必要である。			
	要約筆記者養成研修	福祉局障がい福祉課	前年度実績の同数以上					
			聴覚に障がいのある方に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための要約筆記者を養成する。(受講者23名)	要約筆記者の確保に向けて、引き続き事業を継続し、要約筆記者のスキルの向上等に関する課題を整理する。	聴覚に障がいのある方に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための要約筆記者を養成する。(受講者25名)	要約筆記者の確保に向けて、引き続き事業を継続し、要約筆記者のスキルの向上等に関する課題を整理する。		
			養成研修を修了した者(過去に養成研修を修了した者も含む)の試験合格率の向上や要約筆記者のスキルの向上。		養成研修を修了した者(過去に養成研修を修了した者も含む)の試験合格率の向上や要約筆記者のスキルの向上。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	盲ろう者通訳・介助者養成研修	福祉局障がい福祉課	前年度実績の同数以上					
			視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある盲ろう者のコミュニケーションや移動の支援を行う、通訳・介助者の養成を行う。（受講者11名）	盲ろう者通訳・介助員の確保に向けて、引き続き事業を継続し、募集の周知に努める。	視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある盲ろう者のコミュニケーションや移動の支援を行う、通訳・介助者の養成を行う。（受講者8名）	盲ろう者通訳・介助員の確保に向けて、引き続き事業を継続し、募集の周知に努める。		
			視覚と聴覚の障がいを併せ持つ盲ろう者のコミュニケーション支援は単独の障がいを持つ障がい者支援と比較するとその支援が難しい。		視覚と聴覚の障がいを併せ持つ盲ろう者のコミュニケーション支援は単独の障がいを持つ障がい者支援と比較するとその支援が難しい。			
	手話通訳者派遣事業	福祉局障がい福祉課	前年度実績の同数以上					
			聴覚・言語障がい者からの派遣依頼により、手話通訳者を派遣し、利用者の情報保障を行う。（4,398件、11,856時間）（手話通訳者数108名）	派遣件数は年々増加をしており、今後も見込まれる需要に対して適切に対応できるように手話通訳者の数を増やすなど体制整備を整える必要がある。	聴覚・言語障がい者からの派遣依頼により、手話通訳者を派遣し、利用者の情報保障を行う。（4,533件、10,071時間）（手話通訳者数118名）	派遣件数は年々増加をしており、今後も見込まれる需要に対して適切に対応できるように手話通訳者の数を増やすなど体制整備を整える必要がある。		
			手話言語条例の制定により、市民生活のより多くの場面で手話通訳者によるコミュニケーション支援が必要である。		手話言語条例の制定により、市民生活のより多くの場面で手話通訳者によるコミュニケーション支援が必要である。			
	要約筆記者派遣事業	福祉局障がい福祉課	前年度実績の同数以上					
			聴覚障がい者からの派遣依頼により、要約筆記者を派遣し、利用者の情報保障を行う。（66件）	要約筆記を必要とする人への情報保障が確保されるため、利用しやすい制度への見直しを図る必要がある。	聴覚障がい者からの派遣依頼により、要約筆記者を派遣し、利用者の情報保障を行う。（44件）	要約筆記を必要とする人への情報保障が確保されるため、利用しやすい制度への見直しを図る必要がある。		
			中途失聴者を中心に要約筆記の需要自体は高いが、同じ聴覚障がいに係る意思疎通支援の手話と比較し、利用件数が少ない。		中途失聴者を中心に要約筆記の需要自体は高いが、同じ聴覚障がいに係る意思疎通支援の手話と比較し、利用件数が少ない。			
	手話通訳者派遣事業	教育委員会事務局	聴覚障がいのある保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るため、学校への手話通訳指導員派遣を実施					
			・学校行事における手話通訳派遣 101回	引き続き、取り組みを実施していく	・学校行事における手話通訳派遣 161回	引き続き、取り組みを実施していく		
			計画通り実施		計画通り実施			
（ウ）情報バリアフリーの推進								
	大阪市ホームページの運用・管理（再掲）	政策企画室広報担当	大阪市ウェブアクセシビリティ方針に基づき、障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい大阪市ホームページを運用する。					
			ウェブアクセシビリティに関するJIS規格（JIS X 8341-3:2016）に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。	取組内容を継続して実施する。	視覚と聴覚の障がいを併せ持つ盲ろう者のコミュニケーション支援は単独の障がいを持つ障がい者支援と比較するとその支援が難しい。	取組内容を継続して実施する。		
			JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠		JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ICTの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報に対するアクセスをはじめとした、情報バリアフリーの推進に努めます。	生活ガイドブック「くらしの便利帳」 点字版・音声版 （再掲）	政策企画室 広報担当						
				点字版：153組 デイジー版：140枚	市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回（令和6年3月発行予定）も引き続き実施する。	（隔年発行）	市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回（令和6年3月発行予定）も引き続き実施する。		
				当初予定通り実施できた。		―			
		区広報紙 点字版、音声版 （再掲）	政策企画室 広報担当	区広報紙の点字版を毎月発行し希望者へ配付するとともに、音声版をホームページに毎月掲載する。					
				【実績】 点字版：約230部／月平均 音声版：ホームページに毎月掲載	取組内容を継続して実施する。	【実績】 点字版：約 225部／月平均 音声版：ホームページに毎月掲載	取組内容を継続して実施する。		
				当初予定通り実施できた。		当初予定通り実施できた。			
		区広報紙 点字版、音声版 （再掲）	各区 広報担当	広報紙の点字版を毎月発行し希望者へ配付するとともに、音声版をホームページに毎月掲載する					
				【点字版】 各区で毎月発行 （業務委託もしくは区職員による作成） 【音声版】 各区ホームページに毎月掲載 （中央区）行政オンラインシステムによる申込受付を開始	障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。	【点字版】 外部に業務委託して作成　17区 区役所職員により作成　7区 【音声版】 各区ホームページに読み上げ原稿を掲載 音訳ボランティア等によるCD作成・送付　13区	障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。		
				点字版・音声版の広報紙を必要としている人へ本取組について周知する必要がある。 外部委託している区では、点字版を作成する事業者が少ない。		点字版・音声版の広報紙を必要としている人へ本取組について周知する必要がある。 外部委託している区について、点字版を作成する事業者が少ない。			
		障がいのある方のための「福祉のあらまし」 点字版・音声版 （再掲）	福祉局 障がい福祉課	点字版と音声版を隔年で作成し、障がいの状況や特性に応じた情報提供を行う					
				録音版（テープ5セット、デイジー50枚） ※点字版と録音版は隔年で作成。 　R2は、点字版　300部作成	引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。	点字版300部作成 ※点字版と録音版は隔年で作成。 　R3は、録音版（テープ5セット、デイジー50枚）作成	引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。		
				予定どおり作成		予定どおり作成			

令和3年度からの障がい者支援計画実施状況

第2章　地域での暮らしを支えるために

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（1）サービス利用の支援								
（ア）福祉サービスの適切な利用								
福祉サービスを適切に利用できるよう、ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。	障がいのある方のための「福祉のあらまし」	福祉局 障がい福祉課	制度等を利用される方などに必要な情報を提供できるよう、毎年作成する。					
			障がいのある方や、そのご家族の方々向けに、障がい福祉に関する制度や施設を紹介した冊子を作成している。ホームページに原稿を掲載する他、点字版と音声版を隔年で作成している。 作成部数　37，000部	引き続き作成し、必要な情報を広く提供するよう取組む。	障がいのある方や、そのご家族の方々向けに、障がい福祉に関する制度や施設を紹介した冊子を作成している。ホームページに原稿を掲載する他、点字版と音声版を隔年で作成している。 作成部数　37，000部	引き続き作成し、必要な情報を広く提供するよう取組む		
			予定どおり作成		予定どおり作成			
障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、集団指導の場等を通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用の促進を図ります。	「意思決定支援ガイドライン」の周知	福祉局 障がい支援課 運営指導課	周知方法の検討を進める					
			令和3年12月2日（木）に大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて「障がいのある人の自己決定を踏まえた支援について」をテーマとした研修を実施した。	コロナ禍でオンライン開催となった集団指導の手法にあわせた効果的な周知方法を検討する。	令和5年11月27日（月）に大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて「障がいのある人の自己決定とその支援」をテーマとした研修を実施した。 また、集団指導においては、意思決定支援ガイドラインについて周知を行った。	引き続き、研修や集団指導の場を通じてガイドライン活用の促進を図る。		
			集団指導の場を活用した周知が行わていない。		引き続き周知を行う必要がある。			
事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組みます。	事業者等への指導監査	福祉局 運営指導課	実地指導件数が前年度以上					
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、必要な感染防止策を講じながら、実地指導等を行った。また、居住系サービス等の新規事業所に対して、設備や運営に関する基準の確認に加え、感染防止策等の衛生指導を行った。 これらにより令和3年度は、751件の事業所に対して実地指導を実施した。	令和3年度より実施している実地指導のICT化や一部委託化を引き続き実施することにより、実施件数のさらなる向上を図っていきます。	令和3年度より一部委託化をしている指定事務受託法人が単独で実地指導を行うよう契約内容を見直した。 これらにより令和4年度は、1,829件の事業所に対して実地指導を実施した。	引き続き実地指導のICT化や一部委託化を実施することにより、実施件数のさらなる向上を図っていきます。		
			事業所数が毎年増加傾向にあることに加え、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、計画通りに実地指導を進めるには至らなかった。		事業所数が毎年増加傾向にあることから、今後も計画通りに実地件数向上させる取組みが必要である。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（イ）人材の確保・資質の向上								
福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上について、資格等を持ちながら職に就いていない方を対象とした復職に向けた研修や、事業者の求人・広報力の向上を目的とした研修等、福祉人材確保を支援する取組を実施していきます。 福祉・介護人材の確保のため、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。 また、国や府との役割分担や制度の動向等も踏まえて対応について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。	社会福祉従事者研修の実施	福祉局地域福祉課	令和3年度における研修等の企画の成果指標として実施する受講者アンケートの満足度の評価指数が5段階評価で 4.44以上					
			大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上を図るために、福祉専門職研修や福祉人材確保支援研修等を実施 ・社会福祉施設職員等に対する研修や市民を対象とした講演会等の回数66回 ・認知症介護研修9回 ・延べ受講者数7,101名 ・2021年度 満足度の評価指数 年間平均：4.5 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止、延期となった研修あり。	効果検証を行い、引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上につながる取組みを実施する。	大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上を図るために、福祉専門職研修や福祉人材確保支援研修等を実施 ・社会福祉施設職員等に対する研修や市民を対象とした講演会等の回数80回 ・認知症介護研修12回 ・延べ受講者数8,200名 ・2022年度 満足度の評価指数 年間平均：4.4 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった研修あり。	効果検証を行い、引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上につながる取組みを実施する。		
			引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質を向上させる取組みが必要である。		引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質を向上させる取組みが必要である。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（ウ）成年後見制度の利用の促進								
「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を進めます。	大阪市成年後見支援センター事業	福祉局地域福祉課相談支援G	5つの部会を年に各2回以上開催し協議会の取り組みを進める					
			・昨年度に引き続き、成年後見制度の利用促進のために「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めた。 ・具体的には、大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備した。 ・「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めた。 ・相談支援機関（区役所・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター・地域活動支援センター（生活支援型））が「チーム」を形成して適切に支援できるよう、「対応マニュアル」を策定し、研修を行った。 ・成年後見支援センターと福祉局が随時後方支援を行った。 ・協議会からチーム会議の場に、必要に応じて「専門職」を派遣 【令和3年度　24件派遣、専門相談検討会1回開催】 ・協議会の機能を果たすため5つの部会を年2回ずつ開催 【令和3年度　広報2回・相談2回・制度利用促進2回・後見人支援2回・点検評価2回開催】 ・全相談支援機関に対して制度利用促進の動画視聴による研修を実施 【令和3年度　1回実施】	・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めていく。 ・相談部会において、相談支援機関職員のスキル向上と対応の標準化を図るため、マニュアルを随時改訂していく。 ・専門職派遣の利用を促進するため、さらなる周知と利用しやすくする工夫の検討が必要である。 ・専門職の助言の精度を上げるため、派遣される専門職が集い、事例検証を行う。	・昨年度に引き続き、成年後見制度の利用促進のために「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めた。 ・具体的には、大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備した。 ・「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めた。 ・相談支援機関（区役所・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター・地域活動支援センター（生活支援型））が「チーム」を形成して適切に支援できるよう、「成年後見制度利用促進の手引き」等を策定し、研修を行った。 ・成年後見支援センターと福祉局が随時後方支援を行った。 ・協議会からチーム会議の場に、必要に応じて「専門職」を派遣 【令和4年度　28件派遣、専門相談検討会1回開催】 ・協議会の機能を果たすため5つの部会を年2回ずつ開催 【令和4年度　広報2回・相談2回・制度利用促進2回・後見人支援2回・点検評価2回開催】 ・全相談支援機関に対して制度利用促進研修を実施 【令和4年度　1回実施】	・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めていく。 ・相談部会において、相談支援機関職員のスキル向上と対応の標準化を図るため、マニュアルを随時改訂していく。 ・専門職派遣の利用を促進するため、さらなる周知と利用しやすくする工夫の検討が必要である。 ・専門職の助言の精度を上げるため、派遣される専門職が集い、事例検証を行う。		
			・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修等を強化するとともに、効果的な専門職派遣の利用を促進することが必要。		・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修等を強化するとともに、効果的な専門職派遣の利用を促進することが必要。			
成年後見制度の理念の尊重や、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期の利用を念頭においた普及啓発に努めます。	大阪市成年後見支援センター事業	福祉局地域福祉課相談支援G	成年後見制度の認知度向上					
			・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、広く制度を普及啓発するための広報物の作成を行った。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めた。 ・障がいがある本人向け制度説明用リーフレット（相談支援機関設置）の作成・配付　（年間2,589部） ・金融機関向けリーフレット改訂版の作成・配付（年間2,002部） ・申立て支援ハンドブックの作成・配付　（年間121部） ・制度説明会（セミナー等）は、要望に応じて随時開催　（令和3年度　2回開催）	・これまで作成した広報物の当事者団体との連携による改訂やインターネットでの情報発信の充実など、更なる効果的な広報周知方法について広報部会において検討していく。	・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、広く制度を普及啓発するための広報物の作成を行った。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めた。 ・障がいがある本人向け制度説明用リーフレット（相談支援機関設置）の作成・配付　（年間1,075部） ・金融機関向けリーフレット改訂版の作成・配付（年間559部） ・申立て支援ハンドブックの作成・配付　（年間959部） ・制度説明会（セミナー等）は、要望に応じて随時開催　（令和4年度　9回開催）	・これまで作成した広報物の当事者団体との連携による改訂やインターネットでの情報発信の充実など、更なる効果的な広報周知方法について広報部会において検討していく。		
			・対象者ごとに広報を行うとともに、まだ制度利用の対象となっていない人にも広く広報が必要。		・対象者ごとに広報を行うとともに、まだ制度利用の対象となっていない人にも広く広報が必要。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。	・市民後見人の養成	福祉局 地域福祉課 相談支援G	市民後見人のバンク登録者数の増加					
			・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動について広報啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討した。 ・5月にオリエンテーションを開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により動画視聴に変更 ・7～8月に基礎講座（5日間）を市内北部と南部に分けて開催 ・10～12月に実務講習（9日間）を市内北部と南部に分けて開催 （R4.3末までに講座修了者34人、バンク登録者31人）	・後見人支援部会では、養成講座に参加しやすいように、開催場所・開催方法・時間帯・内容等の更なる工夫を検討していく。	・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動について広報啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討した。 ・5月にオリエンテーションを開催（計4回） ・6～7月に基礎講座（4日間）を市内北部と南部に分けて開催 ・9～12月に実務講習（6日間）を市内北部と南部に分けて開催 （R5.3末までに講座修了者46人、バンク登録者46人）	・後見人支援部会では、養成講座に参加しやすいように、開催場所・開催方法・時間帯・内容等の更なる工夫を検討していく。		
			・多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。		・多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。			
福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。	・大阪市成年後見支援センター事業 ・あんしんさぽーと事業	福祉局 地域福祉課 相談支援G	あんしんさぽーと事業から成年後見制度への移行が望ましい方の円滑な移行を進める					
			・あんしんさぽーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取り組みを進めた。 ・あんしんさぽーと事業相談員・生活支援員に、成年後見制度の動画視聴による研修を実施（1回） ・あんしんさぽーと利用開始の相談の段階であんしんさぽーとよりも成年後見制度の利用が望ましい方には制度利用を案内する等、適切に連携した。 ・あんしんさぽーと事業相談員と連携により、制度移行が望ましい方と随時面接（令和3年度　104人移行）	・制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を引き続き検討する必要がある。	・あんしんさぽーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取り組みを進めた。 ・あんしんさぽーと事業相談員・生活支援員に、成年後見制度の研修を実施（1回） ・あんしんさぽーと利用開始の相談の段階であんしんさぽーとよりも成年後見制度の利用が望ましい方には制度利用を案内する等、適切に連携した。 ・あんしんさぽーと事業相談員と連携により、制度移行が望ましい方と随時面接（令和4年度　72人移行）	・制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を引き続き検討する必要がある。		
			・あんしんさぽーと事業利用者の中で制度利用が望ましい方においては、制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多い。		・あんしんさぽーと事業利用者の中で制度利用が望ましい方においては、制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多い。			

1－（2）相談、情報提供体制の充実

（ア）相談支援事業等の充実

これまでの区障がい者相談支援センターを「区障がい者基幹相談支援センター」と位置づけ、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター）	福祉局 障がい福祉課	障がい者基幹相談支援センター設置か所数　24か所					
			区障がい者基幹相談支援センターは、区域の中心的な相談支援機関としての役割を果たすため、障がい福祉サービスの利用に関する相談支援に加え、支援困難ケースへの対応、指定相談支援事業所の後方支援、自立支援協議会への主体的参画等を行う。 ・令和3年度より主任相談支援専門員（それに相当する実務経験者を含む。）を常勤職員として増員配置するなど、体制を強化	引き続き、区域の中心的な相談支援機関として適切な相談支援を実施するとともに、人材育成や地域づくりを担えるよう、職員の専門性の確保、支援力の向上をめざす。	区障がい者基幹相談支援センターは、区域の中心的な相談支援機関としての役割を果たすため、障がい福祉サービスの利用に関する相談支援に加え、支援困難ケースへの対応、指定相談支援事業所の後方支援、自立支援協議会への主体的参画等を行う。 ・令和3年度より主任相談支援専門員（それに相当する実務経験者を含む。）を常勤職員として増員配置するなど、体制を強化	引き続き、区域の中心的な相談支援機関として適切な相談支援を実施するとともに、人材育成や地域づくりを担えるよう、職員の専門性の確保、支援力の向上をめざす。		
			引き続き、困難事例や複合課題に的確に対応するため、それぞれの障がい特性に応じた支援を提供できるよう専門性の確保が必要。		引き続き、困難事例や複合課題に的確に対応するため、それぞれの障がい特性に応じた支援を提供できるよう専門性の確保が必要。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
区障がい者基幹相談支援センターは、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）と連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たすとともに、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター）	福祉局障がい福祉課	各区に地域自立支援協議会を設置・運営					
			区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会へ主体的に参画し、様々な機関によるネットワークの構築を図り、社会資源の情報等を他機関と共有する。また、地域課題を総合的に集約し、地域ニーズに合わせて社会資源の改善・開発に取り組む。 ・各区にて地域自立支援協議会に参加	引き続き、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）等と連携を図り、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しつつ、各区地域自立支援協議会の円滑な運営に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会へ主体的に参画し、様々な機関によるネットワークの構築を図り、社会資源の情報等を他機関と共有する。また、地域課題を総合的に集約し、地域ニーズに合わせて社会資源の改善・開発に取り組む。 ・各区にて地域自立支援協議会に参加	引き続き、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）等と連携を図り、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しつつ、各区地域自立支援協議会の円滑な運営に努める。		
			各地域の特性に合わせた取り組みができるように、地域の関係機関との連携を強めていくことが必要。		各地域の特性に合わせた取り組みができるように、地域の関係機関との連携を強めていくことが必要。			
	地域活動支援センター（生活支援型）	福祉局障がい支援課	R2年度施設数（9か所）					
			専門相談員による相談支援とあわせて、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数　9か所	支援のネットワーク作りに向け、引き続き基幹相談支援センター等と連携を実施していく。	専門相談員による相談支援とあわせて、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数　9か所	支援のネットワーク作りに向け、引き続き基幹相談支援センター等と連携を実施していく。		
			施設数は指標を維持している。 基幹相談支援センター等との連携は一定進んでいると考えるものの、今後より緊密に行っていく必要がある。		施設数は指標を維持している。 基幹相談支援センター等との連携は一定進んでいると考えるものの、今後より緊密に行っていく必要がある。			
また、複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携し、適切な相談支援に努めます。	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター）	福祉局障がい福祉課	障がい者基幹相談支援センター設置か所数　24か所					
			区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制（つながる場）等を活用した連携の強化に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制（つながる場）等を活用した連携の強化に努める。		
			他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。		他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。			
区障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター）	福祉局障がい福祉課	障がい者基幹相談支援センター設置か所数　24か所					
			区障がい者基幹相談支援センターは、区域の中心的な相談支援機関としての役割を果たすため、障がい福祉サービスの利用に関する相談支援に加え、支援困難ケースへの対応、指定相談支援事業所の後方支援、自立支援協議会への主体的参画等を行う。 ・令和3年度より主任相談支援専門員（それに相当する実務経験者を含む。）を常勤職員として増員配置するなど、体制を強化	引き続き、区域の中心的な相談支援機関として適切な相談支援を実施するとともに、人材育成や地域づくりを担えるよう、職員の専門性の確保、支援力の向上をめざす。	区障がい者基幹相談支援センターは、区域の中心的な相談支援機関としての役割を果たすため、障がい福祉サービスの利用に関する相談支援に加え、支援困難ケースへの対応、指定相談支援事業所の後方支援、自立支援協議会への主体的参画等を行う。 ・令和3年度より主任相談支援専門員（それに相当する実務経験者を含む。）を常勤職員として増員配置するなど、体制を強化	引き続き、区域の中心的な相談支援機関として適切な相談支援を実施するとともに、人材育成や地域づくりを担えるよう、職員の専門性の確保、支援力の向上をめざす。		
			地域全体の支援力を高めるため、人材育成、地域づくりの取り組みが必要		地域全体の支援力を高めるため、人材育成、地域づくりの取り組みが必要			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
区障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター（生活支援型）の相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、また、相談支援事業所のスキルアップに資するよう、相談支援専門員に対する研修の充実を図り、相談支援機能の質の向上に取り組みます。	障がい者相談支援調整事業	福祉局 障がい 福祉課	相談支援従事者のスキルアップ					
			障がい者相談支援研修センターにおいて、相談支援専門員に対する専門的研修を実施するとともに、支援の難しいケースに対する専門的な助言・指導が可能な専門家（スーパーバイザー）を派遣する体制を確保する。 ・研修回数　6回　延786人 （集合　延138人　オンライン　延648人） ・スーパーバイザー派遣回数　6回	相談支援専門員向けの研修について、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しつつ、積極的な開催をめざす。また、実践的な助言・指導が可能なスーパーバイザーの確保に努める。	障がい者相談支援研修センターにおいて、相談支援専門員に対する専門的研修を実施するとともに、支援の難しいケースに対する専門的な助言・指導が可能な専門家（スーパーバイザー）を派遣する体制を確保する。 ・研修回数　7回　延1,275人 （集合　延159人　オンライン　延1,116人） ・スーパーバイザー派遣回数　12回	相談支援専門員向けの研修について、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しつつ、積極的な開催をめざす。また、実践的な助言・指導が可能なスーパーバイザーの確保に努める。		
			相談支援専門員のさらなるスキルアップを図る必要がある。また、相談支援の質の向上のため、適切なスーパーバイザーの派遣が求められる。		相談支援専門員のさらなるスキルアップを図る必要がある。また、相談支援の質の向上のため、適切なスーパーバイザーの派遣が求められる。			
ピアカウンセラー等の当事者スタッフについても、相談内容に応じてピアの立場による相談・支援を担当し、障がいのある人の自立を進めます。	障がい者相談支援調整事業	福祉局 障がい 福祉課	ピアカウンセラーの積極的な養成					
			障がい者相談支援研修センターにおいて、障がい者ピアサポート研修を開催し、ピアサポート活動を促進する。（新型コロナウイルス感染症拡大により開催延期。） また、区障がい者基幹相談支援センターにおいて、必要に応じて当事者スタッフによる支援を実施する。	国要綱に基づいて「大阪市障がい者ピアサポート研修（基礎研修・専門研修）」を開催し、ピアサポート活動の促進を図る。	障がい者相談支援研修センターにおいて、障がい者ピアサポート研修を開催し、ピアサポート活動を促進する。 ・基礎研修（参加者：第1回　28名、第2回　31名） ・専門研修（参加者：第1回　28名、第2回　31名） また、区障がい者基幹相談支援センターにおいて、必要に応じて当事者スタッフによる支援を実施する。	国要綱に基づいて「大阪市障がい者ピアサポート研修（基礎研修・専門研修）」を開催し、ピアサポート活動の促進を図る。		
			障がい当事者の立場による相談支援の充実のため、ピアサポーター養成講座の開催が必要		障がい当事者の立場による相談支援の充実のため、ピアサポーター養成講座の開催が必要			
計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援について、適切なサービス利用に向け相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に対して求めていきながら、相談支援体制の充実を図ります。	障がい児相談支援	福祉局 障がい 支援課	障がい児相談支援提供体制の充実					
			障がい児相談支援の利用を通じ、障がい児やその家族が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図る。 【実績】 月あたり利用実人員　2,329人	令和3年度の報酬改定を踏まえて、相談支援事業の制度的課題を整理し、大阪府とも連携しつつ、国に対して改善の要望を行う。また、機会を捉えて指定相談支援事業所の充実を働きかける。	障がい児相談支援の利用を通じ、障がい児やその家族が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図る。 【実績】 月あたり利用実人員　2,736人	引き続き相談支援事業の制度的課題を整理し、大阪府とも連携しつつ、国に対して改善の要望を行う。また、機会を捉えて指定相談支援事業所の充実を働きかける。		
			障がい児相談支援事業所は一定の割合で増加しているが、障がい児通所支援利用者も増加しており、さらなる相談支援提供体制の強化が必要		障がい児相談支援事業所は一定の割合で増加しているが、障がい児通所支援利用者も増加しており、さらなる相談支援提供体制の強化が必要			
	計画相談支援・地域相談支援	福祉局 障がい 福祉課	計画相談支援提供体制の充実					
			国の報酬改定を受けて、その内容や取扱いについて事業者へ周知するなど、円滑な事業実施を図るとともに、国に対して、相談支援事業所の参入が進み、事業所運営が成り立つ報酬体系とするよう要望した。また、各区の保健福祉センターや地域自立支援協議会、障がい者基幹相談支援センターにおいて相談支援従事者研修の課題実習の受け入れを行う等、相談支援専門員の養成に協力した。	令和3年度の報酬改定を踏まえて、相談支援事業の制度的課題を整理し、大阪府とも連携しつつ、国に対して改善の要望を行う。また、機会を捉えて指定相談支援事業所の充実を働きかける。	計画相談支援に関する業務内容や報酬の取扱い等について、日常的に事業者へ周知・案内するなど、円滑な事業実施を図るとともに、国に対して、相談支援事業所の参入が進み、事業所運営が成り立つ報酬体系とするよう要望した。また、各区の保健福祉センターや地域自立支援協議会、障がい者基幹相談支援センターにおいて相談支援従事者研修の課題実習の受け入れを行う等、相談支援専門員の養成に協力した。	相談支援事業の制度的課題を整理し、大阪府とも連携しつつ、国に対して改善の要望を行う。また、必要な人材が確保されるよう、初任者研修における市町村推薦の活用を検討する。さらに、機会を捉えて指定相談支援事業所の充実を働きかける。		
			指定相談支援事業所は一定の割合で増加しているが、障がい福祉サービス受給者数も増加しており、さらなる相談支援提供体制の強化が必要		指定相談支援事業所は一定の割合で増加しているが、障がい福祉サービス受給者数も増加しており、さらなる相談支援提供体制の強化が必要			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
「地域生活支援拠点等」については、障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実を図ります。	地域生活支援拠点等	福祉局 障がい 福祉課	地域生活支援拠点等の整備					
			地域生活支援拠点等の整備にあたり、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制の整備・充実を進めた。「体験の機会・場」の機能の整備に向けて、親元からの自立に向けた一人暮らし体験を支援する事業や、地域移行の検討を希望する施設入所者の外出を支援する事業について検討を行った。	市地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の各機能について運用状況の検証を行う。	地域生活支援拠点等の整備にあたり、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制の整備・充実を進めるため、指定事業所を地域生活支援拠点等として登録する制度を創設した。 登録事業所：8事業所（R4年度末時点） ・「体験の機会・場」の機能の整備に向けて、親元からの自立に向けた一人暮らし体験を支援する事業や、地域移行の検討を希望する施設入所者の外出を支援する事業について検討を行った結果、事業を開始した。	市地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の各機能について運用状況の検証を行う。		
			地域生活支援拠点等が一定整備されたことから、各機能について運用状況の検証が必要。		地域生活支援拠点等が整備されたことから、各機能について運用状況の検証が必要。			
（イ）相談支援体制の強化								
区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関は相互の連携を深め、区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター）	福祉局 障がい 福祉課	障がい者基幹相談支援センター設置か所数　24か所					
			区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制（つながる場）等を活用した連携の強化に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制（つながる場）等を活用した連携の強化に努める。		
			他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。		他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。	総合的な相談支援体制の充実	福祉局地域福祉課	市全域で、複合的な課題を抱えた人を適切な支援につなげ、解決を図るしくみが構築されている					
			・令和元年度より全区において事業を実施しており、各区において「つながる場」を開催するなど着実に取り組んだ。 【令和4年3月末実績（24区計）】 相談受付件数　217件、つながる場開催件数　130件 ツール等の開発 15件、研修会等の開催 28件 ・福祉局は各区の事業進捗状況を把握するとともに、区職員を対象とした事業担当者研修会を開催しており、研修会において、SVバンクを活用したスキルアップ研修、各区の事業取組内容等の共有等を実施した（5月・9月・1月・3月に実施）。 ・研修内容の共有や各区にて開発したツール等の好事例について情報共有するなど、必要な後方支援を行った。 ・福祉局にスーパーバイザーとの調整業務等を集約化することにより、効果的・効率的な助言を受けることができる体制（SVバンク）を構築し、各区の取り組みを支援している。	・研修会の開催や好事例を共有し、市全域において事業の水準を高めていく予定である。 ・令和4年度より、つながる体制推進員を各区に1名配置する。	・令和元年度より全区において事業を実施しており、各区において「つながる場」を開催するなど着実に取り組んだ。 【令和5年3月末実績（24区計）】 相談受付件数　349件、つながる場開催件数　145件 ツール等の開発 12件、研修会等の開催 32件 ・福祉局は各区の事業進捗状況を把握するとともに、区職員を対象とした事業担当者研修会を開催しており、研修会において、SVバンクを活用したスキルアップ研修、各区の事業取組内容等の共有等を実施した（5月・8月・2月に実施）。また、つながる体制推進員（会計年度任用職員）向けに研修（8回）を実施し、各相談支援機関や福祉制度について、理解を深めた。 ・研修内容の共有や各区にて開発したツール等の好事例について情報共有するなど、必要な後方支援を行った。 ・福祉局にスーパーバイザーとの調整業務等を集約化することにより、効果的・効率的な助言を受けることができる体制（SVバンク）を構築し、各区の取り組みを支援している。	・研修会の開催や好事例を共有し、市全域において事業の水準を高めていく予定である。		
			「社会的つながりが希薄な世帯」や「ヤングケアラー」といった新たな課題にも対応し、相談件数が少ない区においても丁寧に対応するため、会計年度任用職員の役割を見直す必要がある。		市全域において事業の水準を高めていく必要がある。			
見守り相談室では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。また、複合的な課題を抱えている人については、必要に応じて「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用することにより、課題の解決に取り組みます。	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	福祉局地域福祉課	地域において日ごろから顔の見える関係が作られる					
			・CSW研修会を開催　4回 ・支援調整の場（つながる場）の取組みを実施している区においては、随時連携した取り組みを実施 ・相談件数　61,297件	引き続き、地域の見守りネットワークの強化に努め、支援が必要な人を適切なサービスにつなげるよう取り組んでいく。	・CSW研修会を開催　4回 ・複合的な課題を抱える人に対しては、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用し、課題解決に向けて、連携した取り組みを実施。 ・相談件数　68,964件	引き続き、地域の見守りネットワークの強化に努め、支援が必要な人を適切なサービスにつなげるよう取り組んでいく。		
			引き続きCSWの資質向上に取り組む必要がある。		引き続きCSWの資質向上に取り組む必要がある。			
障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応していきます。	人権相談	市民局	「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度30.0%					
			「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度17.8% 専門相談員による人権相談　　延　900件 区役所人権相談　　延　12件	相談事業の認知度を向上させる	「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度22.4% 専門相談員による人権相談　　延　839件 区役所人権相談　　延　6件	相談事業の認知度を向上させる		
			認知度の向上が必要		認知度の向上が必要			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。	発達障がい者支援センターにおける相談支援	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課	発達障がい者支援センターにおける相談支援体制を充実するとともに地域の関係機関等への啓発・研修・支援を実施					
			・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。 啓発講座　24回　延919人 機関支援　124回 親支援講座　140回　延1,337人 ・発達障がい児（者）及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 相談・発達支援　2,144件 就労支援　769件	今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。	・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。 啓発講座　33回　延べ1,079人 機関支援　135 回 親支援講座　138回　延べ1,634人 ・発達障がい児（者）及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 相談・発達支援　1,966件 就労支援　831件	今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。		
			・新型コロナウイルス感染拡大防止による回数減が昨年度から継続したが、継続した取り組みが必要である。 ・成人期の相談支援では、ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。		・回数及び参加人数は増加しているものの発達障がいの理解啓発のため、継続した取り組みが必要である。 ・成人期の相談支援では、ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。			
地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的課題に対応するため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者基幹相談支援センター間の連携強化を図ります。	こころの健康センターにおける相談支援	健康局 こころの健康センター	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
			こころの悩み電話相談（3,093件） ひきこもり相談【電話・面接・訪問】（759件） 自死遺族相談【電話・面接】（87件） 自殺未遂者相談【電話・面接・訪問】（571件） でかけるチーム精神保健相談（延34件）	本市HPなどを利用した事業周知	こころの悩み電話相談（2,804件） ひきこもり相談【電話・面接・訪問】（876件） 自死遺族相談【電話・面接】（62件） 自殺未遂者相談【電話・面接・訪問】（648件） でかけるチーム精神保健相談（延4件）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
	専門医による精神保健福祉相談事業	健康局 こころの健康センター	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
			医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。（640回、延1,611件）	本市HPなどを利用した事業周知	医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。（654回、延1649件）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
	地域生活安定支援事業	健康局 こころの健康センター	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
			回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。（203回、延1,084件）	本市HPなどを利用した事業周知	回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。（278回、延1,081人）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
	精神保健福祉相談	健康局 こころの健康センター	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
			保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。（実人数2,857人、延人数27,709人）	本市HPなどを利用した事業周知	保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。（実人数3,289人、延人数30,669人）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
また、こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行います。	精神保健福祉訪問指導	健康局こころの健康センター	精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、専門的な助言・指導					
			保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談指導を行う。（実人数1,034人、延人数2,294人）	本市HPなどを利用した事業周知	保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談支援を行う。（実人数1,019人、延人数2503人）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害者総合支援法」に基づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。	難病患者面接・訪問相談事業	健康局保健所管理課	各区保健福祉センターの保健師が対象者に適切な個別支援を行うとともに必要な情報を提供できるよう、保健師研修を開催し参加者の研修理解度を80％以上とする					
			患者とその家族が抱える日常生活上の悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定、QOLの向上を図る。 保健師研修理解度 98.8%（難病・長期療養児同時開催） 面接数 （延べ） 3,743人 訪問数 （延べ） 481人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る	患者とその家族が抱える日常生活上の悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定、QOLの向上を図る。 保健師研修理解度 99.4%（難病・長期療養児同時開催） 面接数 （延べ） 4,028人 訪問数 （延べ） 699人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る		
			引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る必要がある		引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る必要がある			
	長期療養児等療育指導事業	健康局保健所管理課	各区保健福祉センターの保健師が対象者に適切な個別支援を行うとともに必要な情報を提供できるよう、保健師研修を開催し参加者の研修理解度を80％以上とする					
			小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養を必要とする子どもと家族に対し、家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について、各区保健福祉センターの保健師が訪問や面接により療養生活状況を把握し、必要な情報提供を行うとともに相談指導を行う。 保健師研修理解度 97.6%（難病・長期療養児同時開催） 面接数 （延べ） 945人 訪問数 （延べ） 191人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る	小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養を必要とする子どもと家族に対し、家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について、各区保健福祉センターの保健師が訪問や面接により療養生活状況を把握し、必要な情報提供を行うとともに相談指導を行う。 保健師研修理解度 99.5%（難病・長期療養児同時開催） 面接数 （延べ） 1,008人 訪問数 （延べ） 242人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る		
			引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る必要がある		引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る必要がある			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（ウ）地域自立支援協議会の活性化								
市、区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の相談支援体制の充実に向けた協議を行っていきます。 区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化するよう、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。 市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化を図るため、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。 また、区地域自立支援協議会が集約を行った諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進められるような仕組みづくりを行います。	地域自立支援協議会	福祉局 障がい 福祉課	地域自立支援協議会設置数　25か所					
			市、区において、それぞれの圏域における地域課題や支援体制の整備について協議を行う。 各区地域自立支援協議会においては、必要に応じて部会等を設置し、多様な機関等によるネットワークを構築し、支援に関する情報の共有、地域課題の明確化、地域ニーズに合わせた社会資源の改善・開発などの活動に取り組んだ。 市地域自立支援協議会においては、学識経験者、障がい当事者、医療・就業も含めた多様な支援関係者による協議の場として、障がい者施策の方向性について専門的見地から検討を進めた。 各区の地域課題のうち、区地域自立支援協議会において全市レベルの課題と認識されたものを集約し、市地域自立支援協議会で検討を行う仕組みを整備した。 ・市地域自立支援協議会　2回開催 ・区地域自立支援協議会　24区開催（回数は区ごとに異なる）	各関係機関や関係団体等と連携し、地域の支援体制について引き続き協議を進めていく。 区地域自立支援協議会については、その活性化が図られるよう、各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが連携して地域の実情に応じた活動を進めるとともに、活動状況等について全区へ情報提供する。 市地域自立支援協議会においては、地域の課題を踏まえて、全市的な施策について検討を行う。	市、区において、それぞれの圏域における地域課題や支援体制の整備について協議を行う。 各区地域自立支援協議会においては、必要に応じて部会等を設置し、多様な機関等によるネットワークを構築し、支援に関する情報の共有、地域課題の明確化、地域ニーズに合わせた社会資源の改善・開発などの活動に取り組んだ。 市地域自立支援協議会においては、学識経験者、障がい当事者、医療・就業も含めた多様な支援関係者による協議の場として、障がい者施策の方向性について専門的見地から検討を進めた。 各区の地域課題のうち、区地域自立支援協議会において全市レベルの課題と認識されたものを集約し、市地域自立支援協議会で検討を行う仕組みを整備した。 ・市地域自立支援協議会　2回開催 ・区地域自立支援協議会　24区開催（回数は区ごとに異なる）	各関係機関や関係団体等と連携し、地域の支援体制について引き続き協議を進めていく。 区地域自立支援協議会については、その活性化が図られるよう、各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが連携して地域の実情に応じた活動を進めるとともに、活動状況等について全区へ情報提供する。 市地域自立支援協議会においては、地域の課題を踏まえて、全市的な施策について検討を行う。		
			地域自立支援協議会の一層の活性化や、市地域自立支援協議会における全市的地域課題の検討が必要。		地域自立支援協議会の一層の活性化や、市地域自立支援協議会における全市的地域課題の検討が必要。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（3）障がいを理由とする差別の解消に向けた取組								
（ア）相談対応力の向上								
「事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口」において、的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。	障がい者差別解消の推進	福祉局障がい福祉課	障がい者福祉担当職員新任研修の開催					
			障がい者福祉担当職員新任研修において、障害者差別解消の法制度の説明、相談事例の紹介等を実施。 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面での研修とはせず、オンラインで開催) 令和3年度 令和3年5月25日オンライン開催 新任研修だけではなく、すべての窓口担当者向けの研修を開催する等、受講対象者の検討が必要である。	新任研修を継続するとともに、別途窓口職員向けの研修を実施し、対応力の向上を図る。	障がい者福祉担当職員新任研修において、障害者差別解消の法制度の説明、相談事例の紹介等を実施。 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面での研修とはせず、オンラインで開催) 令和4年度 令和4年5月24日オンライン開催 新任研修だけではなく、すべての窓口担当者向けの研修を開催する等、受講対象者の検討が必要である。	新任研修を継続するとともに、別途窓口職員向けの研修を実施し、対応力の向上を図る。		
また、合理的配慮の提供に関する事例を収集、分析し、より適切な対応が迅速にできるよう、わかりやすい窓口対応マニュアルの整備に取り組みます。	障がい者差別解消の推進	福祉局障がい福祉課	障害者差別解消法にかかる相談（事業者による差別等）対応マニュアルの改訂					
			障害者差別解消法にかかる相談（事業者による差別等）対応マニュアルの改訂。 改正法の施行に向けた国の動きを注視していく必要がある。	国の動向を踏まえ、必要に応じて内容の改善を図る。	障害者差別解消法にかかる相談（事業者による差別等）対応マニュアルの改訂。 改正法の施行に向けた国の動きを注視していく必要がある。	国の動向を踏まえ、必要に応じて内容の改善を図る。		
（イ）障がい者差別解消支援地域協議部会との連携								
引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。	障がい者差別解消の推進	福祉局障がい福祉課	障がい者差別解消支援地域協議部会との連携					
			大阪市障がい者施策推進協議会の専門部会に「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置。 令和3年度 第1回　令和3年9月27日開催 第2回　令和4年2月21日開催 引き続き部会を開催し、事例の共有や周知・啓発の取組を進めていく必要がある。	障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、引き続き部会を開催し、今後の取組に繋げていく。	大阪市障がい者施策推進協議会の専門部会に「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置。 令和4年度 第1回　令和4年9月２日開催 第2回　令和5年3月20日開催 引き続き部会を開催し、事例の共有や周知・啓発の取組を進めていく必要がある。	障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、引き続き部会を開催し、今後の取組に繋げていく。		

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
また、相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、市民や事業者が府条例の改正趣旨を含めた法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。	障がい者差別解消の推進	福祉局 障がい 福祉課	相談窓口の設置及び啓発にかかる取組み					
			障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行う。また啓発資料を作成、配布。HPを随時更新。市民啓発講座を開催。	引き続き相談窓口を設置し対応を行うほか、相談事例をふまえた啓発資料を作成する。 HPについても改正法施行に向けての状況や趣旨を掲載するなど更新を行っていく。 また、市民啓発講座についても、市民の理解が深まるようテーマを選定し実施する。	障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行う。また啓発資料を作成、配布。HPを随時更新。市民啓発講座を開催。	引き続き相談窓口を設置し対応を行うほか、相談事例をふまえた啓発資料を作成する。 HPについても改正法施行に向けての状況や趣旨を掲載するなど更新を行っていく。 また、市民啓発講座についても、市民の理解が深まるようテーマを選定し実施する。		
			令和3年度相談事案 区障がい者基幹相談支援センター　6件 地域活動支援センター（生活支援型）　0件 区役所　3件 局等　29件 合計　38件 令和4年3月19日 令和3年度市民啓発講演会実施 改正法の趣旨の理解を促すなど、継続した研修・啓発の取組が必要である。		令和4年度相談事案 区障がい者基幹相談支援センター　4件 地域活動支援センター（生活支援型）　0件 区役所　2件 局等　19件 合計　25件 令和5年1月14日 令和4年度市民啓発講演会実施 改正法の趣旨の理解を促すなど、継続した研修・啓発の取組が必要である。			
（ウ）他都市との連携								
障がいを理由とする差別に関する相談事案には、市民が大阪市外の事業者から差別を受けた場合をはじめ、事業者が全国展開している場合など、市域外での対応が必要なものがあります。広域にわたる事案についても、迅速かつ適切な対応ができるよう、大阪府及び関係市町村と連携して対応します。	障がい者差別解消の推進	福祉局 障がい 福祉課	障がいを理由とする差別に関する相談事案にかかる他都市との連携					
			障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行うなかで、大阪府及び関係市町村とは適宜連携を実施。	広域にわたる事案について、迅速かつ適切な対応ができるよう、引き続き、大阪府及び関係市町村と連携して対応する。	障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行うなかで、大阪府及び関係市町村とは適宜連携を実施。	広域にわたる事案について、迅速かつ適切な対応ができるよう、引き続き、大阪府及び関係市町村と連携して対応する。		
			広域にわたる事案について、大阪府と連携して対応。また、対応困難な事例について、大阪府に相談し、助言を求めた。 継続して大阪府や関係市町村との連携が必要である。		広域にわたる事案について、大阪府と連携して対応。また、対応困難な事例について、大阪府に相談し、助言を求めた。 継続して大阪府や関係市町村との連携が必要である。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（4）虐待防止のための取組								
（ア）障がい者虐待の防止のための啓発								
虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。	虐待防止に関する広報啓発物	福祉局 地域福祉課 相談支援G	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加					
			リーフレット等を作成し、区役所・障がい者基幹相談支援センター、関係機関等へ配布した。 卓上カレンダー　4,500部 ・リーフレット　20,000部 ・マニュアル概要版　3,500部	今後も引き続き啓発物の作成配付により効果的な周知啓発を継続する。	リーフレット等を作成し、区役所・障がい者基幹相談支援センター、関係機関等へ配布した。 ・クリアファイル、ポスター　計1,740部 ・リーフレット　20,000部 ・ハンドブック　3,500部	今後も引き続き啓発物の作成配付により効果的な周知啓発を継続する。		
			区役所、障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉サービス事業等による会議や研修において配布し、障がい者虐待の通報相談窓口の周知及び啓発に活用され、通報、届出件数も増加した。		区役所、障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉サービス事業等による会議や研修において配布し、障がい者虐待の通報相談窓口の周知及び啓発に活用され、通報、届出件数も増加した。			
	障がい者虐待防止研修会	福祉局 地域福祉課 相談支援G	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加					
			市民や施設従事者等を対象にR4.1.22障がい者虐待防止啓発講演会を開催。なお、新型コロナの影響を考慮し、期間限定のWEB配信もあわせて実施。（R4.1.20～R4.2.10） 参加者：51名 WEB配信申込者：630名	引き続き同水準の参加者が見込めるよう効果的な講演会の方法や内容を検討する。	市民や施設従事者等を対象にR4.11.9障がい者虐待防止啓発講演会を開催。なお、期間限定のWEB配信もあわせて実施。（R4.11.14～R4.12.28） 参加者：38名 WEB配信申込者：919名	引き続き同水準の参加者が見込めるよう効果的な講演会の方法や内容を検討する。		
			講演会について、集合形式だけでなく、WEB配信も追加した事により、多くの受講申込みがあった。		講演会について、集合形式だけでなく、WEB配信も追加した事により、多くの受講申込みがあった。			
（イ）養護者等による虐待への対応								
養護者等による虐待については、区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となります。	養護者等による虐待防止への対応	福祉局 地域福祉課 相談支援G	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加及び適切な対応の実施					
			各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となり、652件の相談・通報・届出を受け（速報値）、対応を実施した。	今後も引き続き各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。	各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となり、699件の相談・通報・届出を受け、対応を実施した。	今後も引き続き各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。		
			前年度の660件とほぼ横ばいの652件（速報値）の通報、届出を受理し、対応した。		障がい者虐待の通報・届出は増加傾向にあり、引き続き各区の体制整備が必要。			
	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター）	福祉局 障がい福祉課	障がい者基幹相談支援センター設置か所数　24か所					
			各区に設置されている区障がい者基幹相談支援センターが虐待の通報・届出窓口となる。虐待の通報・届出があった場合は各区保健福祉センターに連携するとともに、必要に応じて、各区保健福祉センターと協力して対応に当たる。 ・設置数：24か所	各区保健福祉センターと連携し、引き続き虐待の通報・届出窓口としての役割を果たす。	各区に設置されている区障がい者基幹相談支援センターが虐待の通報・届出窓口となる。虐待の通報・届出があった場合は各区保健福祉センターに連携するとともに、必要に応じて、各区保健福祉センターと協力して対応に当たる。 ・設置数：24か所	各区保健福祉センターと連携し、引き続き虐待の通報・届出窓口としての役割を果たす。		
			虐待予防、虐待の早期発見、被虐待者への適切な支援などに役割を果たしている。		虐待予防、虐待の早期発見、被虐待者への適切な支援などに役割を果たしている。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。	要援護障がい者緊急一時保護事業	福祉局 地域福祉課 相談支援G	虐待を受けた障がい者の一時保護が可能な体制の継続的な確保					
			一時保護1件	虐待を受けた障がい者の身体面の安全と精神的安定のため、引き続き、障がい者を一時的に保護可能な体制の確保を図っていく。	一時保護1件	虐待を受けた障がい者の身体面の安全と精神的安定のため、引き続き、障がい者を一時的に保護可能な体制の確保を図っていく。		
			広報啓発活動の成果により、通報・届出が早期に行われた結果、少数にとどまったが、緊急性がある事例は常に生じるおそれがあるため、引き続き、障がい者を保護可能な体制の確保が必要である。また、障がいの程度や特性は事例により様々であり、障がい特性に応じた施設の確保が困難となっている。		広報啓発活動の成果により、通報・届出が早期に行われた結果、少数にとどまったが、緊急性がある事例は常に生じるおそれがあるため、引き続き、障がい者を保護可能な体制の確保が必要である。また、障がいの程度や特性は事例により様々であり、障がい特性に応じた施設の確保が困難となっている。			
区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。	養護者等による虐待防止への対応 （再掲）	福祉局 地域福祉課 相談支援G	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加及び適切な対応の実施					
			各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となり、652件の相談・通報・届出を受け（速報値）、対応を実施した。	今後も引き続き各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。	各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となり、699件の相談・通報・届出を受け、対応を実施した。	今後も引き続き各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。		
			前年度の660件とほぼ横ばいの652件（速報値）の通報、届出を受理し、対応した。		障がい者虐待の通報・届出は増加傾向にあり、引き続き各区の体制整備が必要。			
	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター）	福祉局 障がい福祉課	障がい者基幹相談支援センター設置か所数　24か所					
			区障がい者基幹相談支援センターにおいては、虐待にかかる養護者等からの相談にも応じ、障がい福祉サービスの利用など、養護者の負担軽減を通じて虐待の防止に向けた取組を行う。	各区保健福祉センター等とも連携し、養護者等への支援にも引き続き取り組む。	区障がい者基幹相談支援センターにおいては、虐待にかかる養護者等からの相談にも応じ、障がい福祉サービスの利用など、養護者の負担軽減を通じて虐待の防止に向けた取組を行う。	各区保健福祉センター等とも連携し、養護者等への支援にも引き続き取り組む。		
			関係機関とも連携しつつ、世帯全体への支援にも取り組んでいる。		関係機関とも連携しつつ、世帯全体への支援にも取り組んでいる。			
区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターにおいて、養護者による虐待に適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。	専門相談事業	福祉局 地域福祉課 相談支援G	対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた適切な対応の実施					
			対応が困難な養護者による障がい者虐待事案等について、専門相談を8件実施した。	引き続き、対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受け、適切な対応が可能となるよう後方支援していく。	対応が困難な養護者による障がい者虐待事案等について、専門相談を5件実施した。	引き続き、対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受け、適切な対応が可能となるよう後方支援していく。		
			対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受け、適切な対応の参考とした。		対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受け、適切な対応の参考とした。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（ウ）障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応								
障がい福祉サービス事業者等に対しては、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。	障がい福祉サービス事業所集団指導	福祉局運営指導課	集団指導における研修を通じ、虐待の未然防止に努め、引き続き事業者への指導に取り組む					
			昨年度同様、令和3年度集団指導においても、新型コロナウイルス感染症防止対策として、WEB方式による動画視聴・資料閲覧形式にて実施した。また、サービス種別ごとに資料を分類する等、より受講しやすいような体系に整理を図るとともに、昨年度の事業者等からの意見を踏まえ、研修資料の内容を精査し、研修内容の要点をまとめた資料を作成し周知を行った。さらに障がい福祉課と連携し、事業所における人権・権利擁護に関する研修をWEB方式の中で引続き実施した。令和3年度の障がい福祉サービス事業者集団指導では、5,489事業所（全体の約85%）が参加した。	次年度以降も、受講した事業者からの意見等を踏まえ、より分かりやすく周知するとともに、障がい者等の人権・権利擁護・虐待防止に関する研修の取組みを継続する。	令和4年度集団指導の場を活用し、「障がい者虐待の理解と防止」や障がい福祉課と連携し「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」等の要点をまとめた資料にて周知を行った。 なお、令和4年度集団指導では、6,147事業所（全体の約84%）が受講した。	今後も引き続き、集団指導等において障がい者等の人権・権利擁護・虐待防止に関する研修の取組みを実施する。		
			WEB方式での実施は2年目であり、昨年度の事業者からの意見等を踏まえ、事前案内や掲載場所・研修内容等を見直したことで、一定の改善を図ることができた。また、対象とする障がい福祉サービス等事業所の約85%が受講しており、目標は概ね達成できたものと思われる。		障がい福祉サービス事業所等の約8割が集団指導を受講しており、目標は概ね達成できたものと思われるが、今後も集団指導の参加率の維持・向上のため、未受講の事業所等に対して、受講勧奨を行っていく必要がある。			
虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行います。	障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応	福祉局運営指導課	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加及び適切な対応の実施					
			福祉局障がい福祉課が通報・届出窓口となり、112件の相談・通報・届出を受け、局内各課で連携し対応を実施した。	今後も引き続き関係課で連携し、適切な対応を図っていく。	福祉局運営指導課が通報・届出窓口となり、82件の相談・通報・届出を受け、局内各課で連携し対応を実施した。	今後も引き続き関係課で連携し、適切な対応を図っていく。		
			前年度の96件より増の112件の通報、届出を受理し、対応した。		前年度の112件より減の82件の通報件数であったが、虐待判断件数は前年度の11件より増の28件であった。			
（エ）使用者による虐待への対応								
使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。	使用者による虐待への対応	福祉局地域福祉課相談支援G	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加及び適切な対応の実施					
			福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援）が通報・届出窓口となり、9件通報・届出を受け（速報値）、必要に応じて大阪府及び大阪労働局に連携した。	今後も引き続き福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援）が市町村の通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。	福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援）が通報・届出窓口となり、7件通報・届出を受け、必要に応じて大阪府及び大阪労働局に連携した。	今後も引き続き福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援）が市町村の通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。		
			9件（速報値）の通報、届出を受理し、適切に対応した。		7件の通報、届出を受理し、適切に対応した。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（オ）関係機関の連携体制の構築								
市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域のネットワーク強化を図るため、虐待防止連絡会議の開催など、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めます。	障がい者虐待防止連絡会議	福祉局 地域福祉課 相談支援G	障がい者虐待防止連絡会議の開催等による関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化					
			関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めるため、障がい者虐待防止連絡会議を開催した。 市：1回 区：計24回開催	引き続き、市レベルだけでなく、区レベルでも地域の特性に応じた課題の共有等により関係機関の連携強化に努めていく。	関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めるため、障がい者虐待防止連絡会議を開催した。 市：1回 区：計24回開催	引き続き、市レベルだけでなく、区レベルでも地域の特性に応じた課題の共有等により関係機関の連携強化に努めていく。		
			障がい者虐待防止連絡会議を開催し、行政、関係機関等が、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有した。		障がい者虐待防止連絡会議を開催し、行政、関係機関等が、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有した。			
2－（1）在宅福祉サービス等の充実								
（ア）訪問系サービス及び短期入所の充実								
			（令和3年度計画見込み）月あたり　13,859人、295,993時間　（令和4年度計画見込み）月あたり　14,635人、315,233時間					
	居宅介護	福祉局 障がい支援課	（事業内容） 居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う。 （実績：月あたり） 13,940人、306,172時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。	（事業内容） 居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う。 （実績：月あたり） 14,935人、335,576時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。		
			新型コロナウイルスによる外出自粛の影響を受け、令和2年度と比べて利用者数・利用時間数ともに大きく増加している。令和4年度においても、増加傾向を見込んでおり、サービスとしてのニーズは高い。		令和4年度においても、引き続き新型コロナウイルスによる影響を受け、令和3年度に比べて利用者数・利用時間数ともに増加している。			

	施策の方向性	取組(事業)名称	担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
	居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。	重度訪問介護	福祉局障がい支援課	(令和3年度計画見込み)月あたり 1,884人、257,427時間 (令和4年度計画見込み)月あたり 1,897人、257,685時間					
				(事業内容) 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 (実績:月あたり) 1,801人、263,837時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。	(事業内容) 重度の肢体不自由者等で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 (実績:月あたり) 1,866人、268,558時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。		
				令和2年度と比べ、利用者数は減少したものの、利用時間数は増加している。令和4年度においても、増加傾向を見込んでおり、サービスとしてのニーズは高い。		令和3年度に比べると、利用者数及び利用時間数は増加しており、サービスとしてのニーズは高い。			
		同行援護	福祉局障がい支援課	(令和3年度計画見込み)月あたり 1,420人、37,809時間 (令和4年度計画見込み)月あたり 1,444人、38,452時間					
				(事業内容) 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対して、外出時において必要な支援を行う。 (実績:月あたり) 1,320人、32,677時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。	(事業内容) 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対して、外出時において必要な支援を行う。 (実績:月あたり) 1,343人、33,903時間	令和5年度以降、外出ニーズは増加することが予想されることから、引き続き個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。		
				同行援護は視覚障がい者に特化した外出支援であり、障がい福祉サービス固有のものである。新型コロナウイルスによる外出自粛の影響を受けてはいるものの、令和2年度と比べると、利用者数及び利用時間数は増加している。令和4年度においても増加傾向を見込んでおり、サービスとしてのニーズは高い。		令和4年度においても、新型コロナウイルスによる外出自粛の影響を受け、利用者数及び利用時間数はわずかな増加に留まった。			
		行動援護	福祉局障がい支援課	(令和3年度計画見込み)月あたり 436人、9,628時間 (令和4年度計画見込み)月あたり 506人、11,304時間					
				(事業内容) 知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、外出時の介護等行動する際に生じる危険を回避するための介護を行う。 (実績:月あたり) 479人、10,306時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。	(事業内容) 知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、外出時の介護等行動する際に生じる危険を回避するための介護を行う。 (実績:月あたり) 501人、10,582時間	令和5年度以降、外出ニーズは増加することが予想されることから、引き続き個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。		
				行動援護は知的障がい者、精神障がい者を対象とした外出支援であり、障がい福祉サービス固有のものである。令和2年度と比べ、利用者数・利用時間数ともに増加している。令和4年度においても、増加傾向を見込んでおり、今後においてもサービスとしてのニーズは高い。		令和4年度においても、引き続き新型コロナウイルスの影響を受けたものの、利用者数及び利用時間数は増加したことから、サービスとしてのニーズは高いと考える。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
2018（平成30）年4月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、今後も常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、国に対して重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけていきます。	重度訪問介護　等	福祉局障がい支援課	重度障がい者入院時コミュニケーションサポートを利用していた方で、対象者となった方は、重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになり、入院時コミュニケーションサポート事業の利用者数が減少した。					
			最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している者に対して、入院中の医療機関においても、利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行う。	障がいのある方の受診機会を保証し、安心して入院治療ができるよう、国に対して、重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけていく。	意思疎通支援が必要な重度の障がい者が入院する際、必要な支援が受けられるよう、制度について周知を行った。 あわせて、入院中に意思疎通支援を必要とする方が適切に支援を受けることができるよう、対象者の拡大や報酬の見直しについて、国に対して要望した。	引き続き、国に対して、入院中に重度訪問介護を利用できる対象要件の拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけていく。		
			入院時の意思疎通支援を受け受けられる方は、重度訪問介護を利用している方でも区分6以上の方となっているため、対象者が限られている。		入院時の意思疎通支援を受けられる方は、重度訪問介護を利用している方でも区分6の方のみとなっているため、対象者が限られている。			
移動支援事業については、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に要望していきます。	移動支援事業	福祉局障がい支援課	（令和3年度計画見込み）月あたり　5,877人、134,629時間　（令和4年度計画見込み）月あたり　5,894人、134,629時間					
			（事業内容） 屋外での移動が困難な障がい者に対して社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加にかかる外出の際の移動支援。 （実績　月あたり） 4,731人、108,889時間	移動支援については、利用ニーズが高く、年々増加傾向にある。 障がい種別に関わらず外出支援のニーズに対応できるよう自立支援給付に含めるよう財政の見直しや十分な財源措置を講ずるよう国に要望していく。	（事業内容） 屋外での移動が困難な障がい者に対して社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加にかかる外出の際の移動支援。 （実績　月あたり） 5,090人、121,427時間	移動支援については、利用ニーズが高く、年々増加傾向にある。 障がい種別に関わらず外出支援のニーズに対応できるよう自立支援給付に含めるよう財政の見直しや十分な財源措置を講ずるよう国に要望していく。		
			新型コロナウイルスによる外出自粛の影響を受け、平成31（令和元）年度までと比べ、利用者数及び利用時間数ともに減少している。令和4年度においては、例年通り増加傾向に転じると見込んでおり、今後もサービスとしてのニーズは高い。		令和4年度においても、引き続き新型コロナウイルスによる外出自粛の影響を受けたものの、対象者は増加傾向にあり、今後もサービスとしてのニーズは高い。			
短期入所については、利用を希望する人が必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であり、単独で短期入所事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。	短期入所（ショートステイ）	福祉局障がい支援課	計画値（R3年度見込：月あたり平均1,454人,9,994日）					
			居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、短期間当該施設において必要な保護を行う。 （実績）月あたり平均 901人、7,599日 ※R2年度実績：月あたり　919人、7,072日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、短期間当該施設において必要な保護を行う。 （実績）月あたり平均 1,011人、8,536日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			当初見込みより利用が低調となり、計画値を下回った。		当初見込みより利用が低調となり、計画値を下回った。			
また、介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。			サービス利用時に必要な情報提供を図る					
			事業者や利用者及び区役所等から問合せ等があった際に緊急時への対応だけでなく必要に応じた利用ができる旨回答する等対応している。	理解啓発のため、引き続き実施していく。	事業者や利用者及び区役所等から問合せ等があった際に緊急時への対応だけでなく必要に応じた利用ができる旨回答する等対応している。	理解啓発のため、引き続き実施していく。		
			理解は一定進んでいると考えるものの、広く理解啓発を行っていく必要である。		理解は一定進んでいると考えるものの、より広く理解啓発を行っていく必要がある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
さらに、利用が必要な時に円滑に利用できるよう、サービスに係る情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。	事業者の情報提供	福祉局障がい支援課	障がい福祉サービスを円滑に利用できるよう情報提供を実施					
			障がい福祉サービスに関する事業者指定のある事業者リストをホームページに掲載するなど、サービス利用時に必要な情報提供に努めています。	引き続き、情報提供を行っていく。	障がい福祉サービスに関する事業者指定のある事業者リストをホームページに掲載するなど、サービス利用時に必要な情報提供に努めています。	引き続き、情報提供を行っていく。		
			適切に情報提供を行っていく必要がある。		適切に情報提供を行っていく必要がある。			
（イ）福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進								
個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。	補装具・福祉機器普及事業	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）の自立促進及びその介護者の負担軽減を図るため、補装具・福祉機器に関する相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する。					
			・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談（一般相談・専門相談・来所相談・訪問相談）、情報提供、指導・助言、福祉用具の選定及び医学的・工学的技術を介した適合評価を通じて、個々の相談者の障がい状況に応じた具体的な問題解決を行う等 延相談件数：2,924件	障がいのある人の自立支援・QOL向上、介護者の負担軽減のためには、補装具・福祉機器は一助となり、不可欠なものである。そのための専門的な相談対応、情報提供、製作・改良などによる直接的支援体制と支援担当への技術移転を目的とする人材育成と普及の促進は、今後も必要であると考える。	・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談（一般相談・専門相談・来所相談・訪問相談）、情報提供、指導・助言、福祉用具の選定及び医学的・工学的技術を介した適合評価を通じて、個々の相談者の障がい状況に応じた具体的な問題解決を行う等 延相談件数：2,652件	障がいのある人の自立支援・QOL向上、介護者の負担軽減のためには、補装具・福祉機器は一助となり、不可欠なものである。そのための専門的な相談対応、情報提供、製作・改良などによる直接的支援体制と支援担当への技術移転を目的とする人材育成と普及の促進は、今後も必要であると考える。		
			平成25年に障害者総合支援法の中に難病枠が定義付けられ、重度障がい者用意思伝達装置、車椅子、座位保持装置等の補装具適合に関する高度な専門技術が求められている。		平成25年に障害者総合支援法の中に難病枠が定義付けられ、重度障がい者用意思伝達装置、車椅子、座位保持装置等の補装具適合に関する高度な専門技術が求められている。			
	補装具費の支給	福祉局障がい支援課	総合支援法第76条に基づき、障がい者が失われた身体機能を補完又は代替するための用具である補装具を購入又は修理する際の費用を支給する。					
			●令和3年度支給実績　6,820件	引き続き、補装具費の支給対象者に確実に補装具を支給するため、更生相談所（リハセン）と連携しながら研修等により各区の補装具費支給事務担当職員の知識向上を図るとともに関係予算の確保に努める。	●令和4年度支給実績　6,740件	引き続き、補装具費の支給対象者に確実に補装具を支給するため、更生相談所（リハセン）と連携しながら研修等により各区の補装具費支給事務担当職員の知識向上を図るとともに関係予算の確保に努める。		
			補装具費の支給対象者に確実に補装具費を支給することができた。		補装具費の支給対象者に確実に補装具費を支給することができた。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	重度身体障がい児（者）日常生活用具給付事業	福祉局障がい支援課	品目の追加・見直しや基準の改正等について検討するなど、より効果的な給付に努める。					
			●令和3年度給付実績　62,792件 ●日常生活用具に係る情報収集・共有、課題の抽出や解決方策の検討を目的とし、2種の会議を開催。 ①検討会議（外部委員からの意見聴取）：平成31年1月10日 ②担当者会議（市民からの要望や課題等の収集）：平成31年3月4日	引き続き、日常生活用具を確実に給付するための予算確保に努めるとともに、2種の会議を活用して、時勢に対応した的確で効果的な事業とするよう、事業内容や品目の見直し等について検討し、見直しが必要な内容については施策（事業）に反映するよう努める。	●令和4年度給付実績　64,020件 ●日常生活用具に係る情報収集・共有、課題の抽出や解決方策の検討を目的とし、2種の会議を開催。 ①検討会議（外部委員からの意見聴取）：令和4年7月6日 ②担当者会議（市民からの要望や課題等の収集）：令和5年1月23日	引き続き、日常生活用具を確実に給付するための予算確保に努めるとともに、2種の会議を活用して、時勢に対応した的確で効果的な事業とするよう、事業内容や品目の見直し等について検討し、見直しが必要な内容については施策（事業）に反映するよう努める。		
			日常生活用具の給付対象者に確実に当該用具を給付することができた。 また、時勢に対応した的確な事業となるよう2種の会議を開催し、日常生活用具に係るニーズの把握並びに福祉用具や同市場に係る最新情報の収集、事業内容の検討を行った。		日常生活用具の給付対象者に確実に当該用具を給付することができた。 また、時勢に対応した的確な事業となるよう2種の会議を開催し、日常生活用具に係るニーズの把握並びに福祉用具や同市場に係る最新情報の収集、事業内容の検討を行った。			
住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改造費助成事業の推進を図ります。	補装具・福祉機器普及事業福祉機器普及事業における住宅改造相談会	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課	障がい者の障がい程度に合わせて、住宅の手すりや玄関、水回り等の改造について助言を行う。					
			住宅改造に関する相談 相談件数：344件	障がいのある方の自立支援・QOL の向上、介護者の負担軽減のためには、今後も実施していく必要性がある。	住宅改造に関する相談 相談件数：233件	障がいのある方の自立支援・QOL の向上、介護者の負担軽減のためには、今後も実施していく必要性がある。		
			主に神経難病等による重度障がいのある人からの相談が多く、症状の進行にも対応する必要があり、住宅改造よりも補装具・福祉機器の適用による対処方法で問題解決を図ることが多い状況にある。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛により、相談数が増加した。		主に神経難病等による重度障がいのある人からの相談が多く、症状の進行にも対応する必要があり、住宅改造よりも補装具・福祉機器の適用による対処方法で問題解決を図ることが多い状況にある。			
	重症心身障がい住宅改修費の助成	福祉局障がい支援課	住宅改修費の一部を給付することにより、障がい児・者の住環境を改善し、地域における自立を支援する。					
			●令和3年度給付実績　44件	引き続き、障がい児・者の地域における自立を支援するため、住環境改善に係る費用の一部を給付できるよう関係予算の確保に努める。	●令和4年度給付実績　42件	引き続き、障がい児・者の地域における自立を支援するため、住環境改善に係る費用の一部を給付できるよう関係予算の確保に努める。		
			住宅改修費の一部を給付し、障がい児・者の住環境を改善することにより、地域における自立を支援することができた。		住宅改修費の一部を給付し、障がい児・者の住環境を改善することにより、地域における自立を支援することができた。			
（ウ）所得保障の充実								
	年金給付水準の引き上げ	福祉局保険年金課	年金給付水準の引き上げ					
			年金給付水準の引き上げについて改善措置を講ずるよう国へ要望した	引き続き国へ要望を行う	年金給付水準の引き上げについて改善措置を講ずるよう国へ要望した	引き続き国へ要望を行う		
			国の制度であるため即時の要望達成が困難である		国の制度であるため即時の要望達成が困難である			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に要望します。	特別障がい者手当、福祉手当等の支給	福祉局障がい福祉課	身体・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に対して、国制度による所得保障制度を実施					
			身体・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に手当を給付 特別障がい者手当　3,898人 障がい児福祉手当　2,149人 (経過的)福祉手当　86人　合計6,133人	重度障がい者・児に対し手当を支給し、生活の安定を図る制度であり、継続的な実施が必要	身体・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に手当を給付 特別障がい者手当　3,985人 障がい児福祉手当　1,879人 (経過的)福祉手当　77人　合計6,133人	重度障がい者・児に対し手当を支給し、生活の安定を図る制度であり、継続的な実施が必要		
			(経過的)福祉手当については、制度上減少傾向。 特別障がい者手当については微増、障害児福祉手当については増傾向で推移。		(経過的)福祉手当については、制度上減少傾向。 特別障がい者手当については減少、障害児福祉手当については増傾向で推移。			
	特別障がい者手当、福祉手当等の支給	福祉局障がい福祉課	外国籍等の制度的に無年金の障がい者に対して、所得保障制度を実施					
			外国籍等の制度的に無年金の障がい者に対して、救済措置として、給付金を給付 53人	年金法の制度上公的年金(障がい基礎年金等)を受給できない者に対し、給付金を支給する事業であり、継続的な実施が必要	外国籍等の制度的に無年金の障がい者に対して、救済措置として、給付金を給付 47人	年金法の制度上公的年金(障がい基礎年金等)を受給できない者に対し、給付金を支給する事業であり、継続的な実施が必要		
			制度上減少傾向で推移。		制度上減少傾向で推移。			
2ー(2)居住系サービス等の充実								
経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること グループホーム利用者の居宅介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること 入院・外泊時や日中の支援に対する一定の評価を行うとともに、特に夜間支援体制において労働関係法規に即した職員配置を見込んだ適正な報酬の単価を設定すること	グループホーム事業	福祉局障がい支援課	(令和3年度計画見込)月あたり利用人数　3,201人					
			(事業内容) 地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行います。 (実績) 月あたり利用人数　3,411人 ※2年度実績:月あたり　2,975人	引き続き事業を実施していくが、個人単位でのホームヘルプサービスの制度や、各種加算などの制度の継続について、引き続き、利用しやすい制度となるよう、国に対して要望する。	(事業内容) 地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行います。 (実績) 月あたり利用人数　3,911人	引き続き事業を実施していくが、個人単位でのホームヘルプサービスの制度や、各種加算などの制度の継続について、利用しやすい制度となるよう、引き続き国に対して要望する。		
			グループホームの利用にあたり、重度の障がいのある方が増えており、現行基準で考えられているグループホームの人員だけでは支援できない部分がでてきている。		グループホームの利用にあたり、重度の障がいのある方が増えており、現行基準で考えられているグループホームの人員だけでは支援できない部分がでてきている。			
医療的ケアの必要な障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある人に対する支援を十分に行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価を設定すること		福祉局障がい支援課	適正な加算の創設及び報酬単価の設定					
			サービスを必要とされる方が適切に支援が受けれるよう、国に要望する。	・サービスを必要とされる方が適切に支援が受けれるよう、引き続き国に対して要望する。	サービスを必要とされる方が適切に支援が受けれるよう、国に要望した。	サービスを必要とされる方が適切に支援を受けられるよう、引き続き国に対して要望する。		
			重度の障がいのある人に対する支援を十分に行うには、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価の設定が必要である。		重度の障がいのある人に対する支援を十分に行うには、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価の設定が必要である。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円の家賃助成（特定障がい者特別給付費）について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること	グループホーム事業	福祉局障がい支援課	（令和3年度計画見込）月あたり利用人数　3,201人					
			グループホーム利用者の負担軽減のため、上限月額の引き上げについて国に対し要望した。 グループホームごとに家賃が決められており、利用者が希望しても家賃高額のため入居できないことがある。	引き続き国に対して要望する。	グループホーム利用者の負担軽減のため、上限月額の引き上げについて国に対し要望した。 グループホームごとに家賃が決められており、利用者が希望しても家賃高額のため入居できないことがある。	引き続き国に対して要望する。		
グループホームの設置促進のため、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した設置促進に努めます。	グループホーム整備助成事業	福祉局障がい支援課	グループホームの設置促進					
			グループホームの新築について希望があれば、内容を確認し、国制度を活用し開所につながるよう補助を実施している。 例えば、グループホームの設置においては、土地の確保や近隣との問題により、開設に至らない事例もある。	新築により開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげるよう支援していく。	グループホームの新築について希望があれば、内容を確認し、国制度を活用し開所につながるよう補助を実施している。 例えば、グループホームの設置においては、土地の確保や近隣との問題により、開設に至らない事例もある。	新築により開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげるよう支援していく。		
また、本市においては、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する整備補助等について、今後も引き続き実施していきます。	グループホーム整備助成事業	福祉局障がい支援課	グループホームの設置促進					
			グループホームの開所希望があれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。 グループホームでの重度障がい者の支援のために必要となる改造工事費の負担が大きい。	補助事業の内容を一部変更し、補助金の活用を希望する法人に対し手続きを案内し支援していく。	グループホームの開所希望があれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。 グループホームでの重度障がい者の支援のために必要となる改造工事費の負担が大きい。	重度障がい者等の受入にかかる整備補助事業について、活用を希望する法人に対し手続きを案内し支援していく。		
都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めていきます。	グループホームの市営住宅活用	福祉局障がい支援課	市営住宅を活用したグループホームの設置促進					
			市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。 大阪市内は物件の確保が多額となることや、近隣住民の理解が得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するが希望する市営住宅の空きがない。	グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。	市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。 大阪市内は物件の確保が多額となることや、近隣住民の理解が得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するが希望する市営住宅の空きがない。	グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。		
		都市整備局	市営住宅を活用したグループホームの設置促進					
			令和3年度末時点で50戸で事業実施している。 新規6戸 継続44戸 法人が希望する市営住宅に空室がない場合が多い。	関係局からの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。	令和4年度末時点で49戸で事業実施している。 新規2戸 継続49戸 終了2戸 法人が希望する市営住宅に空室がない場合が多い。	関係局からの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。		

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
2－（3）日中活動系サービス等の充実								
生活介護については、送迎加算の拡充や医療的ケアが必要な重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。	生活介護	福祉局障がい支援課	計画値（R3年度見込：月あたり平均7,320人,123,645日）					
			常時介護を要する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事及び生活等に関する相談や、必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能、生活能力の向上のために必要な援助を行う。 （実績）月あたり平均 6,482人、122,273日 ※R2年度実績：月あたり　7,135人、118,105日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	常時介護を要する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事及び生活等に関する相談や、必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能、生活能力の向上のために必要な援助を行う。 （実績）月あたり平均 7,411人、125,025日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			当初見込みより利用が低調となり、計画値を下回った。		当初見込みのとおり、計画値と近い値となった。			
自立訓練については、利用期間の設定が利用者のニーズに合わない等の理由から、利用の伸びが低調であり、利用しやすい制度となるよう事業内容の見直しを国へ働きかけるとともに、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。	自立訓練	福祉局障がい支援課	計画値（R3年度見込：月あたり平均401人,6,223日）					
			障がい者支援施設などに通い、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を受けることや、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。 （実績）月あたり平均 機能訓練：120人　1,854日 生活訓練：332人　5,873人 ※R2年度実績：月あたり 機能訓練：89人、1,078日　生活訓練：357人 6,040日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	障がい者支援施設などに通い、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を受けることや、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。 （実績）月あたり平均 機能訓練：123人　1,289日 生活訓練：448人　6,781日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			当初見込みのとおり、計画値と近い値となった。		利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。			
就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスであり、支援がより効果的に発揮できるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。	就労移行支援	福祉局障がい支援課	計画値（R3年度見込：月あたり平均1,526人,23,636日）					
			生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 （実績）月あたり平均 1,432人、25,734日 ※R2年度実績：月あたり　1,494人、24,461日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 （実績）月あたり平均 1,489人、24,106日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			当初見込みのとおり、計画値と近い値となった。		当初見込みのとおり、計画値と近い値となった。			
	就労継続支援A型	福祉局障がい支援課	計画値（R3年度見込：月あたり平均2,755人,47,358日）					
			企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 （実績）月あたり平均 3,096人、59,675日 ※R2年度実績：月あたり　2,865人、52,108日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 （実績）月あたり平均 3,636人、65,424日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。		事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	就労継続支援B型	福祉局障がい支援課	計画値（R3年度見込：月あたり平均5,708人,88,109日）					
			就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者や、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 （実績）月あたり平均 6,872人、125,031日 ※R2年度実績：月あたり　6,334人、101,953日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者や、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 （実績）月あたり平均 9,394人、160,836日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。		事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。			
	就労定着支援	福祉局障がい支援課	計画値（R3年度見込：月あたり平均510人）					
			就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。 （実績）月あたり平均 358人 ※R2年度実績：月あたり　389人	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。 （実績）月あたり平均 441人	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			事業所新規開設が少なく、利用者が増えず、大幅に計画値を下回った。		事業所新規開設が少なく、利用者が増えず、大幅に計画値を下回った。			
就労移行支援及び就労継続支援A型について、2015（平成27）年度に策定した就労系障がい福祉サービスアセスメントシートの活用により、障がいのある人本人の希望を尊重し、それぞれの能力や適性に応じたより適切なサービス利用につながるように努めます。	アセスメントシートの活用	福祉局障がい支援課	サービス利用時に必要な情報提供を図る					
			事業者等向け集団指導資料や区役所向け利用の手引およびHPへアセスメントシート様式を掲載し、シートの活用するよう周知対応している。	理解啓発のため、引き続き実施していく。	事業者等向け集団指導資料や区役所向け利用の手引およびHPへアセスメントシート様式を掲載し、シートの活用について周知している。	理解啓発のため、引き続き実施していく。		
			理解は一定進んでいると考えるものの、広く理解啓発を行っていく必要である。		理解は一定進んでいると考えるものの、広く理解啓発を行っていく必要がある。			
さらに、就労継続支援A型については、適正な運営の確保を図るために2017（平成29）年4月に改正された指定基準やその取扱に係る国通知等を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。	就労継続支援A型（再掲）	福祉局障がい支援課	計画値（R3年度見込：月あたり平均2,755人,47,358日）					
			企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 （実績）月あたり平均 3,096人、59,675日 ※R2年度実績：月あたり　2,865人、52,108日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 （実績）月あたり平均 3,636人、65,424日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。		事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
地域活動支援センターについては、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう制度の意義とあり方を検討するとともに、安定した運営ができるよう努めます。	地域活動支援センター（活動支援A型）	福祉局障がい支援課	R2年度施設数（35か所）					
			障がいのある方に対して、通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数　35か所	引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。	障がいのある方に対して、通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数　34か所	引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。		
			施設数は指標を維持している。		施設数は指標よりやや減少している。			
	地域活動支援センター（活動支援B型）	福祉局障がい支援課	29年度施設数（6か所）					
			障がいのある方に対して、通所により、創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数　6か所	引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。	障がいのある方に対して、通所により、創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数　5か所	引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。		
			施設数は指標を維持している。		施設数は指標よりやや減少している。			
地域共生型福祉サービスのモデル事業の実績を踏まえ、新たに位置づけられた共生型サービスが適切に運営されるよう努めます。		福祉局障がい支援課 運営指導課	地域共生型福祉サービスの活用の方向性を見定め所要の措置を講じる。					
			地域共生型福祉サービスに係る指定事業所の情報収集に努めた。	地域事情を踏まえた地域共生型福祉サービスの活用の方向性を見定め所要の措置を講じる。	地域共生型福祉サービスに係る指定事業所の情報収集に努めた。	地域事情を踏まえた地域共生型福祉サービスの活用の方向性を見定め所要の措置を講じる。		
			共生型福祉サービスを活用した場合の効果などが十分に検討されておらず、本市としての方向性が明らかになっていない。		共生型福祉サービスを活用した場合の効果などが十分に検討されておらず、本市としての方向性が明らかになっていない。			

2－（4）障がいのあるこどもへの支援の充実

（ア）障がいのあるこどもへの支援の充実

児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。	児童発達支援センター	福祉局障がい支援課	11か所					
			障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域における中核的な支援機関として、障がい児やその家族への相談、障がい児を支援する事業所への援助・助言を行う。 【実績】 11か所	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。	障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域における中核的な支援機関として、障がい児やその家族への相談、障がい児を支援する事業所への援助・助言を行う。 【実績】 11か所	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。		
			児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。		児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	児童発達支援や放課後等デイサービスについては、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。	児童発達支援	福祉局障がい支援課	月あたり利用人員　4,203人　　月あたり利用日数　47,933日					
				障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 【実績】 月あたり利用実人員　　3,973人 月あたり利用延べ日数　47,044日	概ね目標値を達成している。 児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供体制の確保と利用促進に向けた取組を図る。	障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 【実績】 月あたり利用実人員　　4,666人 月あたり利用延べ日数　56,085日	目標値を達成している。 児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供体制の確保と利用促進に向けた取組を図る。		
				事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にあるものの、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症による影響により利用人数及び利用日数が減少した。		事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。			
		医療型児童発達支援	福祉局障がい支援課	月あたり利用人員　34人　　月あたり利用日数　326日					
				児童発達支援に加えて医療の提供を行う。 【実績】 月あたり利用実人員　　34人 月あたり利用延べ日数　485日	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。	児童発達支援に加えて医療の提供を行う。 【実績】 月あたり利用実人員　　27人 月あたり利用延べ日数　400日	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。		
				利用者数は見込みどおりであった。一方で利用日数が増加傾向にある。		当初見込みより利用人員及び利用日数が減少し、計画値を下回った。			
		放課後等デイサービス	福祉局障がい支援課	月あたり利用人員　8,724人　　月あたり利用日数　107,570日					
				在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 月あたり利用実人員　　7,723人 月あたり利用延べ日数　99,844日	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。	在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 月あたり利用実人員　　8,945人 月あたり利用延べ日数　115,926日	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。		
				事業所数の増加しているが、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症による影響により利用人数及び利用日数が減少した。		事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加している。			
		居宅訪問型児童発達支援	福祉局障がい支援課	月あたり利用回数　22回					
				重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援を行う。 【実績】 月あたり利用延べ回数　6回	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の確保と利用促進に向けた取組を図る。	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援を行う。 【実績】 月あたり利用延べ回数　13回	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の確保と利用促進に向けた取組を図る。		
				新型コロナウイルス感染症による影響により前年度に比して利用人数は減少した。		当初見込みより利用回数が減少し、計画値を下回った。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
保育所や幼稚園等における障がいのあるこどもの積極的な受入れを支援するため、障がいのないこどもとの集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に対して働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。	保育所等訪問支援	福祉局 障がい 支援課	月あたり利用回数　1,131回					
			保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】 月あたり利用延べ回数　830回	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き保育所等訪問支援事業所の確保と適正な利用促進に向けた取組を図る。	保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】 月あたり利用延べ回数　1,155回	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き保育所等訪問支援事業所の確保と適正な利用促進に向けた取組を図る。		
			新型コロナウイルス感染症による影響により、前年度に比して利用人数は減少した。		事業所数の増加に伴い、利用回数が増加している。			
障がいのあるこどもを早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう取り組むとともに、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取組を進めます。	障がい児支援	福祉局 障がい 支援課	関係機関と連携を図ったうえで、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築する。					
			手帳や診断名を有していなくとも、乳幼児健診等で障がいが想定され支援の必要性が認められる児童等に対し、早期にかつ必要な支援が受けられるよう、手引きを作成し、各区保健福祉センターに周知している。	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き障がい児支援の適正な利用促進に向けた取組を図る。	手帳や診断名を有していなくとも、乳幼児健診等で障がいが想定され支援の必要性が認められる児童等に対し、早期にかつ必要な支援が受けられるよう、手引きを作成し、各区保健福祉センターに周知している。	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き障がい児支援の適正な利用促進に向けた取組を図る。		
			障がい児支援に係る利用者数及び利用日数が増加傾向にある。		障がい児支援に係る利用者数及び利用日数が増加傾向にある。			
発達障がいのあるこどもを対象とした専門療育機関や重症心身障がいのあるこどもを対象とした児童発達支援センターの確保、医療的ケアに対応したショートステイ事業の実施など、障がいの特性に配慮した療育支援を推進します。	発達障がい児専門療育機関	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課	身近な地域で障がい特性に応じた効果的な支援を提供する体制を構築する。					
			自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所　定員280人	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。	自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所　定員280人	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。		
			低年齢児でも広汎性発達障がいの診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組みが必要。		低年齢児でも広汎性発達障がいの診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組みが必要。			
	児童発達支援 放課後等デイサービス	福祉局 障がい 支援課	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援：利用定員35人　　主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス：利用定数100人					
			重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 令和3年度報酬改定において、医療的ケアを必要とする障がい児に対する報酬が創設され、地域の児童発達支援・放課後等デイサービスにおける受け入れが進められている。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所　利用定員40人 主として重症心身障がい児を支援する ・児童発達支援　33事業所　利用定員195人 ・放課後等デイサービス　36事業所　利用定員218人	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する。	重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 令和3年度報酬改定において、医療的ケアを必要とする障がい児に対する報酬が創設され、地域の児童発達支援・放課後等デイサービスにおける受け入れが進められている。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所　利用定員40人 主として重症心身障がい児を支援する ・児童発達支援　40事業所　利用定員235人 ・放課後等デイサービス　45事業所　利用定員263人	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する。		
			事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある。		事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業（重症心身障がい児者等医療型短期入所事業）	福祉局障がい支援課	令和2年度月あたり平均71人,446日（うち障がい児37人,244日）					
			重症心身障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童等（以下「重症心身障がい児等」とする）を介護している家庭において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、各指定短期入所事業所（医療機関）等への短期間の入所を必要とする場合に、重症心身障がい児等に対して必要なサービスを提供する。 月あたり平均 障がい児 36人、229日（全体 71人、426日）	支援を必要とする背景や、利用者ごとの利用日数の把握を行っていく。	重症心身障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童等（以下「重症心身障がい児等」とする）を介護している家庭において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、各指定短期入所事業所（医療機関）等への短期間の入所を必要とする場合に、重症心身障がい児等に対して必要なサービスを提供する。 月あたり平均 障がい児 34人、202 日（全体66人388日）	利用者の利用状況や事業者の意見等を踏まえ、積極的な制度周知を行うほか、利用者にとって利用しやすいサービスとなるよう、事業の在り方について検討する。		
			支援が行き届いているか、また、利用が長期に至るケースについて適正な利用となっているかの把握を行うことが必要である。		令和4年度においては、新型コロナウイルスによる医療のひっ迫や利用控えの影響を受け、利用が伸び悩んだものの、レスパイト等の利用ニーズとしては高い。			
			医療型ショートステイ拡充をめざし病床確保およびサービス提供を実施					
			重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。 6医療機関で実施 延333件、2,223日利用	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。	重症心身障がい児者等への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるよう、医療機関に対して業務委託を行った。 6医療機関で実施 延271件、1,844日利用	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。		
			ニーズの高い医療型ショートステイの受け入れ先のさらなる確保が必要である。		令和4年度においては、新型コロナウイルスによる医療のひっ迫や利用控えの影響を受け、利用が伸び悩んだ。引き続き、ニーズに対応できるだけの受け入れ先の確保が必要である。			
発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等、家族への研修を充実することにより、発達障がいのあるこどもとその家族等の支援に努めます。	発達障がい者支援センターにおける相談支援（再掲）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	発達障がい者支援センターにおける相談支援体制を充実するとともに地域の関係機関等への啓発・研修・支援を実施					
			・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。 　啓発講座　　24回　延919人 　機関支援　　124回 　親支援講座　140回　延1,337人 ・発達障がい児（者）及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 　相談・発達支援　2,144件 　就労支援　　769件	今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。	・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。 　啓発講座　　33回　延べ1,079人 　機関支援　　135 回 　親支援講座　138回　延べ1,634人 ・発達障がい児（者）及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 　相談・発達支援　1,966件 　就労支援　　831件	今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。		
			・新型コロナウイルス感染拡大防止による回数減が昨年度から継続したが、継続した取り組みが必要である。 ・成人期の相談支援では、ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。		・回数及び参加人数は増加しているものの発達障がいの理解啓発のため、継続した取り組みが必要である。 ・成人期の相談支援では、ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）	取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）	取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）
	障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組みます。	福祉型障がい児入所施設	福祉局障がい支援課	みなし規定の期限終了までに年齢超過者の地域移行を進める					
				入所施設に実情や地域移行にかかる支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する。 【実績】 厚生労働省におけるあらたな移行調整の枠組みを検討する実務者会議を踏まえ、施設の入所状況調査等を行った。	国が示す新たな移行調整の枠組みを踏まえ、年齢超過者の地域移行に向けて引き続き入所施設と連携を図る。	入所施設に実情や地域移行にかかる支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する。 【実績】 厚生労働省におけるあらたな移行調整の枠組みを検討する実務者会議を踏まえ、施設の入所状況調査等を行った。	国が示す新たな移行調整の枠組みを踏まえ、年齢超過者の地域移行に向けて引き続き入所施設と連携を図る。		
				強度行動障がい等を有する入所者の地域移行が困難な状況にある。		年齢超過者の地域移行は概ね進んだが、強度行動障がい等を有する入所者の地域移行が依然として困難な状況にある。			
	重症心身障がいのあるこどもが身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がいのあるこどもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、引き続き確保するとともに、適正な報酬単価となるよう国に対して働きかけていきます。	児童発達支援 放課後等デイサービス	福祉局障がい支援課	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援：利用定員40人　主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス：利用定数145人					
				重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 令和3年度報酬改定において、医療的ケアを必要とする障がい児を支援することに対する報酬や加算が創設され、地域の児童発達支援・放課後等デイサービスにおける受け入れが進められている。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所　利用定員40人 主として重症心身障がい児を支援する ・児童発達支援　33事業所　利用定員195人 ・放課後等デイサービス　36事業所　利用定員218人	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する。	重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 令和3年度報酬改定において、医療的ケアを必要とする障がい児に対する報酬が創設され、地域の児童発達支援・放課後等デイサービスにおける受け入れが進められている。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所　利用定員40人 主として重症心身障がい児を支援する ・児童発達支援　40事業所　利用定員235人 ・放課後等デイサービス　45事業所　利用定員263人	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する。		
				事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある。		事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある。			
	強度行動障がいや高次脳機能障がいのあるこどもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。	児童発達支援 放課後等デイサービス	福祉局障がい支援課	強度高度障がいや高次脳機能障がいを有する児童に対する適切な支援の確保					
				障がい児支援の給付決定に際し、保護者から勘案事項の聴き取りを実施するとともに、障がい児通所支援事業所に対し、加算制度の周知や、強度行動障がいや高次脳機能障がいについての理解、支援方法等に関する研修の案内を行っている。	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援が行われるよう取り組む	障がい児支援の給付決定に際し、保護者から勘案事項の聴き取りを実施するとともに、障がい児通所支援事業所に対し、加算制度の周知や、強度行動障がいや高次脳機能障がいについての理解、支援方法等に関する研修の案内を行っている。	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援が行われるよう取り組む		
				研修を受講した人員を配置し、支援体制を整えている事業所が増加傾向にある。		研修を受講した人員を配置し、支援体制を整えている事業所が増加傾向にある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
虐待を受けた障がいのあるこどもに対して、障がい児入所施設において障がいのあるこどもの状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望していきます。	障がい児入所施設	福祉局障がい支援課	虐待を受けて障がい児入所施設に入所する児童に対し、よりきめ細かな支援を行えるよう支援体制の充実を図る					
			障がい児入所施設等被虐待児受入加算費支給要綱に基づき、こども相談センターが措置し被虐待児であると認めた児童に対し、入所後1年間、1人あたり月額40,800円を支給している。 また、被虐待児の支援については、よりきめ細やかな対応が必要であることから、職員の配置基準や必要な支援を評価するための報酬体系の見直し、併せて児童養護施設等の児童福祉施設との差異を解消するための見直しについて、国に要望を行っている。 なお、令和3年度の要綱改正において、加算額が増額した。	次期報酬改定に係る動向を注視しながら、引き続き、よりきめ細かな支援が行われるよう取り組む。	障がい児入所施設等被虐待児受入加算費支給要綱に基づき、こども相談センターが措置し被虐待児であると認めた児童に対し、入所後1年間、1人あたり月額40,800円を支給している。 また、被虐待児の支援については、よりきめ細やかな対応が必要であることから、職員の配置基準や必要な支援を評価するための報酬体系の見直し、併せて児童養護施設等の児童福祉施設との差異を解消するための見直しについて、国に要望を行っている。 なお、令和3年度の要綱改正において、加算額が増額した。	次期報酬改定に係る動向を注視しながら、引き続き、よりきめ細かな支援が行われるよう取り組む。		
			障がい児入所施設からの申請に基づき、対象となる児童について加算費を支給している。		障がい児入所施設からの申請に基づき、対象となる児童について加算費を支給している。			
（イ）関係機関の連携した支援の推進								
乳幼児期、学齢期、学校卒業後のそれぞれについて、障がいのあるこどもが利用する福祉サービスや支援機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等と多岐にわたることから、各機関が連携し継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。		福祉局障がい支援課	障がいのある児童のライフステージが移行する際も切れ目なく支援ができるよう関係機関との連携の徹底を図る					
			障がい児通所支援や障がい児相談支援においては、障がいのある児童のライフステージが移行する際も切れ目なく支援を継続することができるよう、関係機関と連携することもサービスのひとつとして位置付けられている。 また、大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議の場を通じて、関係機関との連携を図っている。	引き続き、支援を必要とする障がい児にサービスが提供されるよう取り組む。	障がい児通所支援や障がい児相談支援においては、障がいのある児童のライフステージが移行する際も切れ目なく支援を継続することができるよう、関係機関と連携することもサービスの一環として位置付けられている。 また、大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議の場を通じて、関係機関との連携を図っている。	引き続き、支援を必要とする障がい児にサービスが提供されるよう取り組む。		
			障がいのある児童のライフステージに応じて適切にサービスが提供されるよう、関係機関との連携に努めている。		障がいのある児童のライフステージに応じて適切にサービスが提供されるよう、関係機関との連携に努めている。			
医療的ケアの必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実に向けて、支援を総合的に調整するコーディネーターについて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場において、発達段階に応じて求められる役割等の整理を行い、その人材の確保・養成に努めます。	大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議の設置	福祉局障がい支援課	医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る					
			医療的ケアの必要な障がいのある児童（以下「医療的ケア児」という）の支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることで、医療的ケア児の切れ目ない支援の実現を目指す。 令和3年度　令和4年2月14日開催	各関係機関が把握する様々な情報により、医療的ケア児が現在利用している支援制度に加えて、ライフステージに応じた利用可能な他制度の把握の方法を確立し、切れ目ない支援の実現を目指す。	医療的ケアの必要な障がいのある児童（以下「医療的ケア児」という）の支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、医療的ケア児の切れ目ない支援を実現するため、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有と検討を行った。 令和4年度　令和5年2月10日開催	引き続き関係機関が連携し、医療的ケア児のライフステージに応じたサービスや課題を把握、検討し、切れ目ない支援の実現を目指す。		
			行政が支援の対象となる医療的ケア児を包括的に把握する仕組みを確立するために、各事業の対象要件を集約し、個人単位で現在利用している支援制度等の情報をリスト化する等の取り組みを進めているところである。今後、切れ目ない支援の実現に向けて、医療的ケア児が現在利用している支援制度に加えて、ライフステージに応じた利用可能な他制度を把握し、サービス利用を案内することが求められるところであるが、事業ごとに対象者の要件となる項目が異なることから、他事業を利用可能か判断するための情報が不足していることが課題である。		今後、医療的ケア児の実態把握を進めるとともに、必要とされている支援や、解決すべき課題を整理し、関係部局が連携しながら検討することが求められている。			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	さらに、医療的ケアの必要なこどもや家族（支援者）が身近な地域で利用可能な、短期入所事業の実施を検討します。		福祉局障がい支援課	医療型ショートステイ拡充をめざし病床確保およびサービス提供を実施					
				重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。 6医療機関で実施 延333件、2,223日利用	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。	重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。 6医療機関で実施 延271件、1,844日利用	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。		
				ニーズの高い医療型ショートステイの受け入れ先のさらなる確保が必要である。		令和4年度においては、新型コロナウイルスによる医療のひっ迫や利用控えの影響を受け、利用が伸び悩んだ。引き続き、ニーズに対応できるだけの受け入れ先の確保が必要である。			
	また、障がい福祉サービス事業所に対する医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等の実施に努めます。		福祉局障がい支援課	平成31年度から重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業において、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施。					
				医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の基盤づくりを行う。	引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、養成した人材の確保と事業所等への配置を目的とした取り組みを行う。	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する法人に事業を委託し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を実施した。	引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成と確保を進めつつ、配置と活動状況についての調査を行い、状況の把握を行う。		
				当事業において養成した医療的ケア児等コーディネーターの確保及び事業所等への配置を目的とした取り組みを行っていく必要がある。		当事業において養成した医療的ケア児等コーディネーターの配置及び活動状況を把握したうえで、医療的ケア児やその家族への相談ニーズに対応できる体制について検討する必要がある。			
	障がいのあるこどもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。		福祉局障がい支援課	障がい児相談支援体制の充実					
				・障がい児相談支援 　月あたり利用実人員　2,329人	引き続き、障がい児通所支援利用者に相談支援の利用を促す。	・障がい児相談支援 　月あたり利用実人員　2,736人	引き続き、障がい児通所支援利用者に相談支援の利用を促す。		
				障がい児相談支援事業所数（相談支援専門員）の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。		障がい児相談支援事業所数（相談支援専門員）の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。			
		発達障がい者支援センターにおける相談支援（再掲）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	発達障がい者支援センターにおける相談支援体制を充実するとともに地域の関係機関等への啓発・研修・支援を実施					
				・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。 　啓発講座　　24回　　延919人 　機関支援　　124回 　親支援講座　140回　　延1,337人 ・発達障がい児（者）及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 　相談・発達支援　2,144件 　就労支援　　769件	今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。	・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。 　啓発講座　　33回　　延べ1,079人 　機関支援　135 回 　親支援講座　138回　　延べ1,634人 ・発達障がい児（者）及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 　相談・発達支援　1,966件 　就労支援　　831件	今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。		
				・新型コロナウイルス感染拡大防止による回数減が昨年度から継続したが、継続した取り組みが必要である。 ・成人期の相談支援では、ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。		・回数及び参加人数は増加しているものの発達障がいの理解啓発のため、継続した取り組みが必要である。 ・成人期の相談支援では、ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
3－（1）スポーツ・文化活動の振興								
（ア）スポーツ・文化活動への参加の促進								
身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置	経済戦略局スポーツ課	地域のスポーツ施設について情報提供し、利用促進を図る。					
			各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供 スポーツセンター：24施設　計39名 プール：18施設、計24名	引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めていく。	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供 スポーツセンター：24施設　計46名 プール：18施設、計52名	引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めていく。		
			早期のスポーツ指導員等の配置、その情報提供		早期のスポーツ指導員等の配置、その情報提供			
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機に、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるため、また、障がいのある人がスポーツを始めるきっかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。	大阪市障がい者スポーツ大会	福祉局障がい福祉課	大阪市障がい者スポーツ大会の開催を通じて、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるとともに、障がい者のスポーツのきっかけづくりに取り組む					
			障がいのある人がスポーツを通じ、体力の維持、増強と能力の向上を図るとともに、積極性と協調性を養い、自立と社会参加の促進に寄与するとともに、市民への障がい者スポーツの啓発を目的として、大阪市障がい者スポーツ大会を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により2か年に渡って中止が続いており、本大会の目的を実現するための取組を進める。	障がいのある人がスポーツを通じ、体力の維持、増強と能力の向上を図るとともに、積極性と協調性を養い、自立と社会参加の促進に寄与するとともに、市民への障がい者スポーツの啓発を目的として、大阪市障がい者スポーツ大会を開催する。	より多くの障がいのある方が参加できるよう大会の普及・啓発に引き続き努める。		
			令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響により中止		令和4年度 参加者数：延340名			
	全国障害者スポーツ大会	福祉局障がい福祉課	全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通じて、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるとともに、障がい者のスポーツのきっかけづくりに取り組む					
			障がいのある方がスポーツ大会に参加し、スポーツを楽しむとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加を推進を目的として開催される全国障害者スポーツ大会に市代表選手団を派遣する。	令和元年度は台風、令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により3か年に渡って中止が続いており、本大会の目的を実現するための取組を進める。	障がいのある方がスポーツ大会に参加し、スポーツを楽しむとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加を推進を目的として開催される全国障害者スポーツ大会に市代表選手団を派遣する。	全国大会への出場枠は全国における障がい者手帳所持者数の比率により決められていることを鑑み、より多くの障がいのある人が参加できるよう調整する。		
			令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響により中止		令和4年度 派遣者数：120人（うち選手84人、役員36人）			
	障がい者スキー教室	福祉局障がい福祉課	障がい者スキー教室の開催を通じて、障がい者のスポーツのきっかけづくりに取り組む					
			スキー技術の向上や仲間づくりを図り、活動の中で意欲や自信を養うことを目的として、障がい者スキー教室を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により2か年に渡って中止が続いており、本教室の目的を実現するための取組を進める。	スキー技術の向上や仲間づくりを図り、活動の中で意欲や自信を養うことを目的として、障がいのある人が参加することができるスキー教室を開催する。	未参加の方にも多く参加していただけるよう広く周知し、参加を募る。		
			令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響により中止		令和4年度 参加者数：86人（うち受講者41人、スタッフ45人）			
	国際親善女子車いすバスケットボール大会及び地域親善交流会	福祉局障がい福祉課	国際親善女子車いすバスケットボール大会及び地域親善交流会の開催を通じて、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるとともに、障がい者のスポーツのきっかけづくりに取り組む					
			障がい者スポーツの普及・発展及び国際交流に資することを目的として、国際親善女子車いすバスケットボール大会及び地域親善交流会を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により2か年に渡って中止が続いており、本大会の目的を実現するための取組を進める。	障がい者スポーツの普及・発展及び国際交流に資することを目的として、国際親善女子車いすバスケットボール大会及び地域親善交流会を開催する。	地域におけるスポーツ振興を進め、地域住民への障がい者スポーツの普及を図るとともに、障がいの理解を促進する。		
			令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響により中止		令和4年度 大会来場者数：延7,555人（3日間） 交流会参加者数：825人（8区8会場）			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。	障がい者社会参加促進事業	福祉局障がい福祉課	芸術・文化活動への社会参加の促進					
			福祉のあらまし（37,000部発行）等による入場料割引のある文化施設等の掲載などの周知を実施した。	今後、障がいのある人の芸術・文化活動への参加を促進する。	福祉のあらまし（37,000部発行）等による入場料割引のある文化施設等の掲載などの周知を実施した。	今後、障がいのある人の芸術・文化活動への参加を促進する。		
			多くの方が芸術・文化に触れる機会を提供する。		多くの方が芸術・文化に触れる機会を提供する。			
（イ）スポーツ・文化活動の環境整備								
舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいては、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、障がい者スポーツの拠点施設として、地域のスポーツセンターやプールなどとの連携を強化し、さらなるスポーツ活動の普及を図ります。	障がい者スポーツセンターの運営	福祉局障がい福祉課	障がい者スポーツセンターの運営を通じて、障がい者が気軽にスポーツに取り組める環境を整備する					
			長居・舞洲障がい者スポーツセンターでは、専門性の高い指導員を配置し、障がいのある人を中心に「いつ一人で来館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことができる」を基本方針として運営。個人の指導、スポーツ教室の開催など、各種事業を実施するとともに、地域のスポーツ施設とも連携し、障がい者スポーツ振興に取り組む。	オンラインの活用など、コロナ禍にも対応した取組を実施し、引き続き、障がい者スポーツの拠点施設として、さらなる障がい者スポーツ振興を図る。	長居・舞洲障がい者スポーツセンターでは、専門性の高い指導員を配置し、障がいのある人を中心に「いつ一人で来館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことができる」を基本方針として運営。個人の指導、スポーツ教室の開催など、各種事業を実施するとともに、地域のスポーツ施設とも連携し、障がい者スポーツ振興に取り組む。	障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりに引き続き取り組んでいく。		
			令和3年度 スポーツ施設延利用者数 長居：60,429人・舞洲：49,436人 宿泊・研修施設延利用者数 舞洲：4,723人 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の休館や利用制限も相まって、利用者数が大幅に減少。		令和4年度 ＜スポーツ施設利用者数＞ 長居：延127,787人、舞洲：延85,315人 ＜宿泊研修施設利用者数＞ 舞洲：延9,937人			
	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置（再掲）	経済戦略局スポーツ課	地域のスポーツ施設について情報提供し、利用促進を図る。					
			各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供 スポーツセンター：24施設　計39名 プール：18施設、計24名	引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めていく。	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供 スポーツセンター：24施設　計46名 プール：18施設、計52名	引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めていく。		
			早期のスポーツ指導員等の配置、その情報提供		早期のスポーツ指導員等の配置、その情報提供			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアを育成します。また、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行うよう取り組みます。	障がい者スポーツ指導員の育成	経済戦略局 スポーツ課	障がい者スポーツ指導員の育成					
				・大阪市障がい者スポーツ指導員養成講習会【初級】参加者数：15名 ・スポーツ推進委員と障がい者スポーツ指導者との情報交換の実施	今後も障がい者スポーツ指導員の育成、また障がい者スポーツの普及・振興及び発展に取り組む	・大阪市障がい者スポーツ指導員養成講習会【初級】参加者数：9名 ・スポーツ推進委員と障がい者スポーツ指導者との情報交換の実施	今後も障がい者スポーツ指導員の育成、また障がい者スポーツの普及・振興及び発展に取り組む		
				指導者の育成及びスポーツイベントによる障がい者スポーツの普及・振興を図ることができた。		指導者の育成及びスポーツイベントによる障がい者スポーツの普及・振興を図ることができた。			
		障がい者スポーツ指導者養成事業	福祉局 障がい福祉課	障がい者スポーツ指導者養成事業の実施を通じて、障がい者に対して適切にスポーツ指導ができる環境を整備する					
				障がいのある方が身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境を広げることを目的として、障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成するための事業を実施する。	コロナ禍の状況を踏まえつつ、引き続き指導員の養成事業を実施し、身近な地域でのさらなる障がい者スポーツの振興を図る。	障がいのある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境を広げることを目的として、障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成するための事業を実施する。	障がいのある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりとして、指導者養成に引き続き取り組んでいく。		
				令和3年度 障がい者スポーツ指導者養成講習会（初級） 受講者数：48人（うち修了者数47人） 例年と同様の受講希望者数はあったものの、感染症対策として、例年より参加者の定員を減らして実施。		令和4年度 障がい者スポーツ指導者養成講習会（初級） 受講者数：63人（うち修了者数63人）			
	障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。	・オリンピック・パラリンピック教育 ・オリンピック・パラリンピック機運醸成イベント等	経済戦略局 スポーツ課	誰もがともにスポーツを楽しめる機会や環境づくりの推進					
				○トップアスリートによる「夢・授業」にかかるオリンピック・パラリンピック教育を実施 ○集客効果がある大規模スポーツ大会に付属したプログラムの実施 大阪城トライアスロン大会 上記イベントが新型コロナウイルス感染症の影響による大阪府における医療体制のひっ迫状況等により開催を見送ったためオリパラにかかる「スポーツ体験会」等も中止となった。	スポーツの魅力を広く市民に発信する仕組みを作ることで「みる」スポーツの機会を増やすとともに、市民向けのスポーツイベントを開催することで「する」スポーツのきっかけづくりとするなどの年間を通じて取組みを行う。	○集客効果がある大規模スポーツ大会に付属したプログラムの実施 大阪城トライアスロン大会 大会は開催したが、新型コロナウイルス感染症の影響による大阪府における医療体制のひっ迫状況等により付帯イベントであるオリパラにかかる「スポーツ体験会」等は中止とした。	スポーツの魅力を広く市民に発信する仕組みを作ることで「みる」スポーツの機会を増やすとともに、市民向けのスポーツイベントを開催することで「する」スポーツのきっかけづくりとするなどの年間を通じて取組みを行う。		
				新型コロナウイルス感染症の影響による大阪府における医療体制のひっ迫状況等によりイベントが中止となった。		新型コロナウイルス感染症の影響による大阪府における医療体制のひっ迫状況等により付帯イベントが中止となった。			
		スポーツ・レクリエーション交流事業	福祉局 障がい福祉課	スポーツ・レクリエーション交流事業の開催を通じて、、障がい者が気軽にスポーツに取り組める環境を整備する					
				障がいの有無を問わずともに競技するスポーツ大会事業や、仲間づくり、健康の維持増進、スポーツの生活化といった社会参加を促進等をを目的として、スポーツ・レクリエーション交流事業を開催する。	オンラインの活用など、コロナ禍にも対応した取組を実施し、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進する。	障がいの有無を問わずともに競技するスポーツ大会事業や、仲間づくり、健康の維持増進、スポーツの生活化といった社会参加を促進等をを目的として、スポーツ・レクリエーション交流事業を開催する。	障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりに引き続き取り組んでいく。		
				令和3年度 延参加者数：長居：671人・舞洲：747人 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の一部中止も相まって、参加者数が大幅に減少。		令和4年度 延参加者数：長居：702人・舞洲：2,372人			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障がい者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。		福祉局障がい福祉課	ひとにやさしいまちづくりの推進					
			「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。 ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくりを進める必要がある。	障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりのため、引き続き、実施する。	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。 ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくりを進める必要がある。	障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりのため、引き続き、実施する。		
		福祉局障がい福祉課	人材を育成し、読書環境の充実を図る。					
			点字技術を習得した点訳奉仕員を養成し、人材養成の強化を図る。（受講者17名） 資質の向上及び確保を図る	引き続き、支援のための人材を育成する	点字技術を習得した点訳奉仕員を養成し、人材養成の強化を図る。（受講者9名） 資質の向上及び確保を図る。	引き続き、支援のための人材を育成する。		
長居障がい者スポーツセンターの老朽化の現状、新たな障がい者スポーツや多様化するニーズを踏まえ、施設整備の方向性の検討を行います。	長居障がい者スポーツセンター建替基本構想の策定	福祉局障がい福祉課	障がい者スポーツの拠点施設としての役割が果たせるよう、建替えに向けて取組を進める					
			令和3年11月開催の戦略会議において、長居障がい者スポーツセンターの老朽化への対応として、建替えなどの方向性を決定。 建替後の施設の機能等を検討することを目的として、令和4年2月から3月までアンケート調査を実施。 令和3年度 アンケート結果を踏まえ、施設のハード・ソフト面に関する様々な課題、利用者のニーズへの対応。	今後必要な機能等を検討し、令和4年度中に基本構想を策定し、建て替えを進める。	新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）の基本理念・コンセプト、建築計画等の基本的な考え方を取りまとめるため、基本構想検討会議を開催のうえ、基本構想策定に向けた調査・検討を実施。 令和4年度 新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本構想を策定	基本構想で示した考え方をより具体化するため、令和5年度中に基本計画を策定し、建替えを進める。		
（ウ）スポーツ・文化活動の推進								
国際競技大会または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ技術の向上を図るため、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行います。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機にトップアスリートへの支援に努めます。	障がい者スポーツミーティング	福祉局障がい福祉課	パラスポーツ競技団体等との連携を強化し、競技力の向上を図る					
			（公財）日本パラスポーツ協会と連携し、障がい者スポーツに関する最新情報を収集するほか、障がい者スポーツミーティングを開催し、パラスポーツ競技団体等の各種団体との連携を図る。 令和3年度 スポーツミーティング（オンデマンド配信） 視聴回数331回 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年（対面型）と実施方法が変更。	コロナ禍の状況を見つつ、引き続き、各種競技団体と連携を強化し、競技力の向上に努める。	（公財）日本パラスポーツ協会と連携し、障がい者スポーツに関する最新情報を収集するほか、障がい者スポーツミーティングを開催し、パラスポーツ競技団体等の各種団体との連携を図る。 令和4年度 参加者数：45人	パラスポーツの各種競技団体と連携を強化し、引き続き競技力の向上に努める。		

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、障がい者スポーツのさらなる発展を図る観点から、東京2020パラリンピック競技大会への貢献はもとより競技力の向上に努めます。	パラリンピック支援スポーツ振興育成事業	経済戦略局スポーツ課	パラリンピックアスリートの支援					
			東京2020パラリンピックの機運の醸成に向け、市内スポーツ施設を機運醸成を図る活動及びパラリンピックアスリートの育成のために必要な場所を提供した。 対象団体：2団体	本事業は東京パラリンピック競技大会に係るトップアスリート支援事業のため、2021年8月の開催までで終了。	ー	本事業は東京パラリンピック競技大会に係るトップアスリート支援事業のため、2021年8月の開催までで終了。		
			練習場所の提供によりアスリートの育成を図ることができたとともに、東京パラリンピックへ向けた機運醸成及び市民がパラスポーツへの理解を深めることができた。		ー			
	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業 ※文部科学省受託事業	福祉局障がい福祉課	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業の取組を通じて、競技力の向上を図る					
			舞洲障がい者スポーツセンターは、平成28年7月に文部科学省より「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」に指定されており、日本ボッチャ協会との連携による指定強化選手や次世代育成選手を対象とする強化練習会や合宿のサポート等の取組を実施する。	コロナ禍の状況を見つつ、引き続き、強化練習会や合宿のサポート等の取組を実施し、競技力の向上に努める。	舞洲障がい者スポーツセンターは、平成28年7月に文部科学省より「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」に指定されており、日本ボッチャ協会との連携による指定強化選手や次世代育成選手を対象とする強化練習会や合宿のサポート等の取組を実施する。	強化練習会や合宿のサポート等の取組を実施し、引き続き競技力の向上に努める。		
			令和3年度 強化練習会35回、合宿11回 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の自粛なども相まって、開催回数が大幅に減少。		令和4年度 強化練習会51回、合宿12回・選考会9回			
障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。	大阪市身体障がい者社会参加促進事業	福祉局障がい福祉課	障がい者のスポーツ活動や芸術・文化活動などの社会参加の促進					
			身体障がい者の芸術・文化活動やスポーツ活動等への参加意欲を高めることで、自立と円滑な社会参加を促進していく。（参加者：スポーツ活動延べ人数261人、芸術・文化活動延べ人数173人）	今後は新たな参加者を募集するなど参加者数を増加させることで、より多くの障がい者の地域活動や社会参加につながるよう取組みを進める必要がある	身体障がい者の芸術・文化活動やスポーツ活動等への参加意欲を高めることで、自立と円滑な社会参加を促進していく。（参加者：スポーツ活動延べ人数421人、芸術・文化活動延べ人数509人）	引き続き参加者数を増加させることで、より多くの障がい者の地域活動や社会参加につながるよう取組みを進める必要がある。		
			身体障がいだけではなく、幅広い地域活動が必要。		身体障がいだけではなく、幅広い地域活動が必要。			
3ー（2）地域での交流の推進								
障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。	大阪市身体障がい者社会参加促進事業	福祉局障がい福祉課	地域における社会参加の促進					
			地域住民が交流する場として、各区において啓発活動やイベント等を開催している。	地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動を実施する。	地域住民が交流する場として、各区において啓発活動やイベント等を開催している。	地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動を実施する。		
			地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動を行い、多くの方が参加できる場を提供する。		地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動を行い、多くの方が参加できる場を提供する。			

令和3年度からの障がい者支援計画実施状況

第3章　地域生活への移行

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（1）施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり								
（ア）施設入所者への働きかけ								
地域移行を進めるためには、地域生活に関する情報提供や不安の解消など、地域移行の支援の前段階における取組を通した意識づくりが必要であることから、障がいの程度にかかわらず施設入所者の状況や生活に関する意向について把握に努め、必要に応じた働きかけができる仕組みを構築していきます。	施設入所者地域生活移行促進事業	福祉局障がい福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			施設入所者が地域移行を検討するにあたり、地域移行支援の申請前に退所後の地域生活のイメージを持てるよう、施設からの計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業の検討を行った。	新型コロナウイルス感染症に十分配慮しつつ、新たな事業の周知等を通して、施設入所者の意向確認や地域生活のイメージづくりの支援に努める。	施設入所者が地域移行を検討するにあたり、地域移行支援の申請前に退所後の地域生活のイメージを持てるよう、施設からの計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業の検討を行った結果、事業を開始した。	新型コロナウイルス感染症に十分配慮しつつ、新たな事業の周知等を通して、施設入所者の意向確認や地域生活のイメージづくりの支援に努める。		
			施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業の検討を進めることができた。今後は、新たな事業の活用して、施設入所者の今後の生活に関する意向の把握やイメージづくりを支援する必要がある。		施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業を令和4年8月より開始した。今後は、事業の利用を促進するため、障がい者支援施設や施設入所者に対して、事業の周知等に努める必要がある。			
地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組みます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組みます。	障がい者相談支援調整事業	福祉局障がい福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			施設入所者が地域移行を検討するにあたり、地域生活のイメージを持てるよう、地域生活の体験の機会を提供する事業の検討を行った。また、障がい当事者による助言等の機会確保のため、障がい者ピアサポート養成研修の実施に向けて検討を行った。	新型コロナウイルス感染症に十分配慮しつつ、新たな事業の周知等を通して、施設入所者の意向確認や地域生活のイメージづくりの支援に努める。	施設入所者が地域移行を検討するにあたり、地域生活のイメージを持てるよう、地域生活の体験の機会を提供する事業の検討を行った。また、障がい当事者による助言等の機会確保のため、障がい者ピアサポート養成研修の実施に向けて検討を行った。	新型コロナウイルス感染症に十分配慮しつつ、新たな事業の周知等を通して、施設入所者の意向確認や地域生活のイメージづくりの支援に努める。		
			施設入所者への地域生活の体験の機会を提供する事業、及び障がい者ピアサポート養成研の実施に向けて検討を進めた。今後は、新たな事業及び研修を活用して、施設入所者の今後の生活に関する意向の把握やイメージづくりを支援する必要がある。		施設入所者への地域生活の体験の機会を提供する事業、及び障がい者ピアサポート養成研の実施に向けて検討を進めた。今後は、新たな事業及び研修を活用して、施設入所者の今後の生活に関する意向の把握やイメージづくりを支援する必要がある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）	取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）	取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）
入所施設において、地域との交流を行うとともに、地域生活への移行に向けた支援を進めるように働きかけます。	地域移行支援（精神除く）【再掲】	福祉局障がい福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			施設入所者が地域移行を検討するにあたり、地域移行支援の申請前に退所後の地域生活のイメージを持てるよう、施設からの計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業の検討を行った。	新型コロナウイルス感染症に十分配慮しつつ、新たな事業の周知等を通して、施設入所者の意向確認や地域生活のイメージづくりの支援に努める。	施設入所者が地域移行を検討するにあたり、地域移行支援の申請前に退所後の地域生活のイメージを持てるよう、施設からの計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業の検討を行った結果、事業を開始した。	新型コロナウイルス感染症に十分配慮しつつ、新たな事業の周知等を通して、施設入所者の意向確認や地域生活のイメージづくりの支援に努める。		
			施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業の検討を進めることができた。今後は、新たな事業の活用して、施設入所者の今後の生活に関する意向の把握やイメージづくりを支援する必要がある。		施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業を令和4年8月より開始した。今後は、事業の利用を促進するため、障がい者支援施設や施設入所者に対して、事業の周知等に努める必要がある。			
	施設入所支援	福祉局障がい支援課	計画値（令和3年度見込　月あたり平均1,296人）					
			施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。 月あたり平均 1,274人	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。 ・月あたり平均　1,261人	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			当初見込みより利用が少なく、計画値を下回った。		当初見込み以上の地域生活への移行等により、計画値を下回った。			
（イ）家族への働きかけ								
地域生活への移行や、地域移行後の地域定着について、家族の不安を軽減するため、入所施設等と連携して地域生活に関する情報提供等に取り組みます。	地域移行の推進	福祉局障がい福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			家族が不安に感じている点について、入所施設の職員より聞き取りを行い、地域移行に関する情報提供を行うことにより家族の不安軽減につなげる。 ・施設訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	新型コロナウイルス感染症に十分配慮しつつ、新たな事業の周知等を通して、地域生活に関する情報提供に努める。	家族が不安に感じている点について、入所施設の職員より聞き取りを行い、地域移行に関する情報提供を行うことにより家族の不安軽減につなげる。 ・施設訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	新型コロナウイルス感染症に十分配慮しつつ、新たな事業の周知等を通して、地域生活に関する情報提供に努める。		
			入所施設へ、実際に地域移行した事例や地域の社会資源等について情報提供することが必要。		入所施設へ、実際に地域移行した事例や地域の社会資源等について情報提供することが必要。			
（ウ）地域移行に係る啓発								
地域移行を推進していくためには、地域の福祉サービス事業者や入所施設、関係機関の連携のもとに、地域移行に関する理解の促進など認識の共有化が必要であるため、区地域自立支援協議会の活用等を含め、研修や啓発活動などに取り組みます。	障がい者相談支援調整事業	福祉局障がい福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			障がい者相談支援研修センター及び各区地域自立支援協議会において、地域移行の推進に向けた啓発・広報活動を行う。 ・関係機関への必要に応じたリーフレットの配布	地域移行に関する啓発活動について、対象者や手法など、効果的な実施に向けて検討する。	障がい者相談支援研修センター及び各区地域自立支援協議会において、地域移行の推進に向けた啓発・広報活動を行う。 ・関係機関への必要に応じたリーフレットの配布	地域移行に関する啓発活動について、対象者や手法など、効果的な実施に向けて検討する。		
			地域移行に関する啓発活動の充実が必要。		地域移行に関する啓発活動の充実が必要。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
入所施設による地域移行への取組が重要であるため、施設職員に対する研修や啓発活動などに取り組みます。	障がい者相談支援調整事業	福祉局 障がい 福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			施設訪問時に施設職員の地域移行に対する考え方や施設での現状について意見交換を行い、地域移行に関する情報提供により啓発を行う。 ・施設訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	引き続き、施設職員の地域移行に対する理解を深めるように努める。	施設訪問時に施設職員の地域移行に対する考え方や施設での現状について意見交換を行い、地域移行に関する情報提供により啓発を行う。 ・施設訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	引き続き、施設職員の地域移行に対する理解を深めるように努める。		
			施設職員への地域移行に関する研修や啓発が必要。		施設職員への地域移行に関する研修や啓発が必要。			

１－（２）地域生活への移行を支援する仕組みづくり

（ア）入所施設と相談支援事業者の連携の強化

相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しながら、的確な支援を行う必要があることから、入所施設から相談支援事業者へと円滑な引継ぎが行われるよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターが地域移行に係るコーディネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター）	福祉局 障がい 福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			地域移行先として希望されている区の障がい者基幹相談支援センターが、地域移行支援を提供する指定一般相談支援事業者とのコーディネートを行い、入所施設と指定相談支援事業者との円滑な連携を図っている。	施設訪問による障がい者基幹相談支援センターと入所施設の顔の見える関係づくりを進めるとともに、障がい者基幹相談支援センターの指定相談支援事業者への後方支援の取組などを通じて、コーディネート機能を十分に発揮できるように努めていく。	地域移行先として希望されている区の障がい者基幹相談支援センターが、地域移行支援を提供する指定一般相談支援事業者とのコーディネートを行い、入所施設と指定相談支援事業者との円滑な連携を図っている。	新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、施設訪問による障がい者基幹相談支援センターと入所施設の顔の見える関係づくりを進めるとともに、障がい者基幹相談支援センターの指定相談支援事業者への後方支援の取組などを通じて、コーディネート機能を十分に発揮できるように努めていく。		
			障がい者基幹相談支援センターと入所施設、指定相談支援事業者との日ごろからの連携強化が必要。		障がい者基幹相談支援センターと入所施設、指定相談支援事業者との日ごろからの連携強化が必要。			

（イ）地域移行支援の推進

施設入所者が地域移行を希望した後は、相談支援事業者が地域移行に向けた個別支援計画を策定し、本人の地域生活のイメージを作るために、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等の取組を進めます。	地域移行支援	福祉局 障がい 福祉課	地域移行支援の月当たり利用者数（R3年度　35人）					
			指定一般相談支援事業者は、地域移行支援のサービスを提供し、地域移行の実現を目指して取り組む。 ・月当たり利用者数　7人	個別のニーズに応じた適切な支援が提供されるよう指定相談支援事業者に促していくとともに、障がい者支援施設からの退所に当たっても地域移行支援が活用されるよう周知を図る。	指定一般相談支援事業者は、地域移行支援のサービスを提供し、地域移行の実現を目指して取り組む。 ・月当たり利用者数　9人	個別のニーズに応じた適切な支援が提供されるよう指定相談支援事業者に促していくとともに、障がい者支援施設からの退所に当たっても地域移行支援が活用されるよう周知を図る。		
			計画的な外出同行や様々な体験などの支援が適切に提供される必要がある。		計画的な外出同行や様々な体験などの支援が適切に提供されるべきところ、新型コロナウイルス感染症の状況に配慮する必要がある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
地域移行支援の実施にあたっては、入所施設が遠方にあることも多く、訪問に時間がかかることや交通費が必要となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、適切なサービス提供が行えるよう、国に対して制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけながら、推進を図ります。	地域移行支援利用交通費給付事業	福祉局障がい福祉課	地域移行支援利用交通費給付事業の実施					
			地域移行支援の提供において、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際に必要な交通費を扶助する事業を実施。 ・支給決定者数　4人	交通費給付事業について地域移行支援事業者への周知に努める。また、地域移行支援の制度的課題について、その改善を国に働きかけていく。	地域移行支援の提供において、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際に必要な交通費を扶助する事業を実施。 ・支給決定者数　7人	交通費給付事業について地域移行支援事業者への周知に努める。また、地域移行支援の制度的課題について、その改善を国に働きかけていく。		
			入所施設への訪問にかかる利用は無い。地域移行支援の制度が使いづらいとの声がある。		入所施設への訪問にかかる利用は無い。地域移行支援の制度が使いづらいとの声がある。			
（ウ）相談支援事業者の量的・質的な確保								
地域移行支援の活用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。また、相談支援事業者に対しては、地域移行が円滑に進むよう、地域移行支援に関する研修について取組を進めていきます。	相談支援事業所の確保	福祉局障がい福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			地域移行の推進に向けた取組や指定相談支援事業者の後方支援の機能を担う、各区障がい者基幹相談支援センターの体制強化を行う。 ・主として地域づくり・人材育成を担う職員として、主任相談支援専門員（それに相当する者を含む。）の配置 ・各区の状況に応じて、個別の相談支援に対応する職員を追加配置	地域移行支援の実践的な学びの機会を設定し、地域移行支援に取り組む指定相談支援事業者の増加に努める。	地域移行の推進に向けた取組や指定相談支援事業者の後方支援の機能を担う、各区障がい者基幹相談支援センターの体制強化を行う。 ・主として地域づくり・人材育成を担う職員として、主任相談支援専門員（それに相当する者を含む。）の配置 ・各区の状況に応じて、個別の相談支援に対応する職員を追加配置	地域移行支援の実践的な学びの機会を設定し、地域移行支援に取り組む指定相談支援事業者の増加に努める。		
			地域移行に対する認識は高まりつつあるが、地域移行支援を実施する指定相談支援事業者が少ない状態が続いていることから、引き続きの研修が必要。		地域移行に対する認識は高まりつつあるが、地域移行支援を実施する指定相談支援事業者が少ない状態が続いていることから、引き続きの研修が必要。			
（エ）障がい児入所施設の年齢超過者や市外施設の入所者に対する取組								
障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童や、市外施設への入所者について、地域移行を進めるとともに、適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。	福祉型障がい児入所施設	福祉局障がい支援課	みなし規定の期限終了までに年齢超過者の地域移行を進める					
			入所施設に実情や地域移行にかかる支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する。 【実績】 厚生労働省におけるあらたな移行調整の枠組みを検討する実務者会議を踏まえ、施設の入所状況調査等を行った。	引き続き入所施設と連携を図り、年齢超過者の地域移行に向け検討する。	入所施設に実情や地域移行にかかる支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する。 【実績】 厚生労働省におけるあらたな移行調整の枠組みを検討する実務者会議を踏まえ、施設の入所状況調査等を行った。	国が示す新たな移行調整の枠組みを踏まえ、年齢超過者の地域移行に向けて引き続き入所施設と連携を図る。		
			強度行動障がい等を有する入所者の地域移行が困難な状況にある。		年齢超過者の地域移行は概ね進んだが、強度行動障がい等を有する入所者の地域移行が依然として困難な状況にある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（3）地域で暮らすための受け皿づくり								
（ア）地域での受け皿の確保								
地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。	グループホーム整備助成事業（再掲）	福祉局障がい支援課	グループホームの設置促進					
			グループホームの開所希望があれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。	補助事業の内容を一部変更し、補助金の活用を希望する法人に対し手続きを案内し支援していく。	グループホームの開所希望があれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。	重度障がい者等の受入にかかる整備補助事業について、活用を希望する法人に対し手続きを案内し支援していく。		
			グループホームでの重度障がい者の支援のために必要となる改造工事費の負担が大きい。		グループホームでの重度障がい者の支援のために必要となる改造工事費の負担が大きい。			
特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、設置助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、設置の促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。	グループホームの市営住宅活用（再掲）	福祉局障がい支援課	市営住宅を活用したグループホームの設置促進					
			市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。	グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。	市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。	グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。		
			大阪市内は物件の確保が多額となることや、近隣住民の理解が得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するが希望する市営住宅の空きがない。		大阪市内は物件の確保が多額となることや、近隣住民の理解が得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するが希望する市営住宅の空きがない。			
居宅介護、重度訪問介護事業や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。		福祉局障がい支援課	必要なサービスを確保できるよう他市町村等と連携して要望する					
			二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議において要望している。	・サービスを必要とされる方が適切に支援が受けれるよう、引き継き国に対して要望する。	二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議において要望している。	・サービスを必要とされる方が適切に支援が受けれるよう、引き継き国に対して要望する。		
			他市町村との連携		他市町村との連携			
地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。		福祉局障がい支援課 障がい福祉課	障がい福祉サービス等に係る啓発活動					
			・グループホームの啓発のホームページを作成し、公開している。	引き続きホームページでの啓発活動を実施する。	グループホームの啓発のホームページを作成し、公開している。	引き続きホームページでの啓発活動を実施する。		
			地域での受け皿確保にあたっては、市民の理解を深める必要がある。		地域での受け皿確保にあたっては、市民の理解を深める必要がある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（イ）地域生活の支援に向けたネットワークの構築								
地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係支援機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等とのネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター） 地域自立支援協議会	福祉局障がい福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。	区地域自立支援協議会の活動等を通じ、地域の支援体制の充実に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。	区地域自立支援協議会の活動等を通じ、地域の支援体制の充実に努める。		
			ネットワークの構築を図るとともに、支援体制の充実を図る必要がある。		ネットワークの構築を図るとともに、支援体制の充実を図る必要がある。			
（ウ）地域における相談支援サービスの充実								
相談支援事業者が、常時の連絡体制を確保し、地域の事業所や関係機関等と連携し、緊急時の相談等に適切に対応することにより、地域での安心した生活が継続できるよう、地域定着支援の活用促進に努めます。	地域定着支援	福祉局障がい福祉課	地域定着支援の月当たり利用者数（R3年度　788人）					
			居宅において、単身等で生活する者との常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談支援等を提供する。 ・利用者数　734人	市内全域において、地域定着支援のさらなる利用促進に向けた周知を図る。	居宅において、単身等で生活する者との常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談支援等を提供する。 ・利用者数　759人（月当たり利用人数の平均）	市内全域において、地域定着支援のさらなる利用促進に向けた周知を図る。		
			利用者数は増加傾向にあるが、地域によって利用者数に差異が見られるため、引き続き必要な方が円滑に利用できるよう周知が必要。		利用者数は増加傾向にあるが、地域によって利用者数に差異が見られるため、引き続き必要な方が円滑に利用できるよう周知が必要。			
地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。	自立生活援助	福祉局障がい支援課	計画値（令和3年度見込　月あたり平均51人）					
			居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談等により、自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の必要な援助を行う。 月あたり平均 11人	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談等により、自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の必要な援助を行う。 ・月あたり平均　8人	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			事業所新規開設が少なく、利用者が増えず、大幅に計画値を下回った。		事業周知の不足や事業所数が少ないことなどから、利用者が増えず、大幅に計画値を下回った。			
（エ）地域移行困難者に対する支援								
行動障がいや重度重複障がい等の地域移行が困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れが可能なグループホームの確保や、専門分野別の研修に取り組むなど、その支援体制や連携体制のあり方を検討していきます。	強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業	福祉局障がい支援課	施設入所者の地域移行の推進					
			強度行動障がいのある方をグループホームで受け入れる法人に対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、移行促進を図るための支援を実施。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	強度行動障がいのある方をグループホームで受け入れる法人に対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、移行促進を図るための支援を実施。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			改造費補助を活用する法人が少なく、事業周知を進めていく。		改造費補助を活用する法人が少なく、事業周知を進めていく。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
また、矯正施設等を退所した人に対する支援についても地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。	障がい者相談支援事業 （各区基幹相談支援センター） （再掲）	福祉局障がい福祉課	障がい者基幹相談支援センター設置か所数　24か所					
			区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制（つながる場）等を活用した連携の強化に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制（つながる場）等を活用した連携の強化に努める。		
			他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。		他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。			
（オ）地域生活を続けるための支援								
地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。	障がい者相談支援事業 （各区障がい者基幹相談支援センター） 地域自立支援協議会	福祉局障がい福祉課	施設入所者の地域移行の推進（令和2年度から令和4年度　102人）					
			区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。	区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。	区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。	区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。		
			ネットワークの構築を図るとともに、支援体制の充実を図る必要がある。		ネットワークの構築を図るとともに、支援体制の充実を図る必要がある。			

２－（１）精神科病院との連携

こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。	地域移行・地域生活支援事業	健康局こころの健康センター	精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を実施					
			精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。（病院訪問啓発活動及び連絡調整　7件）	精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する。	精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。（病院訪問啓発活動及び連絡調整　11件）	精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する。		
			精神科病院との連携		精神科病院との連携			
各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。	地域移行・地域生活支援事業	健康局こころの健康センター	各精神科病院（退院後生活環境相談員等病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やす					
			地域移行利用者を増やすために、各区精神保健福祉相談員の事前面接に同行する等病院訪問を行った。（地域移行相談者への事前面接　2件）	事例相談、入院患者面接等各区精神保健福祉相談員との連携、病院職員との関係づくりのためにも病院訪問を行う。	各区精神保健福祉相談員の事前面接の同行はなかったが、精神科病院に対して、地域生活移行推進事業の事業説明を通して病院職員との関係づくりに取り組んだ。	事例相談、入院患者面接等各区精神保健福祉相談員との連携、病院職員との関係づくりのためにも病院訪問を行う		
			精神科病院との連携		精神科病院との連携			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。	地域移行・地域生活支援事業	健康局こころの健康センター	精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進					
			大阪府・市・堺市合同地域移行担当者連絡会議に参加し、大阪府の地域精神医療体制整備広域コーディネーターとも連携できる関係づくりを行った。（1回開催）	大阪府・堺市合同連絡会議開催を継続し連携を高める。	大阪府・市・堺市合同地域移行担当者連絡会議に参加し、大阪府の地域精神医療体制整備広域コーディネーターとも連携できる関係づくりを行った。（1回開催）	大阪府・堺市合同連絡会議開催を継続し連携を高める。		
			大阪府・堺市との連携		大阪府・堺市との連携			
２－（２）地域活動支援センター(生活支援型)等との連携								
大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、地域移行をめざし実績をあげてきた経過があります。今後はこころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行うとともに支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。		健康局こころの健康センター	こころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の支援機関とも協働					
			地域活動支援センター(生活支援型)と協力し、相談支援事業所に研修を行った。（開催なし）	精神科病院からの退院支援に役立つスキルアップ研修を相談支援事業所に行う。	地域活動支援センター(生活支援型)と協力し、相談支援事業所に研修を行った。（開催なし）	精神科病院からの退院支援に役立つスキルアップ研修を相談支援事業所に行う。		
			障がい福祉サービス事業者等との連携と育成		障がい福祉サービス事業者等との連携と育成			
２－（３）精神科病院入院者への働きかけ・支援								
こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、1年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している方に対して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。	地域生活移行推進事業	健康局こころの健康センター	積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施					
			病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対し、病院を訪問し面接を行い、地域生活移行推進事業の利用を勧める。（利用者　5人、内地域移行支援申請者0人）	地域生活移行推進事業対象者面接の継続と事業利用者の退院に向けたフォローアップを行う。	病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対し、病院を訪問し面接を行い、地域生活移行推進事業の利用を勧める。（利用者3人、内地域移行支援申請者1人）	地域生活移行推進事業対象者面接の継続と事業利用者の退院に向けたフォローアップを行う。		
			地域移行の推進		地域移行の推進			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
入院中の対象者への働きかけ及び精神科病院に対する啓発として、ピアサポーターを中心に精神科病院への訪問による地域の生活情報提供を実施するとともに、地域において入院中の対象者との交流を図る働きかけを実施していきます。	ピアサポートの活用に係る事業	健康局こころの健康センター	ピアサポーターを中心に精神科病院への訪問により地域生活に関する情報提供を行うとともに、地域において入院中の対象者との交流を図る					
			・自身の体験等を通じて事業対象者を支援するピアサポーターを養成するためのピアサポーター養成講座を実施した。（8回開催、修了者　15人） ピアサポーターの養成及び活用	ピアサポーターの養成とピアサポーターによる啓発活動を継続する。	自身の体験等を通じて事業対象者を支援するピアサポーターを養成するためのピアサポーター養成講座を実施した。（8回開催、修了者9人） ピアサポーターの養成及び活用	ピアサポーターの養成とピアサポーターによる啓発活動を継続する。		
ピアサポーターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、今後も継続的に実施していきます。	地域生活移行推進事業	健康局こころの健康センター	ピアサポーターからの働きかけにより、入院中の対象者の退院への意欲を向上させる					
			地域生活移行推進事業利用者に対しピアサポーターとの交流による支援を行い当事者の視点で寄り添いながら退院意欲の向上を図った。（事業利用者　5人、ピアサポーターによる支援　0回） ピアサポーターによる支援	ピアサポーターによる当事者支援を継続し退院意欲の向上を図る。	地域生活移行推進事業利用者に対しピアサポーターとの交流による支援を行い当事者の視点で寄り添いながら退院意欲の向上を図った。（事業利用者3人、ピアサポーターによる支援10回） ピアサポーターによる支援	ピアサポーターによる当事者支援を継続し退院意欲の向上を図る。		
一方、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。	地域移行支援（精神のみ）【再掲】	健康局こころの健康センター	積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施					
			病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対し、病院を訪問し面接を行い、地域生活移行推進事業の利用を勧める。（利用者　5人、内地域移行支援申請者0人） 地域移行の推進	地域生活移行推進事業対象者面接の継続と事業利用者の退院に向けたフォローアップを行う。	病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対し、病院を訪問し面接を行い、地域生活移行推進事業の利用を勧める。（利用者3人、内地域移行支援申請者1人） 地域移行の推進	地域生活移行推進事業対象者面接の継続と事業利用者の退院に向けたフォローアップを行う。		
また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。	地域移行・地域生活支援事業	健康局こころの健康センター	生活保護受給の長期入院者について、各区の関係部署と連携し入院状況を把握する					
			生活保護担当職員研修で「地域移行支援について」の講演を行い、担当職員の理解を深め長期入院者の相談先を伝えた。（研修会　1回開催） 生活保護受給中の長期入院者のケース把握	生活保護担当者との連携を深め、対象ケースの把握を行う	生活保護担当職員研修で「地域移行支援について」の講演を行い、担当職員の理解を深め長期入院者の相談先を伝えた。（研修会　1回開催） 生活保護受給中の長期入院者のケース把握	生活保護担当者との連携を深め、対象ケースの把握を行う		

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
２－（４）地域住民への理解のための啓発								
市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。 また、ピアサポーターによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施していきます。	ピアサポートの活用に係る事業	健康局こころの健康センター	市民講座等様々な機会をとらえ各区で啓発を行うことで、精神科病院へ長期入院している人への支援の取り組みの理解を図っていく					
			各区及びこころの健康センターで精神障がいのある人の地域生活への理解を深めるため、ピアサポーターによる啓発講座を実施した（27回　参加者176人）	ピアサポーターによる啓発講座を継続して開催する	各区及びこころの健康センターで精神障がいのある人の地域生活への理解を深めるため、ピアサポーターによる啓発講座を実施した（31回　参加者213人）	ピアサポーターによる啓発講座を継続して開催する		
			市民への啓発活動		市民への啓発活動			
２－（５）家族への働きかけ								
高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があり、地域移行・地域定着に向けて、家族が安心できるよう、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実に向けて取り組みます。	精神障がい者家族教室	健康局こころの健康センター	ピアサポーターによる啓発を通しての、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解					
			各区保健福祉センターにおいて、精神障がい者を持つ家族に対して精神障がいに関する知識の提供や疾病についての正しい理解を促すため家族教室を開催した。 (227回開催、1,252人参加)	家族教室を継続して開催する。	各区保健福祉センターにおいて、精神障がい者を持つ家族に対して精神障がいに関する知識の提供や疾病についての正しい理解を促すため家族教室を開催した。 (287回開催、1,501人参加)	家族教室を継続して開催する。		
			家族教室開催の周知		家族教室開催の周知			
２－（６）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築								
（ア）地域での受け皿の確保								
地域生活への移行を促進するためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。	強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業（再掲）	福祉局障がい支援課	施設入所者の地域移行の推進					
			強度行動障がいのある方をグループホームで受け入れる法人に対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、移行促進を図るための支援を実施。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	強度行動障がいのある方をグループホームで受け入れる法人に対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、移行促進を図るための支援を実施。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			改造費補助を活用する法人が少なく、事業周知を進めていく。		改造費補助を活用する法人が少なく、事業周知を進めていく。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（イ）各区精神保健福祉相談員に対する技術支援								
こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。	地域移行・地域生活支援事業	健康局こころの健康センター	各区精神保健福祉相談員への技術支援					
			処遇困難対象者の相談に対する、区精神保健福祉相談員への技術支援・調整を行った（43件） 区精神保健福祉相談員との連携と技術支援	区精神保健福祉相談員との連携を継続する	処遇困難対象者の相談に対する、区精神保健福祉相談員への技術支援・調整を行った（42件） 区精神保健福祉相談員との連携と技術支援	区精神保健福祉相談員との連携を継続する		
また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。	地域移行・地域生活支援事業（再掲）	健康局こころの健康センター	精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を実施					
			精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。（病院訪問啓発活動及び連絡調整　7件） 精神科病院との連携	精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する。	精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。（病院訪問啓発活動及び連絡調整　11件） 精神科病院との連携	精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する。		
（ウ）保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置								
当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域自立支援協議会との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活が継続して送れるよう支援していきます。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議会の開催	健康局こころの健康センター	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域自立支援協議会との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活が継続して送れるよう支援					
			精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築・推進するため「大阪市障がい者施策推進協議会精神障がい者地域生活支援部会」を設置し、関係部署、有識者等の意見聴取及び意見交換を行った。（2回開催） 同部会の継続実施	引続き同部会を実施する。	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築・推進するため「大阪市障がい者施策推進協議会精神障がい者地域生活支援部会」を設置し、関係部署、有識者等の意見聴取及び意見交換を行った。（2回開催） 同部会の継続実施	引続き同部会を実施する。		

令和3年度からの障がい者支援計画実施状況

第4章　地域で学び・働くために

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（1）就学前教育の充実								
（ア）教育・保育施設における教育・保育内容の充実								
地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育・保育を今後とも積極的に推進し、受入れの促進に努め、教育・保育の内容充実を図ります。	障がい児保育事業	こども青少年局保育所運営課	民間保育施設等における障がい児の受入施設及び受入人数の増					
			（受入れ促進） 保育が円滑にできるよう施設環境や設備の整備等をし、障がい児の受入れ促進を図る。 （民間運営委託保育所及び民間保育所への特別支援保育にかかる補助） 受入れ状況 公立保育所　57か所　326人 公設置民営保育所　30か所　154人 （民間運営委託） 民間保育所等　351か所　1288人 （民間保育所、認定こども園）	支援が必要な児童の実態把握や保育現場（職員・保護者）への助言・指導を目的として特別支援保育巡回指導講師を派遣し、特別支援保育の推進に努める。	（受入れ促進） 保育が円滑にできるよう施設環境や設備の整備等をし、障がい児の受入れ促進を図る。 （民間運営委託保育所及び民間保育所への特別支援保育にかかる補助） 受入れ状況 公立保育所　55か所　381人 公設置民営保育所　32か所　163人 （民間運営委託） 民間保育所等　388か所　1377人 （民間保育所、認定こども園）	支援が必要な児童の実態把握や保育施設等の職員への助言・指導を目的として特別支援保育巡回指導講師を派遣し、特別支援保育の推進に努める。		
			障がい児の受入れ促進と保育内容の充実を図る。		障がい児の受入れ促進と保育内容の充実を図る。			
		こども青少年局保育・幼児教育センター	就学前施設等における教職員の乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組みます。					
			【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 本市主催研修実施回数7回（延べ参加者数391人） 委託先研修実施回数13回（延べ参加者数783人） 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。実施回数10回（延べ参加者数143人）	感染症拡大予防・防止の観点から、対面研修での実施も考慮しながら、Teamsを活用したオンライン研修等の内容を工夫・充実させ、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。	【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 本市主催研修実施回数5回（延べ参加者数378人） 委託先研修実施回数19回（延べ参加者数929人） 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。実施回数11回（延べ参加者数204人）	対面研修やTeamsを活用したオンライン研修等の内容を工夫・充実させ、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。		
			専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。		専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、教育・保育施設においては障がいのあるこども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、個別支援計画・個別指導計画の内容を保護者と共有し、教育・保育施設と家庭が連携しながら支援を進めていきます。	・個別支援計画・個別指導計画	こども青少年局保育所運営課	一人一人に合わせた適切な支援を行うため、特別支援保育の推進に努める。					
			【特別支援保育コーディネーター養成研究会】公立保育所において、特別支援保育をコーディネートできる、高い専門性を持つ保育士を育成するため、研究会において個別支援・指導計画の検討等を行う。（年7回実施） 【特別支援保育巡回指導講師派遣事業】保育施設巡回時に職員と支援の共有を図るため、必要に応じて個別支援・指導計画の確認、手立ての検討等を行う。 【発達支援プログラム冊子の活用】「できた！わかった！たのしいよ！」「できた！わかった！たのしいよ！パート2」において、個別支援・指導計画の作成・検討のポイントを示し、一人一人に合わせた適切な支援が行えるよう啓発している。	【発達支援プログラム冊子】の活用により、一人一人に合わせた適切な支援が行えるよう、特別支援保育の推進に務める。	【特別支援保育スキルアップ研究会】公立保育所においては、一人一人の障がい・特性を理解し、適切に支援を行うために個別支援・指導計画の立案・検討を行っている。（年6回実施） 【特別支援保育巡回指導講師派遣事業】保育施設巡回時に職員と支援の共有を図るため、必要に応じて個別支援・指導計画の確認、手立ての検討等を行う。 【発達支援プログラム冊子の活用】「できた！わかった！たのしいよ！」「できた！わかった！たのしいよ！パート2」において、個別支援・指導計画の作成・検討のポイントを示し、一人一人に合わせた適切な支援が行えるよう啓発している。	【発達支援プログラム冊子】の活用により、一人一人に合わせた適切な支援が行えるよう、特別支援保育の推進に務める。		
			公立保育所においては全か所にて、個別支援計画・指導計画を作成し、保護者と共有しながら支援を実施している。		公立保育所においては全か所にて、個別支援計画・指導計画を作成し、保護者と共有しながら支援を実施している。			
地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。	・保幼こ小交流活動	こども青少年局保育・幼児教育センター	令和4年度現在、該当なし （保幼こ小交流活動はあるが、保育園、幼稚園、小学校等の教職員のものだけで地域や保護者は含まれず、障がい者とは関係ない内容のため）					
			－	－	－	－		
			－		－			
児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。	児童発達支援センター（再掲）	福祉局障がい支援課	11か所					
			障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域における中核的な支援機関として、障がい児やその家族への相談、障がい児を支援する事業所への援助・助言を行う。 【実績】 11か所	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。	障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域における中核的な支援機関として、障がい児やその家族への相談、障がい児を支援する事業所への援助・助言を行う。 【実績】 11か所	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。		
			児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。		児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	保育所等訪問支援（再掲）	福祉局障がい支援課	月あたり利用回数　1,131回					
			保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】 月あたり利用延べ回数　830回	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き保育所等訪問支援事業所の確保と適正な利用促進に向けた取組を図る。	保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】 月あたり利用延べ回数　1,155回	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き保育所等訪問支援事業所の確保と適正な利用促進に向けた取組を図る。		
			新型コロナウイルス感染症による影響により、前年度に比して利用人数は減少した。		事業所数の増加に伴い、利用回数が増加している。			
家庭の経済状況にかかわらず、障がいのあるこどもも含めたすべてのこどもたちが生涯にわたり自己実現をめざし、生きる力を培っていくために、幼児教育の無償化に取り組みます。	児童発達支援等利用者負担給付金事業	福祉局障がい支援課	－					
			令和元年10月より国の事業として幼児教育無償化を実施したため、本事業は終了		令和元年10月より国の事業として幼児教育無償化を実施したため、本事業は終了			
			－		－			
（イ）教育諸条件のある整備・充実								
	エレベーター設置	教育委員会事務局施設整備	移動の困難な児童・生徒の在籍する学校に設置					
			※新規設置1校 小学校　286校中 276校 中学校　130校中 128校 高等学校　21校中 8校（19施設中8施設）	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う	※新規設置2校 小学校　281校中 274校 中学校　127校中 125校 義務教育学校　1校中 1校	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う		
			小中学校においては約97％の学校においてエレベータの設置が完了している		小中学校（義務教育学校含む）においては約98％の学校においてエレベータの設置が完了している			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	教育・保育施設の利用を希望する障がいのあるこどもが、教育・保育施設を利用できるよう環境の整備に努めます。	学校施設の整備	教育委員会事務局 インクルーシブ施設整備	教育環境の整備が必要な学校への整備					
				特別支援学級室の改造、手すりの等の設置 小学校　3校 中学校　2校	学校施設の整備面からインクルーシブ教育システムの充実と推進を図る	特別支援学級室の改造、手すりの等の設置 中学校　1校	学校施設の整備面からインクルーシブ教育システムの充実と推進を図る		
				合理的配慮とその基礎となる教育環境の整備を継続して実施していく必要がある		合理的配慮とその基礎となる教育環境の整備を継続して実施していく必要がある			
		特別支援学級児童・生徒通学用タクシー	教育委員会事務局 インクルーシブ施設整備	重度肢体不自由等で自力通学が困難な児童生徒への登校に向けた通学支援					
				自力通学等困難な児童生徒への通学支援 小学校38校 57名 中学校16校 24名	合理的配慮として継続した支援を実施する	自力通学等困難な児童生徒への通学支援 小学校38校 52名 中学校17校 22名	合理的配慮として継続した支援を実施する		
				対象児童生徒が増加傾向にあるため、障がい状況を把握し、より効果的な活用が必要である		対象児童生徒が増加傾向にあるため、障がい状況を把握し、より効果的な活用が必要である			
			こども青少年局管理課幼稚園運営企画担当	幼稚園等における障がい児の受入施設及び受入人数の増					
				（幼稚園等） 私立幼稚園等がにおいて、特別に支援の必要な幼児を既存の園舎で受け入れるために必要な施設の整備、もしくは改修に要する経費の一部を補助し、支援の必要な幼児の受け入れ促進を図った。 整備件数　2件	引き続き、保育・教育施設等において障害児の受け入れの促進を図っていく。	（幼稚園等） 私立幼稚園等において、特別に支援の必要な幼児を既存の園舎で受け入れるために必要な施設の整備、もしくは改修に要する経費の一部を補助し、支援の必要な幼児の受け入れ促進を図った。 整備件数　0件	引き続き、保育・教育施設等において障害児の受け入れの促進を図っていく。		
				障がい児をはじめとした支援の必要な児童の受入れ促進を図った。		障がい児をはじめとした支援の必要な児童の受入れ促進を図った。			
	施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。	研修の充実	教育委員会事務局 インクルーシブ	教員ニーズに応じた研修を行い、研修の充実を図る					
				・全特別支援教育コーディネーター対象「特別支援教育CO必修研修」実施 ・市立幼稚園教員対象に、実践促進型研修「幼稚園特別支援教育研修」実施 ・集合・オンライン・オンデマンド等の研修形態を組み合わせた研修および講座の実施　161回	学校園ニーズに応じたさらなる研修の充実	・全特別支援教育コーディネーター対象「特別支援教育CO必修研修」実施 ・市立幼稚園教員対象に、実践促進型研修「幼稚園特別支援教育研修」実施 ・集合・オンライン・オンデマンド等の研修形態を組み合わせた研修および講座の実施　170回	学校園ニーズに応じたさらなる研修の充実		
				特別支援教育に関するさらなる専門性の向上		特別支援教育に関するさらなる専門性の向上			
	施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。	研修の充実	こども青少年局 保育・幼児教育センター	就学前施設等における教職員の乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組みます。					
				【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 本市主催研修実施回数7回（延べ参加者数391人） 委託先研修実施回数13回（延べ参加者数783人） 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。実施回数10回（延べ参加者数143人）	感染症拡大予防・防止の観点から、対面研修での実施も考慮しながら、Teamsを活用したオンライン研修等の内容を工夫・充実させ、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。	【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 本市主催研修実施回数5回（延べ参加者数378人） 委託先研修実施回数19回（延べ参加者数929人） 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。実施回数11回（延べ参加者数204人）	対面研修やTeamsを活用したオンライン研修等の内容を工夫・充実させ、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。		
				専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。		専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、幼稚園介助者サポーターを配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。	幼稚園介助サポーターの配置	教育委員会事務局初等・中学校教育担当	市立幼稚園においては、共に学ぶ教育が進むよう、配慮を要する各園に対して、幼稚園介助サポーターを配置している。					
			支援が必要な幼児への対応の充実につながっている。	一層の充実のため、引き続き関係部署と連携し、支援の体制の充実を図る。	支援が必要な幼児への対応の充実につながっている。	一人一人の状況に応じた支援の充実のため、引き続き関係部署と連携し、支援の体制の充実を図る。		
			支援が必要な幼児の割合は年々増加傾向にあり、より一層、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が求められる。		支援が必要な幼児の割合は年々増加傾向にあり、より一層、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が求められる			

1－（2）義務教育段階における教育の充実

（ア）共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

障がいのあるこどもの就学先を決める際には、小学校がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の小学校で学ぶことを基本として取り組みます。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないように取り組みます。さらに、学校教育全体で障がいのある児童生徒を受けとめるという観点から、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を図ります。	障がいのある児童生徒の就学・進学	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校で学ぶことを基本とする					
			・通学区域の小学校がすべての就学相談の窓口となり、相談や情報提供を行っている ・地域の小・中学校で学ぶことを基本とする ・特別支援学校に就学・進学した場合にも、居住地交流を行い、地域で育ち、生きている仲間であると位置づけている	本市の取組の理解の啓発に向けた、一層の周知	・通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)がすべての就学相談の窓口となり、相談や情報提供を行っている ・地域の小・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本とする ・特別支援学校に就学・進学した場合にも、居住地交流を行い、地域で共に育ち、共に助け合い支え合って生きていく仲間であると位置づけている	本市の取組の理解の啓発に向けた、一層の周知		
			本人・保護者に対し、よりよい就学に向けた情報提供と、丁寧な相談対応		本人・保護者に対し、よりよい就学に向けた情報提供と、丁寧な相談対応			
こどもの生きる力を育むため、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図り、自立に向けて可能性を最大限に伸ばします。具体的には、地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の了解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。	個別の教育支援計画と個別の指導計画	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	・教育振興基本計画における、特別支援教育のめざす基本的方向として、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進」「自立し、主体的に、社会参加できる力を養う」「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」「一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のあり方を工夫する」の4つの視点をふまえる					
			・小・中学校における、特別支援学級在籍の児童生徒の「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」 100％作成 ・「個別の教育支援計画」等の引継ぎについての学校間での連携についての周知	「個別の教育支援計画及び「個別の指導計画」の活用をすすめ、適切な指導支援に努める。	・小・中学校における、特別支援学級在籍の児童生徒の「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」 100％作成 ・「個別の教育支援計画」等の引継ぎについての学校間での連携についての周知	「個別の教育支援計画及び「個別の指導計画」の活用をすすめ、適切な指導支援に努める。		
			・小・中学校における、特別支援学級在籍の児童生徒の「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」100％作成 ・「個別の教育支援計画」等の引継ぎについての学校間での連携についての周知		・小・中学校における、特別支援学級在籍の児童生徒の「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」100％作成 ・「個別の教育支援計画」等の引継ぎについての学校間での連携についての周知			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めていくためには、周囲の人々の理解を進めていくことが必要です。障がいのある人とない人との豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等、共に学び活動する取組をさらに積極的に進めます。		教育委員会事務局 インクルーシブ教育推進担当	障がいのある人とない人との豊かな関係づくりを図る取組の推進					
			・地域の小・中学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる」とした取組を推進している。 ・特別支援学校との居住地校交流をふくめ、交流及び共同学習に取り組んでいる。	本市の取組の理解の啓発に向けた、一層の周知	・地域の小・中学校・義務教育学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる」とした取組を推進している。 ・特別支援学校との居住地校交流をふくめ、交流及び共同学習に取り組んでいる。	本市の取組の理解の啓発に向けた、一層の周知		
			交流及び共同学習等、共に学び活動する取組内容を引き続き実施する。		交流及び共同学習等、共に学び活動する取組内容を引き続き実施する。			
（イ）教育諸条件の整備・充実								
小・中学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。	インクルーシブ教育システムの充実と推進 再掲	教育委員会事務局	「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れたインクルーシブ教育システムの構築					
			・特別支援教育サポーター 小・中学校 618名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ　小・中学校 19名配置 ・巡回指導体制の強化 アドバイザー4領域配置 ・特別支援教育に関する研修の実施　161回	ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進	・特別支援教育サポーター 小・中学校 618名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ　小・中学校 15名配置 ・巡回指導体制の教科　アドバイザー4領域配置 ・特別支援教育に関する研修の実施　170回	ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進		
			・障がいのある幼児児童生徒の増加・障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上		・障がいのある幼児児童生徒の障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上			
特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒や発達障がい等のある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの研修を実施します。今後も各学校の状況を把握し、ニーズを踏まえ、支援体制整備の充実に努めます。	特別支援教育サポーター・インクルーシブ教育推進スタッフの配置	教育委員会事務局 インクルーシブ教育推進担当	一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施に向け、適切な人材を配置し支援体制の充実を図る					
			・特別支援教育サポーター 小・中学校618名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ　小・中学校19名配置	効果的な支援に向けた人材の確保と専門性の向上	・特別支援教育サポーター 小・中学校 618名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ　小・中学校 15名配置	効果的な支援に向けた人材の確保と専門性の向上		
			・障がいのある幼児児童生徒の増加、障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上		・障がいのある幼児児童生徒の増加・障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります。	特別支援教育モデル研究	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	本市におけるインクルーシブ教育の充実と推進に向け、今日的な実践テーマを設定し、実践と効果検証を行うことで、全市校園への一層の汎化を進める。					
			・「ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方」について調査研究実施 ・調査研究内容を周知するため、「特別支援教育ICT活用研修」を年2回実施 ・大阪市教育フォーラム分科会「ICT活用で　学習を豊かに」実施	・ICT活用等、より今日的な課題に向けた研究 ・研究成果の発信	・「ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方」について調査研究実施 ・調査研究内容を周知するため、「特別支援教育ICT活用研修」を年2回実施 ・研究結果をもとに、報告書「ICTを活用した実態把握と効果的な自立活動の指導」を作成、配付	より今日的な課題に関する実践事例の収集および発信		
			研究成果のより効果的な共有		研究成果の効果的な共有			
指導主事および巡回アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行い、校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を学校園に派遣し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。	学校園への巡回相談	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	障がいの有無に関わらず幼児児童生徒が「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の一層の推進に向け、全校園を対象として巡回相談を実施し、各校園における校園内指導体制の強化を図る					
			巡回実施件数 幼稚園　83件 小学校　389件 中学校　74件 高等学校　2件	多様化する相談内容に対応し、相談を実施	巡回指導実施件数 幼稚園　100件 小学校　397件 中学校　94件	多様化する相談内容に対応し、相談を実施		
			対象とする幼児児童生徒数の増加、障がいの多様化への対応		障がいの多様化への対応			
特別支援学校（府立支援学校）による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁と連携を図ってまいります。	特別支援学校のセンター的機能	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	大阪府教育庁との連携のもと、府立支援学校のセンター的機能を活用し、地域の学校園の教員に向けた特別支援教育に関する相談支援を実施					
			校種別支援相談依頼数 幼稚園　10校 小学校　140校 中学校　34校 高等学校　2校	今後も、大阪府教育庁と連携を図りながら取り組む。	校種別支援相談申込校数（のべ） 幼稚園　6校 小学校　126校 中学校　34校	今後も、大阪府教育庁と連携を図りながら取り組む。		
			対象とする幼児児童生徒数の増加、障がいの多様化への対応		障がいの多様化への対応			
エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアデイジー教科書等の活用を進めるなど、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。	エレベーターの設置	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当 施設整備課	拡大教科書やマルチメディアデイジー教科書等の活用による、読みが困難な児童生徒への支援充実					
			※新規設置1校 小学校　286校中 276校 中学校　130校中 128校 高等学校　21校中 8校（19施設中8施設） 拡大教科書の活用 小学校　令和3年度　37名 中学校　令和3年度　12名 ・教員用連絡掲示板および特別支援教育コーディネーター通信等を利用し、マルチメディアデイジー教科書の利用を呼びかけた。 ・児童生徒用タブレット端末におけるマルチメディアデイジー教科書の活用 利用校数　114校　　利用者数　763名	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う	※新規設置2校 小学校　281校中 274校 中学校　127校中 125校 義務教育学校　1校中 1校 拡大教科書の活用 小学校　令和4年度　33名 中学校　令和4年度　10名 ・研修等を利用して、マルチメディアデイジー教科書の利用方法を周知した。 ・児童生徒用タブレット端末におけるマルチメディアデイジー教科書の活用 利用校数　116校　　利用者数　695名	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う		
			・小中学校においては約97％の学校においてエレベータの設置が完了している ・拡大教科書及びICT活用について、教職員への一層の普及・促進	マルチメディアデイジー教科書活用等、環境の整備に努める	・拡大教科書及びICT活用について、教職員への一層の普及・促進	マルチメディアデイジー教科書活用等、環境の整備に努める		

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
医療的ケアの必要な障がいのある児童生徒が、安全安心に地域の小・中学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の配置を行い教育・福祉・医療の連携を図り、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備を進めます。	看護師の配置	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進に向け、医療的ケアの必要な児童生徒在籍校に看護師を配置。					
			計52校59名	看護師配置とともに教員への医療的ケアに関する研修の実施を推進し、校内支援体制の充実を図る	計59校65名	看護師配置とともに教員への医療的ケアに関する研修の実施を推進し、校内支援体制の充実を図る		
			地域の小・中学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒は増加傾向であり、適切で効果的な配置を検討する		地域の小・中学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒は増加傾向であり、適切で効果的な配置を検討する			
障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用を実施します。	特別支援学級児童・生徒通学用タクシー	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	重度肢体不自由等で自力通学が困難な児童生徒への登校に向けた通学支援					
			自力通学等困難な児童生徒への通学支援 小学校38校 57名 中学校16校 24名	合理的配慮として継続した支援を実施する	自力通学等困難な児童生徒への通学支援 小学校38校 52名 中学校17校 22名	合理的配慮として継続した支援を実施する		
			対象児童生徒が増加傾向にあるため、障がい状況を把握し、より効果的な活用が必要である		対象児童生徒が増加傾向にあるため、障がい状況を把握し、より効果的な活用が必要である			
特別支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図ってまいります。	府市連携	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	居住地の小・中学校を就学の窓口とし、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、府立支援学校に就学した場合も居住地の小・中学校との関係が絶たれることのないように、府教育庁と連携を図る					
			交流及び共同学習を積極的に実施している。 大阪府立支援学校と児童・生徒の居住地の小・中学校との交流も推進している	大阪府立支援学校に在籍する大阪市の児童生徒が、地元の小・中学校とつながっているとより感じることのできる交流方法を考えていく	交流及び共同学習を積極的に実施している。 大阪府立支援学校と児童・生徒の居住地の小・中学校・義務教育学校の交流も推進している	大阪府立支援学校に在籍する大阪市の児童生徒が、地元の小・中学校・義務教育学校とつながっているとより感じることのできる交流方法を考えていく		
			教育実践の深化に努めた		教育実践の深化に努めた			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（3）後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）								
（ア）多様な教育の展開								
義務教育修了後の進路について、多様な選択が可能となるように「知的障がいのある生徒の高等学校への受入れに係る調査研究」の成果を踏まえて、2006（平成18）年度より2校で実施している「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を継続して進めます。また、高等学校での受入れの拡大については引き続き具体的な検討を継続していきます。	知的障がいのある生徒の高等学校受け入れに係る調査研究	教育委員会事務局高等学校教育教育担当	普通科・工業科2校で【知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施し、各校3名、計6名の生徒を受け入れる。					
			普通科・工業科2校で入学者選抜を行い、各3名の合格者を決定。	令和4年度大阪府に移管。		令和4年度大阪府に移管。		
			計画通り実施した。					
（イ）自立に向けた教育内容等の充実								
自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化に応じ、一人でも多くの生徒が就労につながるよう、キャリア教育支援センターでの就業体験実習やジョブアドバイザーの活用等により、自立に向けた教育の推進を図ります。	職場実習等	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	大阪市キャリア教育支援センターでの実習参加生徒の付添教員や保護者に対するキャリア教育に関するガイダンスを実施及び大阪市立の各中学校等を対象にした現場実習先の新規開拓などの支援を図る					
			ジョブアドバイザーの活動結果 保護者講習94回 教員講習112回 企業開拓37社 研修支援8回 就労支援66回	今後も、各中学校、元市立特別支援学校、高等学校自立支援コースのキャリア教育の充実を図る	ジョブアドバイザーの活動結果 保護者講習201回 教員講習194回 企業開拓43社 研修支援31回 就労支援60回	今後も、各中学校・義務教育学校、元市立特別支援学校、高等学校自立支援コースのキャリア教育の充実を図る		
			現場実習先の新規開拓		現場実習先の新規開拓			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職の防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。	インクルーシブ教育システムの充実と推進	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、医療、福祉等との関係機関と連携し、今後の社会参加に向けた支援の充実を図る					
			・「個別の支援計画」作成・活用の充実に向け、研修等を通して、各校園への周知を図っている ・進学先の学校等と連携を深めるため、年度当初に事業説明会を開催し、学校の取り組むべき内容について周知している	・「個別の教育支援計画」の作成及び効果的な活用に向け、各校園への周知を充実を図る	・「個別の支援計画」作成・活用の充実に向け、研修等を通して、各校園への周知を図っている ・進学先の学校等と連携を深めるため、年度当初に事業説明会を開催し、学校の取り組むべき内容について周知している	・「個別の教育支援計画」の作成及び効果的な活用に向け、各校園への周知を充実を図る		
			継続した支援が実施できるよう、関係機関（教育・福祉・医療等）との連携を深める		継続した支援が実施できるよう、関係機関（教育・福祉・医療等）との連携を深める			
		福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	大阪市内の肢体不自由の支援学校高等部在校生を対象に卒業後の生活における、進路の方向性や18歳以降の補装具や福祉用具、日常生活用具の手続きや使用、二次障がいの予防、心理面で配慮が必要なこと等についての相談・助言を行う					
			8月～11月の期間（新型コロナウイルス感染拡大防止のため時期を遅らせて開催）に、リハビリテーションセンターにおいて、支援学校（肢体不自由）高等部卒業後の生活等についてケースワーカー、医師、理学療法士、心理判定員による個別相談を行った。 相談者数　15名 大阪市障害児・者施設連絡協議会加盟施設の協力を得て、インターネット環境を活用した「Web施設・事業所合同説明会を実施した。 参加施設・事業所　60カ所 ホームページ閲覧数　716回	引き続き施設等の関係機関や支援学校と連携し取り組みの充実に努める。	7月～11月の期間に、リハビリテーションセンターにおいて、支援学校（肢体不自由）高等部卒業後の生活等についてケースワーカー、理学療法士、心理判定員による個別相談を行った。 相談者数　20名 大阪市障害児・者施設連絡協議会加盟施設の協力を得て、インターネット環境を活用した「Web施設・事業所合同説明会を実施した。 参加施設・事業所　82カ所 ホームページ閲覧数　977回	引き続き施設等の関係機関や支援学校と連携し取り組みの充実に努める。		
			参加者のニーズに合った開催方法となるよう、引き続き検討を続けていく。		生活卒後相談の実施時期より前に18歳以降の補装具判定方法についての説明会を保護者に向けて実施する等、参加者のニーズに合った開催方法となるよう、引き続き検討を続けていく。			
（ウ）教育諸条件の整備・充実								
高等学校、キャリア教育支援センター等の施設・設備の改善や高等学校における個別の支援が必要な生徒の学習支援等にあたる介助補助員を配置するなど教育諸条件を整備し、その充実を図ります。		教育委員会事務局	高等学校に介助補助員を週当たり80時間配置する。					
			・高等学校6校に、介助補助員を週当たり59時間（6校合計）配置することとし、実行した。 ・キャリア教育支援センターの実習内容について、多様化する生徒に対応するために新たな実習内容の検討を行った。	令和4年度大阪府に移管。		令和4年度大阪府に移管。		
			概ね計画通り実施した。					
高等学校では、医療的ケアが必要な生徒に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助補助員を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。	看護師の配置	教育委員会事務局	高等学校に介助補助員を週当たり80時間配置する。					
			高等学校6校に、介助補助員を週当たり59時間（6校合計）配置することとし、実行した。	令和4年度大阪府に移管。		令和4年度大阪府に移管。		
			概ね計画通り実施した。					

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（4）生涯学習や相談・支援の充実								
（ア）生涯学習の機会提供								
障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき施策を推進していきます。	成人学校	教育委員会事務局生涯学習担当	一人ひとりの人権を尊重し差別のない共生社会づくりのための啓発及び学習機会の提供を行う。					
			聴覚障がい者を対象とした成人学校の開催 4講座　55回 視覚障がい者を対象とした成人講座の開催 2講座　13回	若年層の参加促進に向けてニーズの掘り下げや広報の工夫が必要。	聴覚障がい者を対象とした成人学校の開催 4講座　55回 視覚障がい者を対象とした成人学校の開催 2講座　13回	障がい者のニーズに則した企画により参加者も定着している。若年者の参加促進に向け、世代間の繋がりを視野に入れた工夫が必要		
			参加者が中高年層に偏りがち		若年層への働きかけを行っているが、中高年層に偏りがち			
	障がい者交流学習事業	教育委員会事務局生涯学習担当	一人ひとりの人権を尊重し差別のない共生社会づくりのための啓発及び学習機会の提供を行う。					
			仲間づくり教室の開催 1講座　4教室（各2グループ）　各20回 （コロナ感染症拡大により中止となった回あり）	引き続き機会の提供に努める。	仲間づくり教室の開催 1講座4教室（各2グループ）各21回 （コロナ感染症対策で、教室が6回中止になった）	定員を超える申し込みがあり、交流の場として定着し社会参加に向けた体験学習を深めている		
			申込みも多く、学習者の交流の場として定着		申込みも多く、学習者の交流の場として定着			
	聴覚障がい者を対象とした高齢者学級	教育委員会事務局生涯学習担当	一人ひとりの人権を尊重し差別のない共生社会づくりのための啓発及び学習機会の提供を行う。					
			セミナーの開催 1講座　6回	広報先を増やしたところ固定化に改善傾向が見られたため、引き続き取り組む。	セミナーの開催 1講座　6回	広報の工夫により、、定員を大幅に上回る申し込みがあった。		
			参加者の固定化		引き続き広報先を増やす工夫			
		教育委員会事務局中央図書館	難聴者集団補聴装置（5階会議室）					
			設置	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	設置	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。		
			障がいのある利用者のニーズが多様化している。		障がいのある利用者のニーズが多様化している。			
		教育委員会事務局中央図書館	拡大読書器、筆談ボード、車椅子対応読書席（各フロア）					
			設置	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	設置	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。		
			障がいのある利用者のニーズが多様化している。		障がいのある利用者のニーズが多様化している。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）	取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）	取組内容・成果（P:計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A:改善）
図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるような整備を進めます。	中央図書館の取組	教育委員会事務局中央図書館	視覚障がい者用音声対応パソコン（対面朗読室内）					
			設置（2台） 障がいのある利用者のニーズが多様化している。	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	設置（2台） 障がいのある利用者のニーズが多様化している。	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。		
		教育委員会事務局中央図書館	大活字本、点訳絵本などの所蔵・貸出					
			大活字本　4,449冊、点訳絵本　544冊、さわる絵本　128冊、布の絵本　112冊、点字資料　9,689冊、録音資料　2,397点、マルチメディアデイジー　192点、LLブック　172冊、点字雑誌　22ﾀｲﾄﾙ、録音雑誌　6ﾀｲﾄﾙ 障がいのある利用者のニーズが多様化している。	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	大活字本　4,548冊、点訳絵本　544冊、さわる絵本　143冊、布の絵本　112冊、点字資料　9,705冊、録音資料　3,076点、マルチメディアデイジー　226点、LLブック　189冊、点字雑誌　22ﾀｲﾄﾙ、録音雑誌　6ﾀｲﾄﾙ 障がいのある利用者のニーズが多様化している。	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。		
		教育委員会事務局中央図書館	視覚障がい者に対面朗読を実施。					
			利用件数　461件（緊急事態宣言による臨時休館のため中止した期間がある） 障がいのある利用者のニーズが多様化している。	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	利用件数　638件 障がいのある利用者のニーズが多様化している。	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。		
		教育委員会事務局中央図書館	東淀川図書館・旭図書館・平野図書館・阿倍野図書館・鶴見図書館・西淀川図書館・住吉図書館・東成図書館・城東図書館において、拡大読書器を設置及び対面朗読を実施。また、全館に筆談ボードを設置及び大活字本等を所蔵し、貸出提供。					
			対面朗読の利用件数　119件 拡大読書器設置館　14館 拡大読書器の設置及び対面朗読を地域館全館で実施できていない。	今後、建て替え等の際に拡大読書器、対面朗読室を設置するように調整していく。	対面朗読の利用件数　154件 拡大読書器設置館　19館 拡大読書器の設置及び対面朗読を地域館全館で実施できていない。	拡大読書器は順次全館に設置、対面朗読室は今後図書館建替等の際に設置するように調整します。		
障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講座・講演会など、学習機会を提供します。	肢体不自由者に対する図書の郵送貸し出し	教育委員会事務局中央図書館	肢体不自由者に対して図書の郵送貸出を実施。					
			登録　151人、利用　1,311件、4463冊 外出が困難な重度の障がい者にとって有効なサービスとなっている。	今後も利用者の利便性を考慮しつつ継続します。	登録　153人、利用　1,251件、4,285冊 外出が困難な重度の障がい者にとって有効なサービスとなっている。	今後も利用者の利便性を考慮しつつ継続します。		
読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいにほんご」ページ、障がい者サービスのページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。		教育委員会事務局中央図書館	読み上げソフトに対応した図書館ホームページ（大阪市立図書館ホームページ　ノンフレーム版、モバイル版）および「やさしいにほんご」ページ、「障がい者サービス」ページの提供。					
			利用件数　ノンフレーム版　144,859件、モバイル版　1,272,946件、やさしいにほんごページトップ　14,971件、障がい者サービスページトップ　12,211件 障がいのある利用者の方への情報提供として有効に機能している。	引き続き情報提供できるよう整備を進めます。	利用件数　ノンフレーム版　133,785件、モバイル版　1,328,076件、やさしいにほんごページトップ　16,055件、障がい者サービスページトップ　16,997件 障がいのある利用者の方への情報提供として有効に機能している。	引き続き情報提供できるよう整備を進めます。		

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。	本市が実施する事業等における手話通訳者派遣	福祉局障がい福祉課	誰もが参加しやすい環境整備を図る					
			本市が実施する事業等について、手話通訳又は要約筆記が必要な場合に手話通訳者等を派遣する体制を整備する。（派遣件数70件） より要約筆記者の派遣件数の増加につながるよう工夫が必要。	手話通訳者及び要約筆記者派遣に係る体制整備に努め、引き続き事業を継続していく。	本市が実施する事業等について、手話通訳又は要約筆記が必要な場合に手話通訳者等を派遣する体制を整備する。（派遣件数96件） より要約筆記者の派遣件数の増加につながるよう工夫が必要。	手話通訳者及び要約筆記者派遣に係る体制整備に努め、引き続き事業を継続していく。		
（イ）相談事業・相談活動の充実								
移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育のセンター的役割として実施する地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしてまいります。		教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	発達障がい等も含めた障がいのある幼児・児童・生徒に対する相談や研修の実施により、障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を円滑に活用できるよう普段から大阪府教育庁との連携に努める					
			府立支援学校14校で実施 （186回） 普段から、府市教委間での連絡・連携により、相談・支援活動をスムーズに実施できた	引き続き、府教育庁との連携を図る	府立支援学校で実施 申込件数166件 のべ回数1146回 府市教委間での連絡・連携により、相談・支援活動をスムーズに実施できた	引き続き、府教育庁との連携を図る		
こども相談センターでは、教育相談をはじめとした事業の充実を図るとともに他の相談機関や学校園・地域社会等との連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。	特別支援教育相談（中央こども相談センター内）	教育委員会事務局 こども青少年局中央こども相談センター	障がいのあるこども、特別な支援が必要となる可能性のあるこどもの就学や進学、学校での指導や配慮等、学校における障がいの特性に応じた教育・支援についての相談機関として、教育と福祉を有機的に連携させながら、こども、保護者および学校園への助言に努める。					
			455件 延1，538回 児童の実態を正しく把握することが重要であり、「心理学的検査」や「行動観察」等を綿密に行うことが今後も必要である。	引き続き、センター内連携や学校園等との連携を図る	539件 延1，743回 （教育委員会事務局）児童の実態を正しく把握するため、改定された新版K式発達検査2020を導入した。引き続き「心理検査」や「行動観察」等を適正に実施していくことが必要である。 （中央こども相談センター）児童の実態を正しく把握することが重要であり、「心理学的検査」や「行動観察」等を綿密に行うことが今後も必要である。	引き続き、センター内連携や学校園等との連携を図る		
（ウ）放課後活動等の充実								
障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取組の充実を図ります。	児童いきいき放課後事業	こども青少年局	放課後等における安全安心な居場所として、参加を希望するすべての児童の受け入れを行い、様々な活動を通じて児童の健全育成を図る。					
			大阪市内の全ての市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、放課後の活動場所を提供。 285か所（284校＋1分校） 3,655人 放課後等の居場所として重要な役割を果たしているが、児童数の増加に伴い活動場所確保が課題となっている。		大阪市内の全ての市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、放課後の活動場所を提供。 281か所（280校＋1分校） 3,908人 放課後等の居場所として重要な役割を果たしているが、児童数の増加に伴い活動場所確保等が課題となっている。	活動場所確保に向け、引き続き、学校と連携・調整を図りながら、事業を実施する。		
障がいのある児童が地域の協力を得て、放課後、地域社会の中で成長していくことができるよう、障がい児の健全育成の推進に努めます。	留守家庭児童対策事業	こども青少年局	保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るための事業において、障がいのある児童が地域の協力を得て、放課後に地域の中で成長していくことができるよう、必要な補助事項を定め、障がい児の健全育成を図る					
			保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るための事業（放課後児童クラブ）において、障がい児受け入れのある事業者に対し、事業経費の一部を補助に加え加算補助金を交付。 障がい児受入放課後児童クラブ数　:57か所 （ 内、障がい児対応職員クラブ数　:26か所） 受入障がい児童数　:149人 障がい児受け入れ体制の基盤を整備し強化を図る	医療的ケア児を受け入れるための加算を新設するとともに、障がい児を受け入れるための加算の充実を行う	保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るための事業（放課後児童クラブ）において、障がい児受け入れのある事業者に対し、事業経費の一部を補助に加え加算補助金を交付。 障がい児受入放課後児童クラブ数　:57か所 （ 内、障がい児対応職員クラブ数　:53か所） 受入障がい児童数　:145人 障がい児受け入れ体制の基盤を整備し強化を図る	障がい児を受け入れるための加算の充実を行う		

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
中学校、高等学校で学ぶ生徒については、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。		教育委員会事務局保健体育担当	各校において、生徒個々の状況に応じて適切に対応する。					
			・学校の部活動指導体制の充実を図るとともに、教職員の長時間勤務の解消を図るため、部活動指導員活用事業と部活動技術指導者招聘事業に取り組んだ。（部活動指導員の配置目標：320部活動部活動技術指導者150部活動）	引き続き、各校において、生徒個々の状況に応じて適切に対応していく。	・学校の部活動指導体制の充実を図るとともに、教職員の長時間勤務の解消を図るため、部活動指導員活用事業に取り組んだ。（部活動指導員の配置目標：390部活動）	引き続き、各校において、生徒個々の状況に応じて適切に対応していく。		
			・部活動指導員の配置は、328部活動 ・部活動技術指導者の承認は、205部活動 ・平日15時から18時に指導できる人事の確保		・部活動指導員の配置は、447部活動 ・平日15時から18時に指導できる人員の確保			
放課後等デイサービス事業として、学校通学中の障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。	放課後等デイサービス（再掲）	福祉局障がい支援課	月あたり利用人員　8,724人　　月あたり利用日数　107,570日					
			在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 月あたり利用実人員　7,723人 月あたり利用延べ日数　99,844日	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。	在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 月あたり利用実人員　8,945人 月あたり利用延べ日数　115,926日	児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。		
			事業所数の増加しているが、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症による影響により利用人数及び利用日数が減少した。		事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加している。			

1－（5）教職員等の資質の向上

（ア）研修の充実

すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。	教職員等の資質向上の取組	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	「特別支援教育実践講座」、「特別支援教育コーディネーター研修」、「合理的配慮研修」「通級指導担当者研修」、「発達障がい基礎講座」等、様々な学校園のニーズに応じた研修を行い、研修の充実を図る					
			全特別支援学級担任対象の研修等、集合・オンライン・オンデマンド等の研修形態を組み合わせた研修および講座の実施　161回	認定講習の充実を図り、障がいに関する専門性の向上を図る	全特別支援学級担任対象の研修等、集合・オンライン・オンデマンド等の研修形態を組み合わせた研修および講座の実施　170回	認定講習の充実を図り、障がいに関する専門性の向上を図る		
			特別支援教育に関するさらなる専門性の向上		特別支援教育に関するさらなる専門性の向上			
	教職員等の資質向上の取組	教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実のための特別支援教育の一層の推進を図るため、参考となる資料を作成配布する					
			「大阪市の就学相談」～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～ 「特別支援教育コーディネーターガイドブック」改訂	:	「大阪市の就学相談」～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～ 通級リーフレット「通級による指導について」	引き続き特別支援教育に関する情報提供の充実を図る		
			特別支援教育に関する事例等の情報提供の充実		特別支援教育に関する事例等の情報提供の充実			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	一人ひとりのこどもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めるため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。	教職員等の資質向上の取組	教育委員会事務局 こども青少年局	いじめ対応に関する教職員向け研修会を実施する。					
				・各校園における人権教育の計画的・系統的な実施（人権） ・教職員に対する人権教育研修の実施（人権） ・全教職員対象のいじめに関するeラーニング研修及びいじめ対応の振り返りチェックシートを実施した。（生活指導） ・教職員地域研修を実施した（EC） ・相談の中で教職員に対して障がい理解に関する助言を行った。 （中央こども相談センター教育相談）	・人権教育研修の充実 ・全教職員に対して「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底に向けたeラーニング研修を実施し、いじめ対応に係る基本認識の徹底を図る。 ・スクールロイヤーによる研修を実施することにより、いじめに対する適切な対応について理解を深める。 ・研修内容を「いじめについて考える日」の取組や日頃の対応等に活かしていく。	・各校園における人権教育の計画的・系統的な実施（人権） ・教職員に対する人権教育研修の実施（人権・EC） ・全教職員対象のいじめに関するeラーニング研修及びいじめ対応の振り返りチェックシートを実施した。（生活指導） ・教職員地域研修を実施（EC） ・障がいへの理解を深めるため、研修内容を工夫して実施（EC） ・相談の中で教職員に対して障がい理解に関する助言を行った。 （中央こども相談センター教育相談）	・人権教育研修の充実（人権・EC） ・全教職員に対して「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底に向けたeラーニング研修を実施し、いじめ対応に係る基本認識の徹底を図る。 ・スクールロイヤーによる研修を実施することにより、いじめに対する適切な対応について理解を深める。 ・研修内容を「いじめについて考える日」の取組や日頃の対応等に活かしていく。		
				・若手教員の人権感覚を養い、指導力を向上させること ・研修内容を各校のいじめ対応に活かすこと。		・若手教員の人権感覚を養い、指導力を向上させること（人権・EC） ・研修内容を各校のいじめ対応に活かすこと。			
	すべての幼児教育・保育施設の職員が障がいの特性や合理的配慮、インクルーシブの理念を理解し、こどもや保護者への適切な対応を学ぶなど、研修の充実を図ります。	就学前施設の教職員対象に、障がいの特性を理解し、個々に応じた適切な支援方法を学ぶことができるような研修、研究会を実施する。	こども青少年局保育・幼児教育センター	就学前施設等における教職員の乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組みます。					
				【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 本市主催研修実施回数7回（延べ参加者数391人） 委託先研修実施回数13回（延べ参加者和783人） 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。実施回数10回（延べ参加者数143人）	感染症拡大予防・防止の観点から、対面研修での実施も考慮しながら、Teamsを活用したオンライン研修等の内容を工夫・充実させ、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。	【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 本市主催研修実施回数5回（延べ参加者数378人） 委託先研修実施回数19回（延べ参加者数929人） 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。実施回数11回（延べ参加者数204人）	対面研修やTeamsを活用したオンライン研修等の内容を工夫・充実させ、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。		
				専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。		専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。			
	（イ）研究活動の活性化								
	教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのあるこどもへの支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。		教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当	特別支援教育に関する専門性向上のため、「特別支援学校教育職員免許法認定講習」を実施する					
				・各校園の特別支援教育コーディネーターによる校園内研修実施を支援するため、発達障がいに関する研修動画および資料を作成して提供 ・「特別支援学校教育職員免許法認定講習」4科目本市単独による開催	引き続き、認定講習を行い、免許保有率向上に取り組む	・各校園の特別支援教育コーディネーターによる校園内研修実施を支援するため、発達障がいに関する研修動画および資料を作成して提供 ・「特別支援学校教育職員免許法認定講習」3科目本市単独による開催	引き続き、認定講習を行い、免許保有率向上に取り組む		
				本市として、免許保有率の向上による教員の専門性の確保		本市として、免許保有率の向上による教員の専門性の確保			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
２－（1）就業の推進								
（ア）多様な働く機会の確保								
通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。 職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。 企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。	大阪市職業リハビリテーションセンターにおける職業訓練	福祉局障がい福祉課	多様な働く機会の確保に努め、社会適応能力の習得及び職業自立を支援する。					
			○職業訓練 【大阪市職業リハビリテーションセンター】 ・OA実務コース（身体障がい） 1年 10名 ・ビジネスパートナーコース（知的障がい） 1年 13名 ・ワーキングスキル科（知的障がい） 1年 15名 ・ワークアドバンスト科(精神障がい） 1年 7名 ・ジョブ・コミュニケーション科（発達障がい） 1年 5名 ・ICTテレワーク科（すべての障がい） 1年 5名 【大阪市職業指導センター】 ・職業基礎科（1年次） 15名 ・総合流通科（2年次） 15名	就労に向けた実習や生活指導を行い、社会適応能力の習得及び職業自立を支援することから、引き続き、取組を推進していく。	○職業訓練 【大阪市職業リハビリテーションセンター】 ・OA実務コース（身体障がい） 1年 10名 ・ビジネスパートナーコース（知的障がい） 1年 13名 ・ワーキングスキル科（知的障がい） 1年 14名 ・ワークアドバンスト科(精神障がい） 1年 6名 ・ジョブ・コミュニケーション科（発達障がい） 1年 5名 ・ICTテレワーク科（すべての障がい） 1年 5名 【大阪市職業指導センター】 ・職業基礎科（1年次） 15名 ・総合流通科（2年次） 15名	就労に向けた実習や生活指導を行い、社会適応能力の習得及び職業自立を支援することから、引き続き、取組を推進していく。		
			引き続き、働き方の多様化に伴う利用者のニーズに応じた職業指導や職域開発の検討が必要。		引き続き、働き方の多様化に伴う利用者のニーズに応じた職業指導や職域開発の検討が必要。			
（イ）働く場における合理的配慮の推進								
就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。	補装具・福祉機器普及事業【再掲】	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）の自立促進及びその介護者の負担軽減を図るため、補装具・福祉機器に関する相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する。					
			・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談（一般相談・専門相談・来所相談・訪問相談）、情報提供、指導・助言、福祉用具の選定及び医学的・工学的技術を介した適合評価を通じて、個々の相談者の障がい状況に応じた具体的な問題解決を行う等 延相談件数：2,924件	障がいのある人の自立支援・QOL向上、介護者の負担軽減のためには、補装具・福祉機器は一助となり、不可欠なものである。そのための専門的な相談対応、情報提供、製作・改良などによる直接的支援体制と支援担当への技術移転を目的とする人材育成と普及の促進は、今後も必要であると考える。	・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談（一般相談・専門相談・来所相談・訪問相談）、情報提供、指導・助言、福祉用具の選定及び医学的・工学的技術を介した適合評価を通じて、個々の相談者の障がい状況に応じた具体的な問題解決を行う等 延相談件数：2,652件	障がいのある人の自立支援・QOL向上、介護者の負担軽減のためには、補装具・福祉機器は一助となり、不可欠なものである。そのための専門的な相談対応、情報提供、製作・改良などによる直接的支援体制と支援担当への技術移転を目的とする人材育成と普及の促進は、今後も必要であると考える。		
			平成25年に障害者総合支援法の中に難病枠が定義付けられ、重度障がい者用意思伝達装置、車椅子、座位保持装置等の補装具適合に関する高度な専門技術が求められている。		平成25年に障害者総合支援法の中に難病枠が定義付けられ、重度障がい者用意思伝達装置、車椅子、座位保持装置等の補装具適合に関する高度な専門技術が求められている。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。	就業支援フェスタ	福祉局 障がい 福祉課	障がい者の就業に対する市民や企業の理解を深めるために広報・啓発イベントを行う。					
			【就業支援フェスタ】 就業支援にかかる広報・啓発を目的に実施。 「障がい者就業・生活支援センターの利用について」「地域での多職種連携等について（事例を通して）」をテーマに、12月1～14日の期間でWeb配信にて開催。あわせて「企業に就職し、活躍するために」をテーマとした講演会・パネルディスカッションと就職面接会を開催（11月18日 於：OMM2階展示ホール）。	障がい者の就業に対する市民や企業の理解を深めるために引き続き実施する。	【就業支援フェスタ】 就業支援にかかる広報・啓発を目的に実施。 テーマ：「はたらくってなんだろう？はたらくことに必要なことは？」 12月2日開催　150名参加	障がい者の就業に対する市民や企業の理解を深めるために引き続き実施する。		
			感染症拡大防止のためweb配信の手法にて開催した。更なる啓発の拡充が必要。		障がいの理解は一定進んでいると考えるものの、まだまだ市民や企業に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。			
大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。	障がい者雇用支援月間	福祉局 障がい 福祉課	障がい者雇用等について市民・企業の理解を深める。					
			主催：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、後援：大阪市にて「『障害者雇用支援月間』における絵画・写真コンテスト入賞作品展示会」および「障がい者スポーツの周知・啓発にかかるパネル展示」を、市役所1階ロビーにて9月27日～29日の期間で開催。 ※同時開催として、市内の障がい者福祉施設等による物販・PRブースの展開を予定していたが、感染症拡大防止のため中止。	障がい者雇用等について市民・企業の理解を深めるために引き続き関係機関と連携して実施していく。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展示会 市役所1階ロビー　9月27日～29日	障がい者雇用等について市民・企業の理解を深めるために引き続き関係機関と連携して実施していく。		
			障がいの理解は一定進んでいると考えられるものの、市民や企業に対し、更なる理解啓発の拡充が必要。		障がいの理解は一定進んでいると考えられるものの、市民や企業に対し、更なる理解啓発の拡充が必要。			
（ウ）大阪市における障がいのある人の職員採用と連携して関係団体への働きかけ								
職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していますが、「障害者雇用促進法」の趣旨、令和2年4月に策定した「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進し、計画的な採用に努めます。	障がい者の職員採用	総務局 人事課	引き続き法定雇用率を上回るよう、障がいのある職員の計画的な採用を行う。					
			（取組内容） 他都市における採用状況の把握に努めるとともに、本市における職域等の検討を実施	引き続き、他都市状況等の把握に努めるとともに、本務採用に向けた検討を実施	（取組内容） 他都市における採用状況の把握に努めるとともに、本市における職域等の検討を実施	引き続き、他都市状況等の把握に努めるとともに、本務採用に向けた検討を実施		
			知的・精神障がい者も対象となるよう受験資格の拡大を行ったが、知的障がい者については、採用に至らなかったことから、引き続き検討が必要		知的・精神障がい者も対象となるよう受験資格の拡大を行ったが、知的障がい者については、採用に至らなかったことから、引き続き検討が必要			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
職員採用にあたっては、「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、2020（令和2）年度より特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定しない取り扱いとしています。今後も、職員採用の状況や他都市の状況等の動向を注視しつつ、現行の「知的障がい者長期・短期プロジェクト」なども参考としながら、障がいのある人の就労支援の取組を進めます。		総務局 人事課	引き続き法定雇用率を上回るよう、障がいのある職員の計画的な採用を行う。					
			（取組内容） 他都市における採用状況の把握に努めるとともに、本市における職域等の検討を実施	引き続き、他都市状況等の把握に努めるとともに、本務採用に向けた検討を実施	（取組内容） 他都市における採用状況の把握に努めるとともに、本市における職域等の検討を実施	引き続き、他都市状況等の把握に努めるとともに、本務採用に向けた検討を実施		
			知的・精神障がい者も対象となるよう受験資格の拡大を行ったが、知的障がい者については、採用に至らなかったことから、引き続き検討が必要		知的・精神障がい者も対象となるよう受験資格の拡大を行ったが、知的障がい者については、採用に至らなかったことから、引き続き検討が必要			
障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。	知的障がい者長期・短期受け入れプロジェクト 障がい者就業・生活支援センター（ジョブコーチ―による支援）	福祉局 障がい 福祉課	安定した職業生活が送れるよう支援する。					
			長期・短期受入れプロジェクトにより受入れた知的障がいのある人や受入所属に対して、ジョブコーチによる支援を実施。	障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、引き続き実施していく。	長期・短期受入れプロジェクトにより受入れた知的障がいのある人や受入所属に対して、ジョブコーチによる支援を実施。	障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、引き続き実施していく。		
			持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるように、引き続き個々に応じた支援を行っていく必要がある。		持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるように、引き続き個々に応じた支援を行っていく必要がある。			
関係団体においても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。		福祉局 障がい 福祉課	関係団体における法定雇用率の達成。					
			大阪市教育委員会 令和3年6月1日現在　2.00%	引き続き、働きかけていく。	大阪市教育委員会 令和4年6月1日現在　2.07%	引き続き、働きかけていく。		
			法定雇用率（2.5%）を達成する必要がある。		法定雇用率（2.5%）を達成する必要がある。			
（エ）大阪市の事業を活用した雇用創出								
大阪市が発注する一部の庁舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しており、今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。	総合評価一般競争入札の実施	福祉局 障がい 福祉課	障がいのある人の雇用創出を図る。					
			【総合評価一般競争入札】 従来の価格のみの評価だけでなく、障がいのある人の雇用促進に積極的な事業者からの提案を評価し、総合的な評価によって落札者の決定を行うことにより、就職困難者の雇用・就労支援を進める。	障がいのある人の雇用創出を図るために引き続き実施する。	【総合評価一般競争入札】 従来の価格のみの評価だけでなく、障がいのある人の雇用促進に積極的な事業者からの提案を評価し、総合的な評価によって落札者の決定を行うことにより、就職困難者の雇用・就労支援を進める。	障がいのある人の雇用創出を図るために引き続き実施する。		
			事業者評価方法について更なる精査が必要。		事業者評価方法について更なる精査が必要。			
		契約管 財局	予定価格が2,000万円以上の庁舎清掃業務委託及び病院清掃業務委託を対象に実施する。					
			本市発注の一部の庁舎清掃業務委託などに、従来の価格評価に加え、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけでなく総合的な評価によって落札者の決定を行う。 長期継続18件、単年度契約1件	評価項目について検討を行っていく。	本市発注の一部の庁舎清掃業務委託などに、従来の価格評価に加え、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけでなく総合的な評価によって落札者の決定を行う。 長期継続8件、単年度契約2件	評価項目について検討を行っていく。		
			障がい者雇用に積極的な参加者を更に評価できるように、今後評価項目の検討を行っていく必要がある。		障がい者雇用に積極的な参加者を更に評価できるように、今後評価項目の検討を行っていく必要がある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（オ）大阪市における障がい者福祉施設への等への支援								
大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。	「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針の策定	福祉局 障がい 福祉課	障がい者就労支援事業所等で就労している障がいのある方の自立の促進を図る。					
			「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、「令和3年度大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」を策定した。	本市における調達方針を毎年度策定し、もって障がい者就労支援事業所等の受注機会の増大を図ることに努める。	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、「令和4年度大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」を策定した。	本市における調達方針を毎年度策定し、もって障がい者就労支援事業所等の受注機会の増大を図ることに努める。		
			更なる受注機会の増大に向けた取り組みの強化が必要。		更なる受注機会の増大に向けた取り組みの強化が必要。			
	地方自治法施工令第167条の2第1項第3号に基づく政策目的達成に向けた随意契約	福祉局 障がい 福祉課	調達実績件数が100件を上回ることを目標とする。					
			【障がい者福祉施設等との契約】 72件　144,242,474円 （参考） 令和2年度：70件　147,894,495円	関係所属に対して、改めて法の趣旨並びに調達方針について周知するとともに、調達実績のない所属に個別勧奨を実施する。	【障がい者福祉施設等との契約】 71件　134,864,629円	市各部署に対して、改めて法の趣旨並びに調達方針について周知を行い、さらなる優先調達にを推進する。		
			更なる受注機会の増大に向けた取り組みの強化が必要。		調達金額、件数ともに前年度を下回る結果となった。			
就労支援B型事業所等の工賃水準を前年度実績以上を目指すことや、販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。	区役所等の空きスペースを活用した物品等販売の場の提供	福祉局 障がい 福祉課	区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進し、販路・活動場所の確保を促進する。					
			区役所庁舎等を活用するための行政財産の目的外使用申請に対して副申を発行し、物品等販売の場の提供を促進。13か所で実施。	工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため物品等の販売の場の拡大に向けた啓発・勧奨を行う。	区役所庁舎等を活用するための行政財産の目的外使用申請に対して副申を発行し、物品等販売の場の提供を促進。17か所で実施。	工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため物品等の販売の場の拡大に向けた啓発・勧奨を行う。		
			物品等の販売の場の更なる拡大を図る必要がある。		物品等の販売の場の更なる拡大を図る必要がある。			
障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。	障がい者福祉施設製品販売促進支援事業	福祉局 障がい 福祉課	障がい者福祉施設製品の販売促進を図る。					
			○インターネットショッピング アクセス数　21,068回 販売額　14,700円 ○イベント販売会等 開催回数　5回 販売額　403,565円	障がい者就労に繋がることから、障がい者福祉施設製品の販売促進を図るため、販路の拡大を目指す。	○インターネットショッピング アクセス数　7,838回 販売額　108,290円 ○イベント販売会等 開催回数　10回 販売額　1,702,190円	障がい者就労に繋がることから、障がい者福祉施設製品の販売促進を図るため、販路の拡大を目指す。		
			感染症拡大の影響により、販売会の開催回数は昨年度（10回）を下回った。更なる販路の拡充が必要。		更なる販路の拡充が必要。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
２－（２）就業支援のための施策の展開								
（ア）地域の就労支援ネットワークの構築								
ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の区地域自立支援協議会に参画する相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。	障がい者就業・生活支援センター	福祉局 障がい 福祉課	障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
			○中央センター　1か所、地域センター　6か所 利用登録者数　4,313人（うち新規　482人） 相談件数　22,316件 就職者数　194人 定着支援件数　2,242件 支援機関への助言・支援件数　2,057件 個別支援に関するコーディネート件数　2,644件 センター主催の連絡会議等件数　437件 主に他支援機関を対象とした研修会、交流会等開催件数　13件 ≪新規相談経路≫ ・ハローワーク　71人 ・地域障害者職業センター　7人 ・特別支援学校　50人 ・就労移行支援事業所　45人 ・上記以外の福祉サービス事業所　82人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関　56人 ・直接利用　（家族を含む）　35人 ・上記以外　136人	就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。	○中央センター　1か所、地域センター　6か所 利用登録者数　4,521人（うち新規　519人） 相談件数　18,365件 就職者数　217人 定着支援件数　1,468件 支援機関への助言・支援件数　2,416件 個別支援に関するコーディネート件数　2,291件 センター主催の連絡会議等件数　432件 主に他支援機関を対象とした研修会、交流会等開催件数　43件 ≪新規相談経路≫ ・ハローワーク　93人 ・地域障害者職業センター　7人 ・特別支援学校　70人 ・就労移行支援事業所　52人 ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所　69人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関　56人 ・直接利用　（家族を含む）　49人 ・上記以外　122人	就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。		
			ネットワーク構築の更なる拡充が求められている。		ネットワーク構築の更なる拡充が求められている。			
（イ）「仕事」と「生活」両面での総合的な支援								
就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。	障がい者就業・生活支援センター	福祉局 障がい 福祉課	障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
			○中央センター　1か所、地域センター　6か所 利用登録者数　4,313人（うち新規　482人） 相談件数　22,316件 定着支援件数　2,242件 就職者数　194人 ≪新規相談経路≫ ・ハローワーク　71人 ・地域障害者職業センター　7人 ・特別支援学校　50人 ・就労移行支援事業所　45人 ・上記以外の福祉サービス事業所　82人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関　56人 ・直接利用　（家族を含む）　35人 ・上記以外　136人	就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。	○中央センター　1か所、地域センター　6か所 利用登録者数　4,521人（うち新規　519人） 相談件数　18,365件 定着支援件数　1,468件 就職者数　217人 ≪新規相談経路≫ ・ハローワーク　93人 ・地域障害者職業センター　7人 ・特別支援学校　70人 ・就労移行支援事業所　52人 ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所　69人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関　56人 ・直接利用　（家族を含む）　49人 ・上記以外　122人	就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。		
			連携・ネットワーク構築の更なる拡充が求められている。		連携・ネットワーク構築の更なる拡充が求められている。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（ウ）精神障がいのある人の就業支援								
精神障がいのある人の就業を促進するため、ジョブコーチ支援などを活用し就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。	精神障がい者就業支援コーディネーターの配置	福祉局 障がい福祉課	精神障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
			○精神障がいのある人に対する支援 利用登録者数　1,810人（うち新規　177人） 就職者数　67人 支援対象障がい者に対する相談・支援件数　9,498件 事業主に対する相談・支援件数　1,700件	雇用促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。	○精神障がいのある人に対する支援 利用登録者数　1,887人（うち新規　215人） 就職者数　68人 支援対象障がい者に対する相談・支援件数　8,153件 事業主に対する相談・支援件数　1,557件	雇用促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。		
			就業支援体制構築の更なる拡充が求められている。		就業支援体制構築の更なる拡充が求められている。			
就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。			精神障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
			○事業主に対して障がいのある人の雇入れや職場適応・職場定着等に関する支援を実施。 支援件数　1,700件	雇用促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。	○事業主に対して障がいのある人の雇入れや職場適応・職場定着等に関する支援を実施。 支援件数　1,557件	雇用促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。		
			更なる取組みの拡充が求められる。		更なる取組みの拡充が求められる。			
（エ）発達障がいのある人の就業支援								
発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。	発達障がい者就業支援コーディネーターの配置	福祉局 障がい福祉課	発達障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
			○発達障がいのある人に対する支援 利用登録者数　305人（うち新規　80人） 就職者数　17人 支援対象障がい者に対する相談・支援件数　2,183件 事業主に対する相談・支援件数　390件	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	○発達障がいのある人に対する支援 利用登録者数　373人（うち新規　78人） 就職者数　20人 支援対象障がい者に対する相談・支援件数　1,906件 事業主に対する相談・支援件数　419件	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。		
			手帳を持たない人への相談・支援の増加など、ニーズが多様化しており、更なる取り組みの強化が求められている。		手帳を持たない人への相談・支援の増加など、ニーズが多様化しており、更なる取り組みの強化が求められている。			
		福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課	発達障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
			・発達障がい者に対し、就労支援・相談支援を実施。 延支援件数　769件	今後も引き続き関係先と連携し必要な支援を実施していく。	・発達障がい者に対し、就労支援・相談支援を実施。 延支援件数　831件	今後も引き続き関係先と連携し必要な支援を実施していく。		
			ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。		ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。			
発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。	発達障がい者就業支援コーディネーターの配置 （再掲）	福祉局 障がい福祉課	発達障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
			○発達障がいのある人に対する支援 利用登録者数　305人（うち新規　80人） 就職者数　17人 支援対象障がい者に対する相談・支援件数　2,183件 事業主に対する相談・支援件数　390件	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	○発達障がいのある人に対する支援 利用登録者数　373人（うち新規　78人） 就職者数　20人 支援対象障がい者に対する相談・支援件数　1,906件 事業主に対する相談・支援件数　419件	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。		
			手帳を持たない人への相談・支援の増加など、ニーズが多様化しており、更なる取り組みの強化が求められている。		手帳を持たない人への相談・支援の増加など、ニーズが多様化しており、更なる取り組みの強化が求められている。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（オ）難病患者の就業支援								
難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。	障がい者就業・生活支援センター	福祉局 障がい福祉課	障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
			○中央センター　1か所、地域センター　6か所 利用登録者数　4,313人（うち新規　482人） 相談件数　22,316件 定着支援件数　2,242件 就職者数　194人 ≪新規相談経路≫ ・ハローワーク　71人 ・地域障害者職業センター　7人 ・特別支援学校　50人 ・就労移行支援事業所　45人 ・上記以外の福祉サービス事業所　82人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関　56人 ・直接利用　（家族を含む）　35人 ・上記以外　136人	就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。	○中央センター　1か所、地域センター　6か所 利用登録者数　4,521人（うち新規　519人） 相談件数　18,365件 定着支援件数　1,468件 就職者数　217人 ≪新規相談経路≫ ・ハローワーク　93人 ・地域障害者職業センター　7人 ・特別支援学校　70人 ・就労移行支援事業所　52人 ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所　69人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関　56人 ・直接利用　（家族を含む）　49人 ・上記以外　122人	就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。		
			就業支援体制の更なる整備が求められている。		就業支援体制の更なる整備が求められている。			
（カ）重度障害者等の就業支援								
重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある人に対して、雇用施策と福祉施策が連携して支援する取組を進めます。	大阪市重度障がい者就業支援事業	福祉局 障がい支援課	常時介護を必要とする重度障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
			○重度障がい者のある人に対する支援 R3年度利用者数　16人	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	○重度障がい者のある人に対する就業にかかる支援 R4年度利用者数　30人	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。		
					利用者数は前年度実績を上回っている。			
２－（３）福祉施設からの一般就労								
（ア）就労移行支援事業者等の支援力の強化								
障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就労移行支援事業者が的確に支援できるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。また、新たに創設された就労定着支援事業の円滑な実施に努めます。	就労移行支援事業所の確保	福祉課 障がい支援課	R2年度当初事業所数（159か所）					
			就労移行支援事業所の量的な確保に努める。 事業所数　171か所（※R3年度当初時点）	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	就労移行支援事業所の量的な確保に努める。 事業所数　183か所（※R4年度当初時点）	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
			事業所数は指標を上回っている。		事業所数は指標を上回っている。			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。 併せて、就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。 また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。	就労移行支援（再掲）	福祉局障がい支援課	計画値（R3年度見込：月あたり平均1,526人,23,636日）					
				生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 （実績）月あたり平均 1,432人、25,734日 ※R2年度実績：月あたり　1,494人、24,461日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 （実績）月あたり平均 1,489人、24,106日	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
				当初見込みのとおり、計画値と近い値となった。		当初見込みのとおり、計画値と近い値となった。			
	（イ）障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所との連携強化								
	障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。 また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ります。	障がい者就業・生活支援センター	福祉局障がい福祉課	障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。					
				○中央センター　1か所、地域センター　6か所 利用登録者数　4,313人（うち新規　482人） ≪新規相談経路≫ ・ハローワーク　71人 ・地域障害者職業センター　7人 ・特別支援学校　50人 ・就労移行支援事業所　45人 ・上記以外の福祉サービス事業所　82人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関　56人 ・直接利用　（家族を含む）　35人 ・上記以外　136人 相談件数　22,316件 就職者数　194人 定着支援件数　2,242件 ○地域福祉サービス事業所等合同による就労系の福祉サービス体験会等の実施。市内4か所で概ね月1回開催。 【構成】 ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、就労系事業所、相談支援、支援学校、医療機関、職業能力開発施設など	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	○中央センター　1か所、地域センター　6か所 利用登録者数　4,521人（うち新規　519人） ≪新規相談経路≫ ・ハローワーク　93人 ・地域障害者職業センター　7人 ・特別支援学校　70人 ・就労移行支援事業所　52人 ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所　69人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関　56人 ・直接利用　（家族を含む）　49人 ・上記以外　122人 相談件数　18,365件 就職者数　217人 定着支援件数　1,468件 ○地域福祉サービス事業所等合同による就労系の福祉サービス体験会等の実施。市内4か所で概ね月1回開催。 【構成】 ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、就労系事業所、相談支援、支援学校、医療機関、職業能力開発施設など	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。		
				地域関係機関等との更なる連携・拡充が必要。		地域関係機関等との更なる連携・拡充が必要。			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	（ウ）就業者支援にかかわる支援者の育成								
	障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。	障がい者就業・生活支援センター	福祉局 障がい 福祉課	支援者の育成及び情報共有を図り、就業者支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援する。					
				・就業支援フェスタの開催。 ・地域関係機関（各種学校、福祉事業所など）への出前講座等の実施。	就業者支援に携わる支援者の意識と能力の向上のために引き続き関係機関と連携して実施していく。	・就業支援フェスタの開催。 ・地域関係機関（各種学校、福祉事業所など）への出前講座等の実施。	就業者支援に携わる支援者の意識と能力の向上のために引き続き関係機関と連携して実施していく。		
				更なる取り組みの強化・拡充が必要。		更なる取り組みの強化・拡充が必要。			
		就業支援フェスタ	福祉局 障がい 福祉課	支援者の育成及び情報共有を図り、就業者支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援する。					
				【就業支援フェスタ】 就業支援にかかる広報・啓発を目的に実施。 「障がい者就業・生活支援センターの利用について」「地域での多職種連携等について（事例を通して）」をテーマに、12月1～14日の期間でWeb配信にて開催。あわせて「企業に就職し、活躍するために」をテーマとした講演会・パネルディスカッションと就職面接会を開催（11月18日 於：OMM2階展示ホール）。	就業者支援に携わる支援者の意識と能力の向上のために引き続き関係機関と連携して実施していく。	【就業支援フェスタ】 就業支援にかかる広報・啓発を目的に実施。 テーマ：「はたらくってなんだろう？はたらくことに必要なことは？」 12月2日開催　150名参加	障がい者の就業に対する市民や企業の理解を深めるために引き続き実施する。		
				感染症拡大防止のためweb配信の手法にて開催した。更なる取り組み・啓発の拡充が必要。		障がいの理解は一定進んでいると考えるものの、まだまだ市民や企業に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。			

令和3年度からの障がい者支援計画実施状況

第5章　住みよい環境づくりのために

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（1）生活環境の整備								
（ア）ひとにやさしいまちづくりの推進								
すべての人が使いやすく利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備を進め、障がいのある人の参加のもとに「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。	ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用	福祉局障がい福祉課	ユニバーサルデザインの考え方に沿ってまちづくりを進め、誰ひとり取り残されることのない社会の実現を目指す。					
			「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。	障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりのため、引き続き、実施する。	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。	障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりのため、引き続き、実施する。		
			継続的な取組みが必要。		継続的な取組みが必要。			
「障害者差別解消法」の理念に基づき、すべての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発を行います。	「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰【再掲】	福祉局障がい福祉課	市内中高等学校での夏休みの課題として定着を図り、ひとにやさしいまちづくりへの意識高揚に寄与する。					
			インターネットTVを活用し、次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。受賞作品を選考のうえ、作品集を作成、配布した。 また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。 作品応募数　144点 応募学校数　5校	理解啓発の一環としても必要な事業であることから、早期周知等により応募数の増加を図る。	次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。受賞作品を選考のうえ、作品集を作成、配布した。 また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。 作品応募数　80点 応募学校数　4校	理解啓発の一環としても必要な事業であることから、早期周知等により応募数の増加を図る。		
			感染症拡大の影響により、作品応募数、応募学校数ともに減少した。更なる拡充が必要。		作品応募数、応募学校数ともに減少している。更なる拡充が必要。			
（イ）大阪市建築物の整備、改善								
		建設局公園緑化部公園課	ひとにやさしいまちづくりの推進					
			公園の身体障がい者用トイレ（多機能トイレを含む）について、令和3年度は0公園（新設及び改修）であった。	公園の利用形態や必要に応じ、身体障がい者用トイレの整備に努めていく。	公園の身体障がい者用トイレ（多機能トイレを含む）について、令和4年度は1公園（新設及び改修）であった。	公園の利用形態や必要に応じ、身体障がい者用トイレの整備に努めていく。		
			身体障がい者用トイレの設置は進んでいるものの、依然として未設置の公園が多数点在している。		身体障がい者用トイレの設置は進んでいるものの、依然として未設置の公園が多数点在している。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、市民が安全かつ快適に利用することができるよう、大阪市建築物の整備、改善に努めます。	大阪市建築物の改善	教育委員会事務局施設整備	移動の困難な児童・生徒の在籍する学校に設置					
			※新規設置1校 小学校　286校中 276校 中学校　130校中 128校 高等学校　21校中 8校（19施設中8施設）	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う	※新規設置2校 小学校　281校中 274校 中学校　127校中 125校 義務教育学校　1校中 1校	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う		
			小中学校においては約97％の学校においてエレベータの設置が完了している		小中学校（義務教育学校含む）においては約98％の学校においてエレベータの設置が完了している			
（ウ）民間事業者に対する働きかけ								
都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。 また、重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方に沿った整備を進めるよう啓発していきます。	民間事業者に対する事前協議	計画調整局開発誘導課	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。					
			協議件数　469件	引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。	協議件数　511件	引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。		
			469件の協議を行いバリアフリー化の推進に努めた。		511件の協議を行いバリアフリー化の推進に努めた。			
（エ）公園、駐車場等の改善								
公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、計画的に改善を図ります。	公園の出入口等の整備	建設局公園緑化部公園課	ひとにやさしいまちづくりの推進					
			公園の出入り口段差の解消や、階段のスロープ化等の整備について、令和3年度は3公園で整備した。	引き続き、公園の出入り口段差の解消や階段のスロープ化等に努めていく。	公園の出入り口段差の解消や、階段のスロープ化等の整備について、令和4年度は4公園で整備した。	引き続き、公園の出入り口段差の解消や階段のスロープ化等に努めていく。		
			公園の出入り口段差の解消や階段のスロープ化等の整備を進めているが、依然として未整備の公園が多数点在している。		公園の出入り口段差の解消や階段のスロープ化等の整備を進めているが、依然として未整備の箇所が多数点在している。			
	車いす専用駐車場スペースの等の設置指導	計画調整局都市計画課	「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。					
			協議件数　12件	引き続き「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。	協議件数　7件	引き続き「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。		
			12件の協議を行い、バリアフリーの推進に努めた。		7件の協議を行い、バリアフリーの推進に努めた。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（2）移動円滑化の推進								
（ア）移動手段の整備								
障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。		計画調整局交通政策課	高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上					
			基本構想策定25地区　特定事業計画の主な整備状況 公共交通特定事業： エレベーター等 駅の段差解消　100% 誘導ブロック内方線等 ホームの安全対策　100% 車いす対応トイレの設置　100% 道路特定事業： 主要な経路への誘導用ブロック敷設 等　88.9% 交通安全特定事業： 主要な交差点への音響信号機の設置　100%	積極的な取り組みを特定事業者に促していく	基本構想策定25地区　特定事業計画の主な整備状況 公共交通特定事業： エレベーター等 駅の段差解消　100% 誘導ブロック内方線等 ホームの安全対策　100% 車いす対応トイレの設置　100% 道路特定事業： 主要な経路への誘導用ブロック敷設 等　90.1% 交通安全特定事業： 主要な交差点への音響信号機の設置　100%	積極的な取り組みを特定事業者に促していく		
			基本構想策定後、一定のバリアフリー化が図られてきたが、すべての項目において100%の整備を行う必要がある		基本構想策定後、一定のバリアフリー化が図られてきたが、すべての項目において100%の整備を行う必要がある			
（イ）市営交通の事業の引継ぎ								
旧市営交通であった地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社にそれぞれ事業を引き継ぎましたが、これまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。			障がい者や高齢者等の移動の円滑化と鉄道利用者の安全・安心の確保を目的として、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）が行う駅施設の大規模改良事業（エレベーター整備、エスカレーター整備、多機能トイレ整備、可動式ホーム柵整備）等に対して、国と協調して補助金を交付し整備を促進する。					
	大阪市高速電気軌道整備事業費補助	都市交通局	【令和3年度補助実績】 ・エレベーター整備：9駅（完了：5駅、継続：4駅） ・可動式ホーム柵整備：御堂筋線、谷町線、四つ橋線、中央線、堺筋線（完了：御堂筋線、継続：谷町線、四つ橋線、中央線、堺筋線） また、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）が令和2年5月に策定した「Osaka Metro Group 2018～2025年度 中期経営計画（2020年度改訂版）」において、バリアフリー対策に取り組むことが示されている。	引き続き安全対策・バリアフリー化等の整備の促進のために助成を行う。	【令和4年度補助実績】 ・エレベーター整備：4駅（継続） ・可動式ホーム柵整備：堺筋線（完了）、谷町線、四つ橋線、中央線（継続） また、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）が令和4年5月に策定した「Osaka Metro Group 2018～2025年度 中期経営計画（2023年度改訂版）」において、バリアフリー対策に取り組むことが示されている。	引き続き、安全対策やバリアフリー化等の整備の促進のために助成を行う。		
			大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）が策定した中期経営計画に沿って、着実に鉄道利用者の安全対策やバリアフリー化が図られた。		大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）が策定した中期経営計画に沿って、着実に鉄道利用者の安全対策やバリアフリー化が図られた。			
	バスネットワーク連絡調整会議（バス運行に関する協議体）	都市交通局	バスネットワーク連絡調整会議（バス運行に関する協議体）で、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていく。					
			バス車両については、大阪シティバス株式会社に引継ぐ以前から、全車両ノンステップ化が完了している。	引き続き安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかける。	バス車両については、大阪シティバス株式会社に引継ぐ以前から、全車両ノンステップ化が完了している。	引き続き、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかける。		
			全車両がノンステップ車である。		全車両がノンステップ車である。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・利用者の声の共有や施策に関する意見交換等を行い、本市もオブザーバーとして参画しています。	大阪市会・Osaka Metro・シティバス連絡会議	都市交通局	連絡会議の開催					
			市民・利用者の声の共有や、施策に関する情報共有、意見交換等を行った。 （開催実績） 令和3年4月28日　第5回開催 令和4年1月14日　第6回開催	引き続き、今後も連絡会議にオブザーバとして参画していく。	市民・利用者の声の共有や、施策に関する情報共有、意見交換等を行った。 （開催実績） 令和4年9月2日　第7回開催	引き続き、今後も連絡会議にオブザーバとして参画していく。		
			民営化により、市民の意見が伝わらないのではないかとの懸念に対し、引き続き、会社の事業の説明及び市民の代表である議会との意見交換をしていく必要がある。		民営化により、市民の意見が伝わらないのではないかとの懸念に対し、引き続き、会社の事業の説明及び市民の代表である議会との意見交換をしていく必要がある。			
（ウ）民間事業者に対する働きかけ								
「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけます。	鉄道駅舎エレベーター等設置助成	福祉局障がい福祉課	バリアフリー法に基づく基本方針において対象となる鉄道駅舎でのバリアフリールートの確保。					
			障がい者等の移動の更なる利便性の向上を図る目的から、鉄道事業者がエレベーターの大型化や複数ルートなどの整備を行う際についても補助の対象とするよう、補助金交付要綱の一部を改正した。 令和3年度のEV設置なし	引き続き実施していく。	鉄道駅舎等について、段差解消のためのエレベーター等の整備に対して補助を実施。 令和4年度のEV設置なし	引き続き実施していく。		
			補助対象や補助内容の更なる精査が必要。		補助対象や補助内容の更なる精査が必要。			
民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人や高齢者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望していきます。	国への要望事業者への働きかけ 国への要望	計画調整局交通政策課	駅の無人化解消及び無人駅化に伴う駅利用者の利便性や安全性の確保					
			大阪府内の他の市町村や大阪府と連携し、国に対して、駅無人化対策に関する要望を提出。 鉄道事業者に対し、安易に無人駅を拡大させることのないよう要請。	引き続き働きかけていく。	大阪府内の他の市町村や大阪府と連携し、国に対して、駅無人化対策に関する要望を提出。 鉄道事業者に対し、安易に無人駅を拡大させることのないよう要請。	引き続き働きかけていく。		
			障がい者が駅を利用する際に負担の大きい無人駅が残っていることから、引き続き取り組みを進めていく必要がある。		障がい者が駅を利用する際に負担の大きい無人駅が残っていることから、引き続き取り組みを進めていく必要がある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（エ）歩行空間の改善								
重点整備地区内の主要な経路（特定経路）を対象に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を集中的に推進しています。その他の地区においても、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づき、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、必要に応じ歩道の設置や拡幅を行います。	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	建設局道路河川部調整課	バリアフリー重点整備地区内の主要な経路での設置 （重点整備地区内の主要な経路：80.76km）					
			【計画】 ①重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 【実行】 ①R3年度：6箇所（街角整備）、進捗率：87%（～R3年度）	引き続き、重点整備地区内の主要な経路における整備を進める。	【計画】 ①重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 【実行】 ①R4年度：6箇所（街角整備）、4箇所（線誘導整備） 進捗率：89%（～R4年度）	引き続き、重点整備地区内の主要な経路における整備を進める。		
			引き続き、視覚障がい者誘導用ブロックの整備を進める必要がある。		引き続き、視覚障がい者誘導用ブロックの整備を進める必要がある。			
交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正については、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善します。	歩道整備、歩道の段差切り下げの改善	建設局道路河川部調整課	歩道整備、歩道の段差・勾配の解消					
			【計画】 ①歩道整備を進める。 ②歩道を新設・改良する際に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」を満たす段差・勾配とする。 【実行】 ①②R3年度：約0.5km（歩道新設）	引き続き、歩道整備・歩道の段差切り下げの改善を進める。	【計画】 ①歩道整備を進める。 ②歩道を新設・改良する際に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」を満たす段差・勾配とする。 【実行】 ①②R4年度：約0.9km（歩道新設）	引き続き、歩道整備・歩道の段差切り下げの改善を進める。		
			引き続き、歩道整備・歩道の段差切り下げの改善を進める必要がある。		引き続き、歩道整備・歩道の段差切り下げの改善を進める必要がある。			
違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。	放置自転車対策	建設局企画部方面調整課(自転車対策担当)	放置自転車の減少					
			・自転車駐車場の整備 増設等　11か所　累計　164駅 ・放置禁止区域指定駅 累計　146駅 ・啓発指導員（サイクルサポーター）の配置 総数　49駅 ・区役所と連携した市民協働型自転車利用適正化事業「Do！プラン」の実施 総数　24区	引き続き、自転車駐車場の整備、啓発及び放置自転車の撤去等の対策に取り組んでいく。	・自転車駐車場の整備 増設等　11か所　累計　164駅 ・放置禁止区域指定駅 累計　146駅 ・啓発指導員（サイクルサポーター）の配置 総数　49駅 ・区役所と連携した市民協働型自転車利用適正化事業「Do！プラン」の実施 総数　24区	引き続き、自転車駐車場の整備、啓発及び放置自転車の撤去等の対策に取り組んでいく。		
			放置自転車は減っているものの、継続した取組の実施が必要。		放置自転車は減っているものの、継続した取組の実施が必要。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（オ）自家用車利用に対する支援								
障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。	障がい者駐車場割引制度	建設局道路河川部調整課	市立駐車場21か所					
			障がい者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車、または同乗し、その介護者が運転する自動車に対し、一時駐車料金の5割引きを実施（但し、長居公園地下駐車場に関しては、当日1回300円で利用可） 特になし	引き続き適切な駐車場管理運営に努め、都市交通の円滑化を実現し、都市機能の増進を図る.	障がい者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車、または同乗し、その介護者が運転する自動車に対し、一時駐車料金の5割引きを実施（但し、長居公園地下駐車場に関しては、当日1回300円で利用可） 特になし	引き続き適切な駐車場管理運営に努め、都市交通の円滑化を実現し、都市機能の増進を図る。		
（カ）バリアフリー施設の情報発信								
市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等により情報発信します。	大阪市内公共的施設のバリアフリー情報Web	福祉局障がい福祉課	公共性の高い施設等のバリアフリー情報を発信する。					
			・公共施設情報掲載件数　357件 ・ホテル情報掲載件数　29件 ・地下街情報掲載件数　3件 施設情報の更なる拡充と、情報発信方法の検討が必要。	情報内容の充実を図りつつ、引き続き取り組む。	・公共施設情報掲載件数　357件 ・ホテル情報掲載件数　31件 ・地下街情報掲載件数　3件 施設情報の更なる拡充と、情報発信方法の検討が必要。	情報内容の充実を図りつつ、引き続き取り組む。		
1－（3）暮らしの場の確保								
（ア）市営住宅の改善等								
市営住宅の整備にあたっては、引き続きバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。	市営住宅	都市整備局建設課	「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、階段室型住宅にエレベーター設置を進めていく。					
			中層住宅のエレベーター設置 令和3年度実績　12基 特になし	エレベーターのない中層住宅には、可能な限りエレベーターを設置する。	中層住宅のエレベーター設置 令和4年度実績　29基 特になし	エレベーターのない中層住宅には、可能な限りエレベーターを設置する。		
新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。		都市整備局管理課	関係局と調整し、適正な住戸の提供を行っていく					
			特定（福祉）目的住宅の入居枠の確保 ＜令和3年度実施状況＞ ひとり親　225戸 障がい者　215戸 障がい者ケア付　2戸 車いす常用者ケア付　3戸 高齢者　200戸 高齢者ケア付　33戸 特になし	関係局と調整し、適正な住戸の提供を行っていく	特定（福祉）目的住宅の入居枠の確保 ＜令和4年度実施状況＞ ひとり親　225戸 障がい者　215戸 障がい者ケア付　6戸 車いす常用者ケア付　2戸 高齢者　200戸 高齢者ケア付　45戸 特になし	関係局と調整し、適正な住戸の提供を行っていく。		

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。なお、特定目的住宅の募集の際に申込みがなかった車いす利用者住宅については、随時募集の対象とし、常時申込みが可能な入居枠の確保に努めます。		都市整備局 建設課	「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替や改善にあたっては、住戸内部や共用部等のバリアフリー化を進め、安全・安心に生活できる水準を確保する。					
			車いす常用者向け「ハーフメイド方式」による市営住宅を整備 令和3年度末時点実績　429戸	建替にあたっては、玄関・浴室・便所への手摺の設置、住戸内段差の解消、高齢者の使いやすい浴槽の設置など、建設する全ての住宅でバリアフリー設計を導入するとともに、一部住戸を車いす常用者向け住宅とする。	車いす常用者向け「ハーフメイド方式」による市営住宅を整備 令和4年度末時点実績　431戸	建替にあたっては、玄関・浴室・便所への手摺の設置、住戸内段差の解消、高齢者の使いやすい浴槽の設置など、建設する全ての住宅でバリアフリー設計を導入するとともに、一部住戸を車いす常用者向け住宅とする。		
			特になし		特になし			
（イ）グループホームの設置促進								
グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した設置促進に努めます。 また、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する大阪市の整備補助等について、今後も引き続き実施していきます。	グループホーム整備助成事業（再掲）	福祉局 障がい支援課	グループホームの設置促進					
			グループホームの開所希望があれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。	補助事業の内容を一部変更し、補助金の活用を希望する法人に対し手続きを案内し支援していく。	グループホームの開所希望があれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。	重度障がい者等の受入にかかる整備補助事業について、活用を希望する法人に対し手続きを案内し支援していく。		
			グループホームでの重度障がい者の支援のために必要となる改造工事費の負担が大きい。		グループホームでの重度障がい者の支援のために必要となる改造工事費の負担が大きい。			
都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めていきます。		都市整備局	市営住宅を活用したグループホームの設置促進					
			令和3年度末時点で50戸で事業実施している。 新規6戸 継続44戸	関係局からの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。	令和4年度末時点で49戸で事業実施している。 新規2戸 継続49戸 終了2戸	関係局からの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。		
			法人が希望する市営住宅に空室がない場合が多い。		法人が希望する市営住宅に空室がない場合が多い。			
	グループホームの市営住宅活用（再掲）	福祉局 障がい支援課	市営住宅を活用したグループホームの設置促進					
			市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。	グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。	市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。	グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。		
			大阪市内は物件の確保が多額となることや、近隣住民の理解が得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するが希望する市営住宅の空きがない。		大阪市内は物件の確保が多額となることや、近隣住民の理解が得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するが希望する市営住宅の空きがない。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
また、現にグループホームが運営されている市営住宅の建替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図るとともに、国に対して関係法令の整合性の確保を求めていきます。	グループホームの市営住宅活用	福祉局障がい支援課	市営住宅を活用したグループホームの設置促進					
			建替え事業にて移転することになった場合、事業所の移転先住居の意向を確認する。	法人と連携を密に図り、円滑に移転できるよう調整する	建替え事業にて移転することになった場合、事業所の移転先住居の意向を確認する。	法人と連携を密に図り、円滑に移転できるよう調整する		
			法人が希望する市営住宅の空きがない。		法人が希望する市営住宅の空きがない。			
スプリンクラー等、グループホームが必要とする消防設備の設置について、スプリンクラー設置指導及び特例基準に基づき、引き続きグループホームの入居者の安全確保に努めていきます。	障がい者支援施設に対する消防設備の設置	消防局	消防法令等による設置基準に基づき消防設備を設置					
			新規設置数　11施設 【障害者支援施設（令別表第一の6項ロ(5)）】	設置基準に基づき、設備を確実に設置させる。	新規設置数　6施設 【障害者支援施設（令別表第一の6項ロ(5)）】	設置基準に基づき、設備を確実に設置させる。		
			特になし		特になし			
	グループホーム整備助成事業	福祉局障がい支援課	消防法令等による設置基準に基づく消防設備の設置補助					
			スプリンクラーの設置補助 令和3年度は1か所に設置済。	スプリンクラーの設置を希望する法人への意向調査を行い、設置につなげるよう支援していく。	スプリンクラーの設置補助 令和4年度5か所に設置済。	スプリンクラーの設置を希望する法人への意向調査を行い、設置につなげるよう支援していく。		
			既存のグループホームへのスプリンクラーの設置は、国庫補助となるため臨機応変な対応ができない。		既存のグループホームへのスプリンクラーの設置は、国庫補助となるため臨機応変な対応ができない。			
グループホームが一律に建築基準法上の「寄宿舎」とみなされること等によって、運営継続や新規設置が困難になることのないよう、大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項の適切な運用に引き続き努めていきます。	グループホーム事業	福祉局障がい支援課運営指導課	建築基準法におけるグループホームの取扱いに係る申合せ事項の適切な運用に努める					
			大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項の適切な運用	運営継続・新設の事業者が適切な運用が行えるよう引き続き実施していく。	大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項を適切に運用している。	運営継続・新設の事業者が適切な運用が行えるよう引き続き実施していく。		
			「寄宿舎」とみなされることにより、防火上必要な間仕切壁や非常用照明の設置等、事業者の負担が増える。		「寄宿舎」とみなされることにより、防火上必要な間仕切壁や非常用照明の設置等、事業者の負担が増える。			
（ウ）民間住宅の確保								
大阪府やOsakaあんしん住まい推進協議会等と連携し、障がいのある人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行います。また、入居を希望する障がいのある人が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取組を進めます。	・セーフティネット住宅 ・大阪府及びOsakaあんしん住まい推進協議会等と連携しセーフティネット住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行う。	都市整備局安心居住課	高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進を図る					
			【セーフティネット住宅登録実績】 6,385戸（567件）	引き続きセーフティネット住宅の登録を行い、大阪府やOsakaあんしん住まい推進協議会等と連携し情報提供を行う。	【セーフティネット住宅登録実績】 6,843戸（609件）	引き続きセーフティネット住宅の登録を行い、大阪府やOsakaあんしん住まい推進協議会等と連携し情報提供を行う。		
			継続的な取組みが必要		継続的な取組みが必要			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	住宅入居等支援事業	福祉局障がい福祉課	住宅入居等支援事業実施か所数　33か所					
			賃貸契約による一般住宅への入居に当たり支援を必要とする障がい者等に対し、区障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター（生活支援型）の33か所において、入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う。 ・支援件数　41件	今後も障がい者の地域生活を継続できるよう支援していく。	賃貸契約による一般住宅への入居に当たり支援を必要とする障がい者等に対し、区障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター（生活支援型）の33か所において、入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う。 ・支援件数　19件	今後も障がい者の地域生活を継続できるよう支援していく。		
			相談支援機関が関わることで、家主等や地域住民からの理解を得ている。		相談支援機関が関わることで、家主等や地域住民からの理解を得ている。			
（エ）民間住宅のバリアフリー化の促進								
「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」等を踏まえ、大阪市の建替建設費補助制度を活用して建設する民間集合住宅について、一部のエリアで住戸内のバリアフリー化を義務付け、暮らしやすい住宅の供給促進に努めます。	住戸内のバリアフリー化を義務付けた建替建設費補助制度を実施	都市整備局住環境整備課	－					
			令和2年度末で廃止	2021年3月に新たな「密集市街地整備プログラム」を策定し、当該制度は防災性の向上に特化した制度内容に再構築したため本事業は終了した。				
			－					
民間共同住宅においては、一定規模を超える建築物をバリアフリー整備の対象としていますが、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」などの動向も注視して、整備対象の小規模化について検討を進めます。	民間事業者に対する事前協議	計画調整局開発誘導課	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。					
			第5章　1－（1）－（ウ） 民間事業者に対する事前協議と同じ うち共同住宅協議件数　185件	引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。	第5章　1－（1）－（ウ） 民間事業者に対する事前協議と同じ うち共同住宅協議件数　225件	引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。		
			185件の協議を行いバリアフリー化の推進に努めた。		225件の協議を行いバリアフリー化の推進に努めた。			
	ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用	福祉局障がい福祉課	ひとにやさしいまちづくりの推進					
			・ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「大阪府福祉まちづくり条例」などの動向も注視し、対象規模の検討を進める。	ひとにやさしいまちづくりの推進を図るため引き続き、要綱の運用及び整備対象の検討を進める。	・ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「大阪府福祉まちづくり条例」などの動向も注視し、対象規模の検討を進める。	ひとにやさしいまちづくりの推進を図るため引き続き、要綱の運用及び整備対象の検討を進める。		
			継続的な取組みが必要。		継続的な取組みが必要。			
すべての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるよう様々な機会をとらえて啓発を行います。		福祉局障がい福祉課	ひとにやさしいまちづくりの推進					
			・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰 ・大阪市内公共的施設のバリアフリー情報Web ・大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度（パーミングパーミット）の周知	ひとにやさしいまちづくりの推進を図るため引き続き実施する。	・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰 ・大阪市内公共的施設のバリアフリー情報Web ・大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度（パーミングパーミット）の周知	ひとにやさしいまちづくりの推進を図るため引き続き実施する。		
			継続的な取組みが必要。		継続的な取組みが必要。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（オ）住宅に関する情報提供								
大阪市立住まい情報センターにおいて、障がいのある人等に対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。	住まい情報センター	都市整備局 住宅政策課	住まいに関する一般相談・情報提供の実施					
			住まいに関する一般相談・情報提供 実績：33,829件	継続	住まいに関する一般相談・情報提供 実績：34,298件	継続		
			特になし		特になし			
住宅改造に関する相談等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。	補装具・福祉機器普及事業福祉機器普及事業における住宅改造相談会（再掲）	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター管理課	障がい者の障がい程度に合わせて、住宅の手すりや玄関、水回り等の改造について助言を行う。					
			住宅改造に関する相談 相談件数：344件	障がいのある方の自立支援・QOL の向上、介護者の負担軽減のためには、今後も実施していく必要性がある。	住宅改造に関する相談 相談件数：233件	障がいのある方の自立支援・QOL の向上、介護者の負担軽減のためには、今後も実施していく必要性がある。		
			主に神経難病等による重度障がいのある人からの相談が多く、症状の進行にも対応する必要があり、住宅改造よりも補装具・福祉機器の適用による対処方法で問題解決を図ることが多い状況にある。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛により、相談数が増加した。		主に神経難病等による重度障がいのある人からの相談が多く、症状の進行にも対応する必要があり、住宅改造よりも補装具・福祉機器の適用による対処方法で問題解決を図ることが多い状況にある。			

2－（1）防災・防犯対策の充実

（ア）防災対策の強化								
「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。	社会福祉施設等	消防局	警防計画作成基準に基づき作成し、万全な警防体制の確保に努める。					
			警防計画樹立対象物：新規2件（計22件）	引き続き、警防計画作成基準に基づき警防計画を作成し、万全な警防体制に努める。	警防計画樹立対象物：新規0件（計22件）	引き続き、警防計画作成基準に基づき警防計画を作成し、万全な警防体制に努める。		
			新規も踏まえ、既存の警防計画について、定期確認を実施。		新規も踏まえ、既存の警防計画について、定期確認を実施。			
			年間立入検査計画に基づき立入検査を実施					
			年間立入検査計画に基づいて立入検査を実施した。 検査実施数：1,590 回	年間立入検査計画に基づき立入検査を実施するとともに、関係部局との連携を図っていく。	年間立入検査計画に基づいて立入検査を実施した。 検査実施数：1,794 回	引き続き検査を実施し、関係者に不備指摘事項等を通知し、是正するよう指導していく。		
			施設が消防法令に適合した状態で使用できるよう、関係部局との情報共有及び連携が必要。		検査において消防法令上の不備があった対象物について、是正させていくことが必要。			
			消防法令に基づき自衛消防訓練を実施					
			消防法令に基づき自衛消防訓練を実施した。 自衛消防訓練実施数：1549回	消火訓練及び避難訓練の定期的な実施の定着を図るとともに、訓練が実施できていない施設に対して指導を行う。	消防法令に基づき自衛消防訓練を実施した。 自衛消防訓練実施数：1980回	引き続き消火訓練及び避難訓練の定期的な実施の定着を図るとともに、訓練が実施できていない施設に対して指導を行う。		
			施設が消火訓練及び避難訓練を定期的に実施することが必要。		施設が消火訓練及び避難訓練を定期的に実施することが必要。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）	危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
			・昨年度に引き続き、「家具転倒防止リーフレット」を配布し、住宅の防災対策の強化を図るなど、「大阪市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき、取組を実施している。	引き続き実施	・昨年度に引き続き、「家具転倒防止リーフレット」を配布し、住宅の防災対策の強化を図るなど、「大阪市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき、取組を実施している。	引き続き実施		
			・引き続き、時々の課題を踏まえながら、「大阪市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき取組を実施していく。		・引き続き、時々の課題を踏まえながら、「大阪市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき取組を実施していく。			
（イ）災害時・緊急時の対応策の充実								
障がいのある人に対して、自身が可能な範囲で日ごろから災害に備えることができるよう周知します。		危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
			・要配慮者の災害に対する心構え等を記載した「市民防災マニュアル」を市ホームページに掲載し、周知を図っている。	引き続き実施	・要配慮者の災害に対する心構え等を記載した「市民防災マニュアル」を市ホームページに掲載し、周知を図っている。	引き続き実施		
			・引き続き、地域において避難支援等について実施する。		・引き続き、地域において避難支援等について実施する。			
地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を支援します。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）	危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
			・地域の訓練における安否確認や避難訓練などに対し、地域防災力向上アドバイザーの派遣など支援を実施している。	地域防災力向上アドバイザー事業を廃止したことにより、各区へ予算配布を行い、各区により地域の避難支援等の取組を引き続き実施する。	危機管理室共有ライブラリー及び区防災担当者連絡会において各区の防災に関する取り組みや課題を情報共有するなど、継続的に地域の避難支援等を実施している。	引き続き実施		
			・引き続き、地域において避難支援等について実施する。		・引き続き、地域において避難支援等について実施する。			
災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。	避難誘導システム設置施設	消防局	設置基準に該当した新規使用開始対象物に対して設置を指導する。					
			新規設置施設　5件 （令和3年度末　合計5対象物）	使用開始防火対象物に対して継続設置	新規設置施設　7件 （令和4年度末　合計7対象物）	使用開始防火対象物に対して継続設置		
			特になし		特になし			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが重要であるため、個人情報の保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）	危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
			・「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者への提供をすすめている。	引き続き実施	・「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者への提供をすすめるとともに、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めている。	引き続き実施		
			・引き続き、避難支援等関係者への名簿の提供をすすめるとともに、災害時における地域の取り組みについて支援を行う。		引き続き、避難支援関係者への名簿の提供及び個別避難計画の作成を進めるとともに、災害時における地域の取り組みについて支援を行う。			
また、様々な障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。		危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
			・「避難所開設・運営ガイドライン」において障がいのある人の特性と必要な対応について記載し、周知を図っている。 ・また、地域の訓練における安否確認や避難訓練などに対し支援を実施している。	引き続き実施	・「避難所開設・運営ガイドライン」において障がいのある人の特性と必要な対応について記載し、周知を図っている。 ・また、地域の訓練における安否確認や避難訓練などに対し支援を実施している。	引き続き実施		
			・「避難所開設・運営ガイドライン」や地域の訓練等を通じ、地域における取組を支援していく。		・「避難所開設・運営ガイドライン」や地域の訓練等を通じ、地域における取組を支援していく。			
安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）	危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
			・避難行動要支援者の、安否確認体制等についての検討を行っている。	引き続き実施	・避難行動要支援者の、安否確認体制等についての検討を行っている。	引き続き実施		
			避難行動要支援者の安否確認について、迅速かつ効果的に行えるよう、手順等について引き続き検討する。		避難行動要支援者の安否確認について、迅速かつ効果的に行えるよう、手順等について引き続き検討する。			
「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。		危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
			・避難に必要な情報について、防災スピーカー、おおさか防災ネット、市HP、要配慮者利用施設へのメール等の情報伝達体制の多様化を図っている。	引き続き実施	・避難に必要な情報について、防災スピーカー、おおさか防災ネット、市HP、要配慮者利用施設へのメール等の情報伝達体制の多様化を図っている。	引き続き実施		
			引き続き、適切な情報提供を行えるよう、情報伝達体制の多様化など充実に取り組む。		引き続き、適切な情報提供を行えるよう、情報伝達体制の多様化など充実に取り組む。			
加えて、福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取組を実施します。		危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
			・災害時における福祉避難所で必要となる物資の確保について、協定等により行うこととしている。 ・福祉避難所となる施設において、必要物資の備蓄に努めていただくよう周知を行っている。	引き続き実施	・災害時における福祉避難所で必要となる物資の確保について、協定等により行うこととしている。 ・福祉避難所となる施設において、必要物資の備蓄に努めていただくよう周知を行っている。	引き続き実施		
			福祉避難所の開設・運営に必要な物資の確保が迅速に行えるよう取り組む。		福祉避難所の開設・運営に必要な物資の確保が迅速に行えるよう取り組む。			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	障がいのある人等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。		危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
				・「福祉避難所」の確保に努めている。 ・協定締結施設数：359施設	引き続き実施	・「福祉避難所」の確保に努めている。 ・協定締結施設数：361施設	引き続き実施		
				「福祉避難所」の一層の確保に向けて、関係団体と連携して検討する。		「福祉避難所」の一層の確保に向けて、関係団体と連携して検討する。			
	また、地域の防災訓練等において、福祉避難所への搬送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）	危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
				・地域における防災訓練において、福祉避難所への搬送訓練等を取り入れている。また、福祉避難所の開設・運営訓練を実施してきている。	引き続き実施	・地域における防災訓練において、福祉避難所への搬送訓練等を取り入れている。また、福祉避難所の開設・運営訓練を実施してきている。	引き続き実施		
				搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等を継続して実施し、避難行動要支援者への支援体制の充実に取り組む。		搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等を継続して実施し、避難行動要支援者への支援体制の充実に取り組む。			
	福祉避難所への移動方法等の対応や受入れ機能の整備、避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき取組を進めます。		危機管理室 危機管理課	「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
				・搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等を行うなど、「大阪市避難行動要支援者避難計画（全体計画）」に基づき取り組みを行ってきている。	引き続き実施	・搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等を行うなど、「大阪市避難行動要支援者避難計画（全体計画）」に基づき取り組みを行ってきている。	引き続き実施		
				引き続き、搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等に取り組むなど、計画に基づく取り組みを着実に実施する。		引き続き、搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等に取り組むなど、計画に基づく取り組みを着実に実施する。			
	（ウ）防犯対策の強化								
	障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動を進めます。	地域の安全見守り活動	市民局 地域安全担当	平成28～30年度に設置した見守りカメラ（1,000台）を適切に運用管理していく。 全区役所による青色防犯パトロール活動					
				・見守りカメラ1,000台の運用管理を行った。 ・全区役所による青色防犯パトロール活動を通年実施した。	・引き続き見守りカメラ1,000台の運用管理を行っていく。 ・全区役所による青色防犯パトロールを引き続き実施していく。	・見守りカメラ1,000台の運用管理を行った。 ・全区役所による青色防犯パトロール活動を通年実施した。	・引き続き見守りカメラ1,000台の運用管理を行っていく。 ・全区役所による青色防犯パトロールを引き続き実施していく。		
				・見守りカメラの適正な運用管理 ・全区における青色防犯パトロールの継続実施		・見守りカメラの適正な運用管理 ・全区における青色防犯パトロールの継続実施			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	消費者被害を防止するため、近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。	地域での見守りネットワーク活動促進事業	市民局消費者センター	アンケートにおいて、「今後、団体等として、地域での消費者被害防止活動に取り組む」と答えた団体等の割合：成果目標85％以上					
				市職員を講師として派遣し、高齢者の支援者団体等に消費者被害の防止と回復を支援する見守り活動に役立つ「見守り講座」を実施し、地域の高齢者を見守るネットワーク活動を促進し、高齢者の消費者被害の防止と解決を図る。 ・講座の開催数：3回 ・参加人数：63人 ・上記指標について、成果：100.0％	関係所属・地域団体の会合などの場において、感染症対策を実施したうえで、講座は継続して実施できることや講座の有益性について積極的に啓発していく。	市職員を講師として派遣し、高齢者の支援者団体等に消費者被害の防止と回復を支援する見守り活動に役立つ「見守り講座」を実施し、地域の高齢者を見守るネットワーク活動を促進し、高齢者の消費者被害の防止と解決を図る。 ・講座の開催数：11回 ・参加人数：405人 ・上記指標について、成果:97.5 ％	関係所属・地域団体の会合などの場において、感染症対策を実施したうえで、講座は継続して実施できることや講座の有益性について積極的に啓発していく。		
				新型コロナウィルス感染症の影響により、講座の開催依頼が減っている。		新型コロナウィルス感染症の影響により、講座の開催依頼が減っている。			
	障がいのある人に対する悪質商法による消費者被害を防止するため、悪質商法の手口や防止方法を紹介する講座の開催など、障がいのある人に対し、地域の実情や障がいの状況に応じた形で啓発や情報提供を行います。	消費者センター　地域講座・見学講座	市民局消費者センター	アンケートにおいて、「悪質事業者の手口や拒否方法等消費者トラブル(特殊詐欺含む）に関する知識を習得することができ、実践できるようになった」と答えた割合：成果目標90％以上					
				地域に無料で講師を派遣し、消費者トラブルの多い実例をあげて、訪問勧誘の撃退法やクーリング・オフの書面作成方法などを解説する地域講座・見学講座を開催。 ・講座の開催数：17回 ・参加人数：288人 ・上記指標について、成果：98.9 ％	関係所属・地域団体の会合などの場において、感染症対策を実施したうえで、講座は継続して実施できることや講座の有益性について積極的に啓発していく。	地域に無料で講師を派遣し、消費者トラブルの多い実例をあげて、訪問勧誘の撃退法やクーリング・オフの書面作成方法などを解説する地域講座・見学講座を開催。 ・講座の開催数：25回 ・参加人数：367人 ・上記指標について、成果：100％	関係所属・地域団体の会合などの場において、感染症対策を実施したうえで、講座は継続して実施できることや講座の有益性について積極的に啓発していく。		
				新型コロナウィルス感染症の影響により、講座の開催依頼が減っている。		新型コロナウィルス感染症の影響により、講座の開催依頼が減っている。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（エ）新型感染症対策								
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等、感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、障がい分野での対応窓口を通じ、事業所からの意見等を踏まえ、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。		福祉局障がい福祉課・支援課・運営指導課	障がいのある人が安心・安全に障がい福祉サービスを継続利用できるための体制整備行う。					
			・障がい福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について、国通知（新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて）に基づき、柔軟な対応を実施。（令和2年3月より継続実施中） ・施設、事業所で感染等が発生した場合であっても、障がい福祉サービス等が安定的・継続的に提供されるよう、障がい福祉サービス事業所等を対象とした「業務継続計画（BCP）策定支援研修」を企画。（感染拡大により実施は令和4年度に延期） ・健康局と連携して、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者や障がい者の入所施設や通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象とした定期的なPCR検査を実施。 ・陽性者や濃厚接触者となったサービス利用者への支援継続に当たり、施設・事業所において通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費が生じた場合の補助事業を実施。（令和2年より継続実施）	引き続き、障がいのある人が安心・安全に障がい福祉サービスを継続利用できるよう、必要な施設・事業所への支援等を実施する。	・障がい福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について、国通知（新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて）に基づき、柔軟な対応を実施。 ・施設、事業所で感染等が発生した場合であっても、障がい福祉サービス等が安定的・継続的に提供されるよう、障がい福祉サービス事業所等を対象とした「業務継続計画（BCP）策定支援研修」を実施。 ・健康局と連携して、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者や障がい者の入所施設や通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象とした定期的なPCR検査を実施した。 ・また、入所施設・居住系サービス事業所については、大阪府における抗原検査キット配付事業を併用することにより頻回検査を実施した。 ・大阪府が実施する「社会福祉施設等感染症予防重点強化事業」を活用し、感染管理認定看護師（ICN）等の専門家を社会福祉施設等に派遣した。 ・陽性者や濃厚接触者となったサービス利用者への支援継続に当たり、施設・事業所において通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費が生じた場合の補助事業を実施。	引き続き、障がいのある人が安心・安全に障がい福祉サービスを継続利用できるよう、必要な施設・事業所への支援等を実施する。		
			課題：PCRの検査に加え、抗原検査キットの配布を希望する声や感染対策の専門家による事業所の訪問支援を望む声がある。		課題：新型コロナウイルスの診断・治療やワクチン接種等にかかる費用の全額公費負担を希望する声がある。			
また、起こった問題について、障がい者施策推進協議会、市地域自立支援協議部会等において、意見集約、課題整理を行います。	大阪市障がい者施策推進協議会等の開催	福祉局障がい福祉課	障がい者施策推進協議会等において、意見集約・課題調整を行う。					
			大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会にて取組状況等を報告 大阪市障がい者施策推進協議会 ・令和4年3月24日 障がい者計画策定・推進部会 ・令和3年10月28日 ・令和4年3月7日	大阪市障がい者施策推進協議会等にて意見集約等を行う。	令和4年度大阪市障がい者等基礎調査を実施 大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会にて取組状況等を報告 ・大阪市障がい者施策推進協議会 令和4年9月22日　令和5年3月28日 ・地域自立支援協議部会 令和4年8月29日　令和5年3月13日	大阪市障がい者施策推進協議会等において意見集約等を行い、課題整理を行う必要がある。		
			福祉と保健・医療の問題がある。		医療や防災など障がい福祉にとどまらない課題があり、関係部署が協力して解決する必要がある。			

令和3年度からの障がい者支援計画実施状況

第6章　地域で安心して暮らすために

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（1）総合的な保健、医療施策の充実								
（ア）障がいのある人の健康管理の推進								
障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。	心身障がい者リハビリテーションセンターにおける健康診査事業	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 診療所	在宅の障がいのある方を対象に、病気の早期発見及び二次障がいの予防などを行い、健康と福祉の増進をはかる。					
			在宅の障がいのある方を対象に、病気の早期発見及び二次障がいの予防などを行い、健康と福祉の増進をはかるため障がい者健康診査事業を実施している。 （令和3年度実施件数：486件）	二次的機能障がいの予防と病気の早期発見を目的とした障がい者健康診査事業を継続し、健康管理の増進に努める。	在宅の障がいのある方を対象に、病気の早期発見及び二次障がいの予防などを行い、健康と福祉の増進をはかるため障がい者健康診査事業を実施している。 （令和4年度実施件数：497件）	二次的機能障がいの予防と病気の早期発見を目的とした障がい者健康診査事業を継続し、健康管理の増進に努める。		
			障がいのある人にとって、二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、啓発に努めるとともに受け入れ体制の充実を図る必要がある。		障がいのある人にとって、二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、啓発に努めるとともに受け入れ体制の充実を図る必要がある。			
（イ）受診機会の保障								
大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」協力医療機関とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。	重症心身障がい児者医療コーディネート事業	健康局 健康施策課	地域の協力医療機関の確保　350か所（平成28年度～） 地域のかかりつけ医の紹介　190名（平成28年度～）					
			地域の協力医療機関の確保　356か所(平成28年～令和3年度) 地域のかかりつけ医の紹介　78名（平成28年～令和3年度）	・地域偏在を解消し、登録数の比較的少ない外科・整形外科を積極的に確保する ・成人で高度専門病院を主治医としている登録者へのアプローチ	地域の協力医療機関の確保　363か所(平成28年～令和4年度) 地域のかかりつけ医の紹介　97名（平成28年～令和4年度）	・地域偏在を解消し、登録数の比較的少ない精神科・心療内科・脳神経外科を積極的に確保する ・成人で高度専門病院を主治医としている登録者へのアプローチ		
			・協力医療機関については、地域や診療科の偏在がある ・地域のかかりつけ医の必要性について、20歳未満の重症児は出生時の医療機関とのかかわりが深いため、あまり感じていない		・協力医療機関については、地域や診療科の偏在がある ・地域のかかりつけ医の必要性について、20歳未満の重症児は出生時の医療機関とのかかわりが深いため、あまり感じていない			
医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。		福祉局 障がい福祉課	医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を実施する					
			－	障がいに関するマークなど、障がいの理解啓発にかかる働きかけについて、大阪府などの関係先と連携しながら、引き続き啓発に取組む必要がある。	－	障がいに関するマークなど、障がいの理解啓発に係る働きかけについて、大阪府等関係先と連携しながら、引き続き啓発に取組む必要がある。		
			新型コロナウイルス感染症の影響により啓発を実施出来なかったことから、大阪府等関係先との連携しながら、医療機関に対する啓発の手法を検討する必要がある		大阪府等関係先と連携しながら、医療機関に対する啓発の手法を検討する必要がある			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合の介護ニーズについて、入院中の医療機関における重度訪問介護利用ができる対象者の範囲を拡大するなど、十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。	重度訪問介護事業	福祉局障がい支援課	重度障がい者入院時コミュニケーションサポートを利用していた方で、対象者となった方は、重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになり、入院時コミュニケーションサポート事業の利用者数が減少した。					
			最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している者に対して、入院中の医療機関においても、利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行う。	重度訪問介護を利用している方が、安心して入院治療ができるよう、十分な対応が可能となるよう働きかけの取り組みを行う。	意思疎通支援が必要な重度の障がい者が入院する際、必要な支援が受けられるよう、制度について周知を行った。 あわせて、入院中に意思疎通支援を必要とする方が適切に支援を受けることができるよう、対象者の拡大や報酬の見直しについて、国に対して要望した。	引き続き、国に対して、入院中に重度訪問介護を利用できる対象要件の拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけていく。		
			入院時の意思疎通支援を受け受けられる方は、重度訪問介護を利用している方でも区分6以上の方となっているため、対象者が限られている。		入院時の意思疎通支援を受け受けられる方は、重度訪問介護を利用している方でも区分6の方のみとなっているため、対象者が限られている。			
障がいのある人の歯科診療については、一般歯科医院での治療が困難な人が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。	障がい児（者）歯科診療事業	福祉局障がい福祉課	障がい児（者）の診療機会の確保					
			障がい者の歯科診療の機会を確保し、障がい者の歯科保健の向上、健康保持増進を図る。（診療件数2,822件）	地域の歯科診療機関において治療が困難な障がい児者の診療機会の確保に向けて引き続き事業継続が必要である。	障がい者の歯科診療の機会を確保し、障がい者の歯科保健の向上、健康保持増進を図る。（診療件数2,998件）	地域の歯科診療機関において治療が困難な障がい児者の診療機会の確保に向けて引き続き事業継続が必要である。		
			特別な設備や障がいに関する専門知識を有する介助者を必要とするなど診療の困難性や採算上の問題により、一般開業医での対応が困難な状況にある。		特別な設備や障がいに関する専門知識を有する介助者を必要とするなど診療の困難性や採算上の問題により、一般開業医での対応が困難な状況にある。			
障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、大阪府に対して障がい者医療費助成制度の対象範囲の拡大を要望するとともに、国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望していきます。	重度障がい者医療費助成	福祉局保険年金課	重度障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度障がい者の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障がい者の福祉の向上を図る。					
			【医療分】 対象者　44,889人 受診件数　1,420,362件	大阪府に対して対象範囲の拡大を要望するとともに、国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望する。	【医療分】 対象者　44,221人 受診件数　1,425,909件	大阪府に対して対象範囲の拡大を要望するとともに、国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望する。		
			大阪府の補助制度のもと助成を実施しているため、今後も大阪府に制度拡大等を引き続き要望する必要がある。		大阪府の補助制度のもと助成を実施しているため、今後も大阪府に制度拡大等を引き続き要望する必要がある。			
コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。	重度訪問介護【再掲】	福祉局障がい支援課	（令和3年度計画見込み）月あたり　1,884人、257,427時間　（令和4年度計画見込み）月あたり　1,897人、257,685時間					
			（事業内容） 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 （実績：月あたり） 1,801人、263,837時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。	（事業内容） 重度の肢体不自由者等で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 （実績：月あたり） 1,866人、268,558時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。		
			令和2年度と比べ、利用者数は減少したものの、利用時間数は増加している。令和4年度においても、増加傾向を見込んでおり、サービスとしてのニーズは高い。		令和3年度に比べると、利用者数及び利用時間数は増加しており、サービスとしてのニーズは高い。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業	福祉局障がい支援課	重度障がい者入院時コミュニケーションサポートを利用していた方で、対象者となった方は、重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになり、入院時コミュニケーションサポート事業の利用者数が減少した。					
			（事業内容） 介護者がいない者で意思疎通が困難な障がい者等が医療機関に入院する場合に、コミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る。 （令和3年度実績） 利用者　延べ0名　　認定者数　37名	障がいのある方の受診機会を保証し、安心して入院治療ができるよう、事業を継続する。元々、延べ利用者数は少なかったが、令和3年度は実績が0名となった。これは、新型コロナウイルスの影響で病院への立ち入り制限により利用控えのためと推察される。	（事業内容） 介護者がいない者で意思疎通が困難な障がい者等が医療機関に入院する場合に、コミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る。 （令和4年度実績） 利用者　延べ0名　　認定者数　38名	障がいのある方の受診機会を保証し、安心して入院治療ができるよう、事業を継続する。元々、延べ利用者数は少なかったが、令和3年度は実績が0名となった。これは、新型コロナウイルスの影響で病院への立ち入り制限により利用控えのためと推察される。		
			重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになったため、当事業の利用者は減少したものの、重度訪問介護の対象者以外の方が、入院時の意思疎通支援を必要する場合は当事業を利用する必要があるため、今後においても対象者からのニーズは高い。		重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになったため、当事業の利用者は減少したものの、重度訪問介護の対象者以外の方が、入院時の意思疎通支援を必要する場合は当事業を利用する必要があるため、今後においても対象者からのニーズは高い。			
	重症心身障がい児者医療コーディネート事業（再掲）	健康局健康施策課	地域の協力医療機関の確保　350か所（平成28年度～） 地域のかかりつけ医の紹介　190名（平成28年度～）					
			地域の協力医療機関の確保　356か所(平成28年～令和3年度) 地域のかかりつけ医の紹介　78名（平成28年～令和3年度）	・地域偏在を解消し、登録数の比較的少ない外科・整形外科を積極的に確保する ・成人で高度専門病院を主治医としている登録者へのアプローチ	地域の協力医療機関の確保　363か所(平成28年～令和4年度) 地域のかかりつけ医の紹介　97名（平成28年～令和4年度）	・地域偏在を解消し、登録数の比較的少ない精神科・心療内科・脳神経外科を積極的に確保する ・成人で高度専門病院を主治医としている登録者へのアプローチ		
			・協力医療機関については、地域や診療科の偏在がある ・地域のかかりつけ医の必要性について、20歳未満の重症児は出生時の医療機関とのかかわりが深いため、あまり感じていない		・協力医療機関については、地域や診療科の偏在がある ・地域のかかりつけ医の必要性について、20歳未満の重症児は出生時の医療機関とのかかわりが深いため、あまり感じていない			

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				取組指標					
				取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
	重症心身障がい児（者）が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業（重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業）	福祉局障がい支援課	平成31年度から重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業において、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施。					
				医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の基盤づくりを行う。	引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、養成した人材の確保と事業所等への配置を目的とした取り組みを行う。	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する法人に事業を委託し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を実施した。	引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成と確保を進めつつ、配置と活動状況についての調査を行い、状況の把握を行う。		
				当事業において養成した医療的ケア児等コーディネーターの確保及び事業所等への配置を目的とした取り組みを行っていく必要がある。		当事業において養成した医療的ケア児等コーディネーターの配置及び活動状況を把握したうえで、医療的ケア児やその家族への相談ニーズに対応できる体制について検討する必要がある。			
		自立支援医療給付（更生医療）	福祉局障がい支援課	身体障がい者の医療費の一部を助成することにより、障がいの軽減や機能改善のための適切な医療の受診を図る。					
				（更生医療） 障がい者が日常生活の改善や機能の改善を目的として受ける医療の費用の一部を助成する。 令和3度実施状況：7,110件	引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。	（更生医療） 身体障がい者を対象に日常生活の改善や機能の改善を目的として受ける医療の費用の一部を助成する。 令和4度実施状況：7,280件	引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。		
				更生医療の制度では、原則1医療機関での受診となっているが、拠点病院の患者数増加に伴い、病診連携が必要となり、2医療機関での受診の必要性が高まってきている		患者が円滑に医療費の助成制度を利用できるように事業を実施していく。			
		自立支援医療給付（精神通院医療）	健康局こころの健康センター	適切な医療の普及を促進し、地域での生活を医療から支援する					
				（精神通院医療） 自立支援医療（精神通院医療）を助成することにより、精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する。 R3年度実施状況： 74,457件	引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。	（精神通院医療） 自立支援医療（精神通院医療）を助成することにより、精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する。 R4年度実施状況： 78,481件	引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。		
				継続的な支援の実施により、今後も精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する。		継続的な支援の実施により、今後も精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する。			
		自立支援医療（育成医療）	健康局保健所管理課	身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がいが軽減される場合に指定の医療機関で受ける医療費の一部を助成する。					
				（育成医療） 身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がいが軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部を助成する。 実人員：210人	引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。	（育成医療） 身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がいが軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部を助成する。 実人員：180人	引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。		
				患者が円滑に医療費助成を受けられるよう、事業を実施していく。		患者が円滑に医療費助成を受けられるよう、事業を実施していく。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（2）地域におけるリハビリテーション・医療の充実								
（ア）地域におけるリハビリテーション体制の整備								
障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、筋委縮性側索硬化症や重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。		福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター管理課	大阪市域における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係機関が相互に有機的連携を図ることにより、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。					
			・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。（評議員会・総会等） ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。	今後も、目的を達成するための取組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。	・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。（評議員会・総会等） ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。	今後も、目的を達成するための取組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。		
			障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。		障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。			
心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実を図ります。		福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター管理課	大阪市域における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係機関が相互に有機的連携を図ることにより、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。					
			・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。（評議員会・総会等） ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。	今後も、目的を達成するための取組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。	・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。（評議員会・総会等） ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。	今後も、目的を達成するための取組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。		
			障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。		障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。			
舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターでは、スポーツセンターの環境を有効に活用し、利用者のライフスタイルに応じてのリハビリテーション、運動プログラムの作成を支援する相談事業を行います。	障がい者スポーツセンターの運営	福祉局 障がい福祉課（施設G）	スポーツ医事相談等の実施を通じて、障がい者のライフスタイルに応じた運動プログラムを支援する					
			スポーツをする際に不安を抱える障がいのある方に対して、医学的側面からアドバイスをすることを目的として、スポーツ医事相談及びリハビリ相談事業を実施。	オンラインの活用など、コロナ禍にも対応した取組により利用者の相談に対応する。	スポーツをする際に不安を抱える障がいのある方に対して、医学的側面からアドバイスをすることを目的として、スポーツ医事相談及びリハビリ相談事業を実施。	オンラインの活用など多様な手法や利用ニーズに即した相談方法を検討。		
			令和3年度 相談件数：99件 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用者数が大幅に減少したことに伴い、相談件数も減少。		令和4年度 相談件数：97件 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用者数が大幅に減少したことに伴い、相談件数も減少。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（イ）中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実								
中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携をとり、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立した生活を送るための訓練ができるような支援体制の整備に努めます。		福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター管理課	大阪市域における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係機関が相互に有機的連携を図ることにより、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。					
			・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。（評議員会・総会等） ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。	今後も、目的を達成するための取組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。	・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。（評議員会・総会等） ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。	今後も、目的を達成するための取組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。		
			障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。		障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。			
（ウ）地域における医療連携体制の構築								
2025（令和7）年に必要な病床機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）を確保していくために、病床機能のあり方を検討していくとともに、各病床機能の分化と連携を促進し、効率的かつ質の高い医療体制を構築していきます。	大阪市病床機能懇話会、大阪市在宅医療懇話会等	健康局 健康施策課	医療・病床懇話会　2回 在宅医療懇話会　1回 病院連絡会（大阪市二次医療圏の全病院が参画）　2回 保健医療協議会　5回 病床機能・診療機能等における医療実態の可視化、将来のあるべき医療提供体制の方向性について検討を行う。					
			地域医療構想推進のため、医療機関ごとの診療実態の分析結果をもとに、2025年における将来のあるべき姿に向けて、公・民分け隔てなく地域の課題を共有し、医療機関の自主的な機能分化の認識の共有を図った。 医療・病床懇話会　1回 在宅医療懇話会　0回（コロナの影響により中止） 病院連絡会（大阪市二次医療圏の全病院が参画）　1回 保健医療協議会　5回	地域医療構想の実現に向けたさらなる取組が必要	地域医療構想推進のため、医療機関ごとの診療実態の分析結果をもとに、2025年における将来のあるべき姿に向けて、公・民分け隔てなく地域の課題を共有し、医療機関の自主的な機能分化の認識の共有を図った。 医療・病床懇話会　1回 在宅医療懇話会　1回 病院連絡会（大阪市二次医療圏の全病院が参画）1回 保健医療協議会　5回	地域医療構想の実現に向けたさらなる取組が必要		
			将来のあるべき姿に向けて、自主的な取組みを進めるため、病院関係者と今後も認識の共有を図っていく必要がある。		将来のあるべき姿に向けて、自主的な取組みを進めるため、病院関係者と今後も認識の共有を図っていく必要がある。			
（エ）医療的ケアの体制整備								
障がい福祉サービス事業所に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業（重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業）	福祉局 障がい支援課	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所の充実を図るため、事業所研修等を実施して地域生活支援の基盤づくりを行う。					
			医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の基盤づくりを行う。	引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、養成した人材の確保と事業所等への配置を目的とした取り組みを行う。	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を行った。	引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、養成した人材の確保と事業所等への配置を目的とした取り組みを行う。		
			令和3年度　（基礎研修）113人修了　（応用研修①）39人修了　（応用研修②）32人修了		令和4年度　（基礎研修）90人修了　（応用研修①）36人修了　（応用研修②）31人修了			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
特にニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業（重症心身障がい児者等医療型短期入所事業）	福祉局障がい支援課	医療型ショートステイ拡充をめざし病床確保およびサービス提供を実施					
			重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。 6医療機関で実施 延333件、2,223日利用	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。	重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるよう、医療機関に対して業務委託を行った。 6医療機関で実施 延271件、1,844日利用	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。		
			ニーズの高い医療型ショートステイの受け入れ先のさらなる確保が必要である。		令和4年度においては、新型コロナウイルスによる医療のひっ迫や利用控えの影響を受け、利用が伸び悩んだ。引き続き、ニーズに対応できるだけの受け入れ先の確保が必要である。			
医療的ケアを必要とする障がいのある人が地域の身近なところでサービスを利用できるよう、障がい福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう国に要望していきます。		福祉局障がい支援課	医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう、引き続き、国に要望していく。					
			医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう、引き続き、国に要望していく。	医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう、引き続き、国に要望していく。	医療的ケアを必要とする方を支援する際の障がい福祉サービス等報酬について十分な報酬単価となるよう、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議等で国に要望した。	医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう、引き続き、国に要望していく。		
			二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議等で国に要望する。		医療的ケアへの対応にかかる報酬の評価が不十分である。			
医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが地域において必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関係機関が連携するための体制整備に努めます。	大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議の設置	福祉局障がい支援課	医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る					
			医療的ケアの必要な障がいのある児童（以下「医療的ケア児」という）の支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることで、医療的ケア児の切れ目ない支援の実現を目指す。 令和3年度　令和4年2月14日開催	各関係機関が把握する様々な情報により、医療的ケア児が現在利用している支援制度に加えて、ライフステージに応じた利用可能な他制度の把握の方法を確立し、切れ目ない支援の実現を目指す。	医療的ケアの必要な障がいのある児童（以下「医療的ケア児」という）の支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、医療的ケア児の切れ目ない支援を実現するため、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有と検討を行った。 令和4年度　令和5年2月10日開催	引き続き関係機関が連携し、医療的ケア児のライフステージに応じたサービスや課題を把握、検討し、切れ目ない支援の実現を目指す。		
			行政が支援の対象となる医療的ケア児を包括的に把握する仕組みを確立するために、各事業の対象要件を集約し、個人単位で現在利用している支援制度等の情報をリスト化する等の取り組みを進めているところである。今後、切れ目ない支援の実現に向けて、医療的ケア児が現在利用している支援制度に加えて、ライフステージに応じた利用可能な他制度を把握し、サービス利用を案内することが求められるところであるが、事業ごとに対象者の要件となる項目が異なることから、他事業を利用可能か判断するための情報が不足していることが課題である。		今後、医療的ケア児の実態把握を進めるとともに、必要とされている支援や、解決すべき課題を整理し、関係部局が連携しながら検討することが求められている。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
1－（3）療育支援体制の整備								
（ア）療育支援体制の充実								
大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般を含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。	小児慢性特定疾病医療費	健康局保健所管理課	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、医療費助成を実施する。					
			児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。	引き続き、患児家庭の医療費の自己負担分の一部を助成する。	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。 患者が円滑に医療費助成を受けられるよう、事業を実施していく。	引き続き、患児家庭の医療費の自己負担分の一部を助成する。		
		福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター診療所	就学前の乳幼児を対象に、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、運動発達に関する相談と発達障がいに関する相談検査をそれぞれ実施する。					
			就学前の乳幼児を対象に、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、運動発達に関する相談と発達障がいに関する相談検査をそれぞれ小児科で実施している。 令和3年度実施件数：新規143件、再診548件、PT指導14件、その他2,152件） 近年、療育相談の充実に対するニーズは非常に高く、発達障がい（疑い含む）の相談が大半を占めている。関係機関と連携をより一層密にし、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努める。	障がいのある子どもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう関係機関等が連携して療育支援体制の充実に努める。	就学前の乳幼児を対象に、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、運動発達に関する相談と発達障がいに関する相談検査をそれぞれ小児科で実施している。 令和4年度実施件数：新規79件、再診319件、PT指導10件、その他1,313件） 近年、療育相談の充実に対するニーズは非常に高く、発達障がい（疑い含む）の相談が大半を占めている。関係機関と連携をより一層密にし、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努める。	障がいのある子どもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう関係機関等が連携して療育支援体制の充実に努める。		
障がいのあるこどもについては、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や4・5歳児発達相談等によって障がいが疑われたこどもへの早期療育支援体制の充実に努めます。	発達障がい児専門療育機関（再掲）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	身近な地域で障がい特性に応じた効果的な支援を提供する体制を構築する。					
			自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所　定員280人 低年齢児でも広汎性発達障がいの診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組みが必要。	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。	自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所　定員280人 低年齢児でも広汎性発達障がいの診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組みが必要。	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。		
発達障がいのあるこどもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。	発達障がい児専門療育機関（再掲）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	身近な地域で障がい特性に応じた効果的な支援を提供する体制を構築する。					
			自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所　定員280人 低年齢児でも広汎性発達障がいの診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組みが必要。	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。	自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所　定員280人 低年齢児でも広汎性発達障がいの診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組みが必要。	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。		

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
保護者も含めた家族を支援する観点にたち、地域で安心して子育てを行っていけるよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取組ができるよう支援します。	障がい児等療育支援事業	福祉局 障がい 福祉課	障がい児等療育支援事業所設置数　11か所					
			主として障がい受容が進んでいないために、法定給付事業を受けることが出来ない在宅障がい児(者)及びその保護者に対する訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談・指導及び障がい児の通う施設等の職員に対する療育技術の指導を行う。 設置数：　12か所 訪問指導：　延552件 外来指導：　延1,989件 施設指導：　延287件	引き続き事業を継続する。	主として障がい受容が進んでいないために、法定給付事業を受けることが出来ない在宅障がい児(者)及びその保護者に対する訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談・指導及び障がい児の通う施設等の職員に対する療育技術の指導を行う。 設置数：　13か所 訪問指導：　延512件 外来指導：　延1,985件 施設指導：　延312件	引き続き事業を継続する。		
			継続的な支援の実施により、障がい受容を進め、適切な社会資源へ繋げることで、在宅の障がい児（者）の地域での円滑な生活に寄与している。		継続的な支援の実施により、障がい受容を進め、適切な社会資源へ繋げることで、在宅の障がい児（者）の地域での円滑な生活に寄与している。			
	発達障がい者支援センターにおける親支援講座	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課	発達障がいのある児童の保護者を対象に、適切な子育ての方法を学び身につけるプログラムを実施					
			地域サポートコーチを配置し、発達障がい児（者）の家族に対し、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施。 親支援講座　140回　　延1,337人	・今後も引き続き発達障がいへの親支援講座を実施するとともに、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。	地域サポートコーチを配置し、発達障がい児（者）の家族に対し、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施。 親支援講座　138回　　延1,634人	・今後も引き続き発達障がいへの親支援講座を実施するとともに、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。		
			・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、回数減となっているが、、継続した取り組みが必要である。		・親支援講座では、一部の講座で応募者が少ないものがあり、講座構成に工夫が必要である。			
（イ）連携の強化								
障がいのあるこどもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が継続的かつ円滑に行われるよう努めます。	発達障がい者支援センター連絡協議会	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課	発達障がい者の状況に関する情報を共有し、発達障がい者への総合的なサービス提供、必要な支援に関する検討を実施					
			発達障がい者の状況に関する情報を共有し、発達障がい者への総合的なサービス提供、必要な支援に関する検討を行うため、保健、医療、保育、教育、福祉、労働等の各分野の支援者が連携を図る。 2回実施	各分野と連携し、情報共有、必要な支援等に関する検討を行うため、今後も実施していく。	発達障がい者の状況に関する情報を共有し、発達障がい者への総合的なサービス提供、必要な支援に関する検討を行うため、保健、医療、保育、教育、福祉、労働等の各分野の支援者が連携を図る。 2回実施	各分野と連携し、情報共有、必要な支援等に関する検討を行うため、今後も実施していく。		
1－（4）精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備								
（ア）地域精神保健福祉相談体制の充実								
地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）などと連携強化するとともに、精神障がいのある人の複合的課題に対応していけるよう、こころの健康センターが、助言・指導などの技術的支援を行います。	精神保健福祉訪問指導 （再掲）	健康局 こころの健康センター	精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、専門的な助言・指導					
			保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談指導を行う。（実人数1,034人、延人数2,294人）	本市HPなどを利用した事業周知	保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談支援を行う。（実人数1,019人、延人数2503人）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（疾病そのものの予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。	こころの健康センターにおける相談支援（再掲）	健康局こころの健康センター	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
			保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。（実人数2,857人、延人数27,709人）	本市HPなどを利用した事業周知	保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。（実人数3,289人、延人数30,669人）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
	専門医による精神保健福祉相談事業（再掲）	健康局こころの健康センター	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
			医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。（640回、延1,611件）	本市HPなどを利用した事業周知	医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。（654回、延1649件）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
	地域生活安定支援事業（再掲）	健康局こころの健康センター	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
			回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。（203回、延1,084件）	本市HPなどを利用した事業周知	回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。（278回、延1,081人）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
	精神保健福祉相談（再掲）	健康局こころの健康センター	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
			保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。（実人数2,857人、延人数27,709人）	本市HPなどを利用した事業周知	保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。（実人数3,289人、延人数30,669人）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
相談体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適応するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、外出することが困難な精神障がいのある人が、安心して参加できる居場所づくり等の取組を行います。	地域生活安定支援事業	健康局こころの健康センター	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
			回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。（211回、延850件）	本市HPなどを利用した事業周知	回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。（地域生活向上教室：278回、延1,081人）	本市HPなどを利用した事業周知		
			安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（イ）地域精神医療体制の整備								
精神科救急医療体制については、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、引き続き充実を図るとともに、精神科身体合併症 を有する患者に対しては、2015（平成27）年8月より運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、精神科身体合併症患者に対する救急医療体制の充実を図ります。	精神科救急医療体制整備	健康局こころの健康センター	大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、精神科救急医療体制の充実を図る					
			休日・夜間等において、緊急な医療を必要とする精神障がい者のために精神科救急医療体制を整備し、円滑な医療及び保護を図った。 【府市堺】 救急入院用病床確保（3,048件） 外来受診件数（262件） 入院件数（1,477件） 身体合併症受入れ件数（283件）	大阪府及び堺市と共同実施の継続	休日・夜間等において、緊急な医療を必要とする精神障がい者のために精神科救急医療体制を整備し、円滑な医療及び保護を図った。 【府市堺】 救急入院用病床確保（3,051件） 外来受診件数（241件） 入院件数（1,493件） 身体合併症受入れ件数（414件）	大阪府及び堺市と共同実施の継続		
			市内における精神科病院数が少ない		市内における精神科病院数が少ない			
また、市民が身近なところで医療サービスを受けることのできるよう一般病院とも連携を進め、その方策を検討します。	精神障がい者24時間医療相談事業	健康局こころの健康センター	大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、精神科救急医療体制の充実を図る					
			精神障がい者及び家族等からの様々な緊急的な相談に対して、精神保健福祉士等の専門相談員が対応を行った。（17,809件）	医師によるオンコール体制	精神障がい者及び家族等からの様々な緊急的な相談に対して、精神保健福祉士等の専門相談員が対応を行った。（17,325件）	医師によるオンコール体制		
			専門性も問われる相談内容		専門性も問われる相談内容			
1－（5）依存症対策の推進								
（ア）依存症に対する理解の推進								
アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう、依存症である人の支援者に対する研修を実施するとともに、依存症である人の家族に対する家族教室の充実、依存症に関する普及啓発に努めます。	市民向け啓発講演会 依存症者家族支援事業 依存症支援者育成研修事業	健康局こころの健康センター	依存症患者、依存症に関連する問題を有する者、依存症が疑われる者、依存症になるリスクを有する者及びその家族等の地域におけるニーズに総合的に対応する。					
			【市民向け啓発講演会（アルコール・薬物・ギャンブル等）】アルコール2回、薬物1回実施。（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、薬物1回ギャンブル等2回中止） 【依存症の家族教室】アルコール3回、薬物3回、ギャンブル等6回実施。 【飲酒と健康を考える会】3回実施（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1回中止）	本市HPなどを利用した事業周知	【市民向け啓発講演会（アルコール・薬物・ギャンブル等）】アルコール2回、薬物2回、ギャンブル等2回実施。 【依存症の家族教室】アルコール5回、薬物5回、ギャンブル等6回実施。 【飲酒と健康を考える会】2回実施	本市HPなどを利用した事業周知		
			引き続き普及啓発に努めるとともに、対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある。		引き続き普及啓発に努めるとともに、対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある。			
（イ）相談支援体制の充実								
各依存症に対する相談窓口を設置し、依存症である人やその家族等に対する専門相談の充実を図ります。	依存症相談員の配置 依存症専門相談	健康局こころの健康センター	依存症患者、依存症に関連する問題を有する者、依存症が疑われる者、依存症になるリスクを有する者及びその家族等の地域におけるニーズに総合的に対応する。					
			依存症相談員による相談　1,137件 依存症専門医による専門相談（アルコール・薬物・ギャンブル等）　72件	本市HPなどを利用した事業周知	依存症相談員による相談　1,112件 依存症専門医による専門相談（アルコール・薬物・ギャンブル等）　86件	本市HPなどを利用した事業周知		
			引き続き普及啓発に努めるとともに、対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある。		引き続き普及啓発に努めるとともに、対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
地域における依存症支援体制検討会、依存症関係機関連携会議等を通じ、各関係機関との連携を図り、依存症である人の支援についての協議、検討を進めます。	大阪府依存症関係機関連携会議	健康局こころの健康センター	依存症患者、依存症に関連する問題を有する者、依存症が疑われる者、依存症になるリスクを有する者及びその家族等の地域におけるニーズに総合的に対応する。					
			大阪府依存症関係機関連携会議に参加し、各関係機関との連携を図っている。	関係機関との連携	大阪府依存症関連機関連携会議に参加し、各関係機関との連携を図っている。	関係機関との連携		
			引き続き関係機関との連携に努める。		引き続き関係機関との連携に努める。			

１－（６）難病患者への支援

（ア）医療制度の充実

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定され、医療費の助成対象となる疾病が拡大されたところであり、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていきます。	特定医療費（指定難病）	健康局保健所管理課	指定難難の患者に対し、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図り、国民保健の向上を図ることを目的として医療費助成を実施する。					
			難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、医療費助成を実施。	引き続き医療費助成を実施するとともに、患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていく。	難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、医療費助成を実施。	引き続き医療費助成を実施するとともに、患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていく。		
			患者が円滑に医療費助成を受けられるよう、事業を実施していく。		患者が円滑に医療費助成を受けられるよう、事業を実施していく。			

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）、課題及び今後の方向性					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			取組指標					
			取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）	取組内容・成果（P：計画・D:実行） 課題（C:評価）	今後の方向性（A：改善）
（イ）保健事業の充実								
難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師、小児慢性特定疾病児の養育経験者（ピアカウンセラー）等による医療、保健、福祉等に関する療養相談会や、患者・家族の療養生活上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等について、患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。	難病患者療養相談事業	健康局保健所管理課	アンケート集計結果、療養相談会の参加者満足度を80％以上とする					
			患者及びその家族に対して、同じ病気を持つ者同士を一堂に会し、相談に応ずることにより、適切な治療、保健、栄養に関する指導・助言並びに患者・家族の交流等を行う。（R3年度は新型コロナウイルス感染防止のため交流会を中止し、個別相談のみとし、全13回のうち6回開催・全体講演会1回開催した。 満足度　参加者アンケート結果95.8% 療養相談会参加者数（延べ）　63人	引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る	患者及びその家族に対して、同じ病気を持つ者同士を一堂に会し、相談に応ずることにより、適切な治療、保健、栄養に関する指導・助言並びに患者・家族の交流等を行う。R4年度は疾患別の相談会及び交流会を13回実施し、全体講演会1回開催した。 満足度　参加者アンケート結果94.6% 療養相談会参加者数（延べ）　230人	引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る		
			引き続き対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある		引き続き対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある			
	小児慢性特定疾病児等療養相談事業	健康局保健所管理課	アンケート集計結果、療養相談会の参加者満足度を80％以上とする					
			小児慢性特定疾病児等と家族を対象に医療及び療養、栄養等に関する助言や相談等を行うとともに、参加者同士の交流会を設け、日常生活を送っていく上での各成長段階に応じた様々な不安や悩みなどの解消を図る。また小児慢性特定疾病児等の養育経験者（ﾋﾟｱｶｳﾝｾﾗｰ）による相談を同時に実施し患者・家族の精神的な負担軽減を図る（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、5回開催予定が2回開催となった。また、交流会、ピアカウンセリング相談を実施せず）。 満足度　参加者アンケート結果96.2% 療養相談会参加者数（延べ）　38人	引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る。 新型コロナウイルスの影響により開催中止が続いているため、講演会を動画配信する。	小児慢性特定疾病児等と家族を対象に医療及び療養、栄養等に関する助言や相談等を行うとともに、参加者同士の交流会を設け、日常生活を送っていく上での各成長段階に応じた様々な不安や悩みなどの解消を図る。また小児慢性特定疾病児等の養育経験者（ﾋﾟｱｶｳﾝｾﾗｰ）による相談を同時に実施し患者・家族の精神的な負担軽減を図る。また、会場で5回開催し、会場録画動画を配信した。 満足度　参加者アンケート結果91.7% 療養相談会参加者数（延べ）　17人 会場録画動画配信申込　185人/310回再生	引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る。 新型コロナウイルスの影響により開催中止が続いているため、講演会を動画配信する。		
			引き続き対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある		引き続き対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある			